

第5次企業局経営5か年計画

令和4年度～令和8年度



はじめに

企業局では、水道用水供給事業、工業用水道事業及び地域整備事業の3つの事業を経営していますが、それぞれが今大きな課題に直面しています。

水道用水供給事業については、節水技術や人々の節水意識の向上に加え、今後は人口減少が進むことから、水需要の減少は不可避のものとなっています。

工業用水道事業についても、給水区域の住宅化に伴い工場からマンションへの転換が進む中で、工業用水の利用が減少しています。

一方で、両事業ともに施設・設備の老朽化対策、大規模災害に備えるための危機管理体制の強化は、待ったなしの状況にあります。

地域整備事業については、コロナ禍においても、高速道路網整備が進み県内産業用地の需要は底堅いものの、消費低迷により県内経済の先行きが不透明な中、こうした状況がいつまでも続くとは考えられません。

このように経営を取り巻く環境がより一層厳しさを増す中で、今後も健全経営を維持し、経営基盤を強化していくため、第5次企業局経営5か年計画を策定しました。

本計画では、計画全体を貫く経営の基本方針を「事業の選択と経営資源の集中」「地域社会への貢献や環境負荷の低減」「持続可能な経営基盤の確立」とし、この基本方針の下、事業ごとに経営目標を定め、この目標を達成すべく経営状況の分析や将来の事業環境の把握を行いました。

これらの分析結果を踏まえ、施策の方向性と具体的な数値目標を定めました。

目標達成のため、需要に見合った水道施設・設備のダウンサイジング、災害に備えた水道施設の機能拡張に取り組むとともに、知事部局で進める「あと数マイルプロジェクト」などと連携し、高規格道路周辺の産業団地整備などに取り組むこととしています。

また、県5か年計画で掲げる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて、基本姿勢に掲げるSDGsを推進するとともに、ポストコロナを見据えつつ、業務のデジタル化を推進していきます。

企業局といたしましては、こうした時代の大きな変化を、人材、施設や設備、資金、ノウハウといった企業局の持つ経営資源を総動員して乗り越え、県民生活の安全・安心の確保や県内産業の振興といった企業局に与えられた使命をしっかりと果たしてまいります。

令和4年2月

埼玉県公営企業管理者 北島 通次



目 次

第1章 経営計画策定の趣旨	1
1 目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第2章 これまでの経営改革	2
1 水道用水供給事業	2
2 工業用水道事業	6
3 地域整備事業	10
4 職員定数	13
第3章 経営の基本方針	14
経営の3本柱	14
第4章 事業計画	16
1 事業計画の構成	16
2 水道用水供給事業	17
3 工業用水道事業	55
4 地域整備事業	83
第5章 計画を着実に実行する仕組み	102
1 マネジメントサイクル	102
2 予算との連動	102
3 外部評価の実施	102
4 人材開発	102
資料編	103
1 投資・財政計画	104
2 事業の廃止・撤退	109
3 用語解説	111

第1章 経営計画策定の趣旨

1 目的

埼玉県企業局は、昭和38年に発足以来、時代の要請に応えつつ、合理的かつ能率的経営に努め、県民の暮らしを支える上で必要なサービスの提供を通じて県民の福祉の増進に寄与してきました。

平成14年度以降は、更に計画性・透明性の高い企業経営を実現するため、企業局経営5か年計画を定め、PPP/PFI手法の活用や発電事業の民間譲渡など積極的な経営改革に取り組みました。

全国の公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少や、施設等の老朽化による大量更新期の到来、災害・危機管理対応などにより厳しさを増しており、埼玉県企業局も例外ではありません。

そこで、第4次経営5か年計画が令和3年度で終了することを踏まえ、持続可能な社会の実現に向けて、将来にわたり県民生活に必要なサービスを安定的に提供できるよう経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、第5次経営5か年計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 第4次企業局経営5か年計画(平成29年度～令和3年度)の後継計画とします。
- (2) 平成31年3月29日付け総務省通知「経営戦略の策定・改定の更なる推進について」に掲げる「経営戦略」とします。

3 計画期間

令和4年度から令和18年度までの15年間[※]の需要予測や収支見通しを踏まえた上で、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

※ 地域整備事業は5年間で予測しています。

第2章 これまでの経営改革

1 水道用水供給事業

(1) 事業概要

埼玉県水道用水供給事業は、人口増加と生活水準の向上による水需要の増加への対応及び地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下の防止を目的とし、令和3年4月1日現在、5浄水場から日量174万 m^3 の水道用水を58市町（55団体）に供給しています。

① 施設

令和3年4月1日現在

事業 項目	埼玉県水道用水供給事業					
	浄水場	大久保浄水場	庄和浄水場	行田浄水場	新三郷浄水場	吉見浄水場
建設(認可)開始年月日		昭和39. 3. 3	昭和45. 3. 27	昭和52. 2. 10	昭和53. 4. 1	平成 3. 3. 30
完成(予定)年月日		昭和59. 6. 30	昭和53. 3. 31	平成13. 3. 31	平成 8. 5. 31	平成17. 6. 30
給水開始年月日		昭和43. 4. 2	昭和49. 4. 20	昭和59. 7. 1	平成 2. 7. 1	平成17. 7. 1
現在施設能力 (m^3 /日)		1,300,000	350,000	500,000	365,000	150,000
		2,665,000				
送水管路延長		777,138 m				
水源計画		下久保ダム、利根川河口堰、農業用水合理化等、渡良瀬遊水池、草木ダム、北千葉導水路、有間ダム、奈良俣ダム、浦山ダム、荒川調節池、八ッ場ダム、滝沢ダム、合角ダム、権現堂調節池、思川開発				
水利権 (m^3 /秒)		11.115	3.592	4.896	4.324	1.776
		25.703				
給水市町(団体)数		55 団体 (34市18町3企業団)				
計画給水人口		6,490 千人(令和7年度)				
現在給水人口		7,283 千人				

②料金の推移

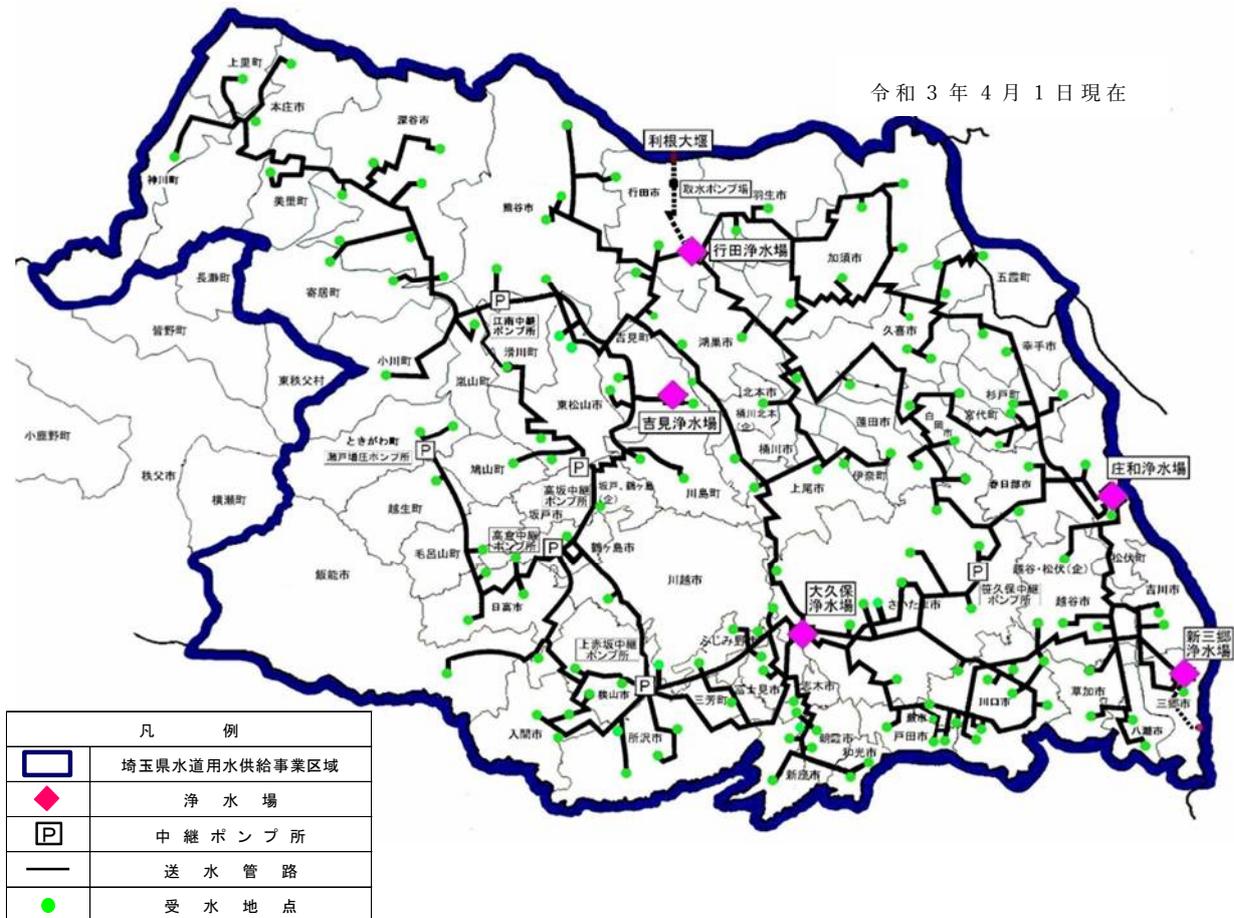
(単位：円/㎡)

区分	年度	昭和	43	44	45	46	47	48	49		50		51	52	53		54	55	56	57	58	59		60	61	62	63	平成	元		2	3	4	
		4	7	4	10	4	8	4	7	4	10	4	8	4	7	4	7	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
旧広域第一水道	中央第一	11						15				20.50	22	30		33	33.50																	
	東部第一							20		24		25		33		36	36.50		39						42		47	48.41	47.70	59.13				
	西部第一							20		24		25		33		36	36.50																	
旧広域第二水道															40.60	44.50	51.30	59						77		79	81.37	80.18	86.10					
拡大区域																																		
消費税転嫁																													3%内税		1.5%内税			

区分	年度	平成	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	令和	元		2	
		4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
旧広域第一水道	中央第一	59.13						57.41				61.78						61.78																
	東部第一	59.13						57.41		61.78						61.78																		
	西部第一																													59.13				
旧広域第二水道	86.10						65.35																											
拡大区域	108.60						86.13																											
消費税転嫁	1.5%内税						5%外税														8%外税						10%外税							

注 (2本線) は条例改正を示します。

③ 埼玉県水道用水供給事業供給区域



(2) これまでの経営改革

平成 3 年 4 月、水道施設の効率的運用と水道用水の更なる安定供給を目指して「広域第一水道事業（さいたま市、春日部市、川越市ほか 19 市町）」と「広域第二水道事業（熊谷市ほか 21 市町）」の 2 事業を統合するとともに、給水区域の拡大と合わせて、事業名を「埼玉県水道用水供給事業」に改称しました。

埼玉県水道用水供給事業の一日最大送水量は、平成 14 年度の 202 万 m^3 をピークに減少トレンドとなっていますが、平成 17 年には、料金を統一するとともに吉見浄水場運転管理業務を民間に委託、平成 20 年度には大久保浄水場排水処理施設の P F I 事業が供用開始（設計・建設 平成 16 年度～平成 19 年度）するなど能率的な経営に努め、平成 4 年度以降は経常利益を確保しています。

平成 22 年度、23 年度に高金利企業債の繰上償還を実施し、約 40 億円の利息軽減を実現しました。

全国に先駆け、浄水場から排出する温室効果ガスを削減するため、太

陽光発電設備を行田浄水場（平成 23 年度）、吉見浄水場（平成 26 年度）へそれぞれ設置しました。その後、設備更新時には、省エネルギー機器を導入し、温室効果ガス排出量とエネルギーコストの削減を同時に達成しました。

令和 2 年度にハッ場ダムが完成し、水利権の全量が安定水利権化したことで、渇水時の厳しい取水制限が回避できるようになり、安全・安心な水を安定的に供給できるようになりました。

＜工事着手後の埼玉県水道用水供給事業経営の沿革＞

歴 年	沿 革	一日平均送水量 (万 m ³ /日)
昭和 38 年	「中央第一水道用水供給事業」(さいたま市ほか3市)の建設工事に着手	
昭和 39 年	水道用水供給事業に地方公営企業法を適用	
昭和 43 年	大久保浄水場から県南中央地域(蕨市ほか3市)へ給水を開始 「中央第一水道用水供給事業」(川口市ほか3市)の第一期拡張工事に着手	6
昭和 45 年	「東部第一水道用水供給事業」(春日部市ほか7市町)及び「西部第一水道用水供給事業」(川越市ほか10市町)の建設工事に着手	16
昭和 49 年	庄和浄水場から県南東部地域(越谷市ほか7市町)へ給水を開始 大久保浄水場を拡張し、県南西部地域(所沢市ほか10市町)へ給水を開始	51
昭和 52 年	「広域第二水道用水供給事業」(熊谷市ほか21市町)の建設工事に着手	80
昭和 53 年	中央第一、東部第一及び西部第一の3事業を統合し、「広域第一水道用水供給事業」と改称 「広域第二水道用水供給事業」の暫定給水を開始	86
昭和 59 年	行田浄水場から県中央部(上尾市ほか17市町)へ給水を開始	118
昭和 63 年	広域第二水道の給水区域拡張建設工事に着手	135
平成 2 年	新三郷浄水場を新設	152
平成 3 年	広域第一と広域第二を統合し、「埼玉県水道用水供給事業」と改称 給水区域を県北部まで拡張	160
平成 17 年	料金を統一 吉見浄水場を新設し、運転管理を委託	185
平成 20 年	大久保浄水場排水処理施設(PFI事業)の供用開始	182
平成 24 年	行田浄水場に太陽光発電設備(メガソーラー)を設置	177
平成 26 年	吉見浄水場に太陽光発電設備を設置	175
平成 27 年	平成27年度優良地方公営企業総務大臣表彰受賞	174
令和 2 年	水利権の全量が安定水利権化	174

※ 市名は令和3年4月1日現在

2 工業用水道事業

(1) 事業概要

埼玉県南部工業用水道事業は、工業用水道事業法に基づき産業基盤の整備と地盤沈下の防止を図ることを目的とし、令和3年4月1日現在、柿木及び大久保の両浄水場(給水能力 253,000 m³/日)から、工業用地下水の汲み上げ規制区域である県南東部地域6市(さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、草加市及び八潮市)の146の工場等事業所に給水を行っています。

① 施設

令和3年4月1日現在

事業名	埼玉県南部工業用水道事業	
浄水場	大久保浄水場	柿木浄水場
承認年月日	昭和39. 3. 4	昭和37. 11. 15
事業届出年月日	昭和38. 8. 16	昭和36. 10. 1
完成年月日	平成 8. 1. 12	平成 8. 1. 12
給水開始年月日	昭和43. 4. 1	昭和39. 11. 1
建設単価	115,279 円/m ³	
総事業費	29,165,640 千円	
取水能力 (m ³ /日)	95,040	165,024
	260,064	
給水能力 (m ³ /日)	93,000	160,000
	253,000	
契約水量	182,182 m ³ /日	
一日平均配水量	110,846 m ³ /日	
配水管路延長	193,650 m	
水源計画	下久保ダム、中川自流	
水利権	3.01 m ³ /秒	

②料金の推移

(単位：円/m³)

年度 区分	昭和	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成	元	2	3	4	5	6
	39~47																							
基本料金	4	6		10		14.30		16.70		17.70		18.23		23.20										
特別料金	5	8		13		18.60		21.70		23.00		23.69		30.16										
超過料金	8	12		20		28.60		33.40		35.40		36.46		46.40										
消費税転嫁																		3%内税						

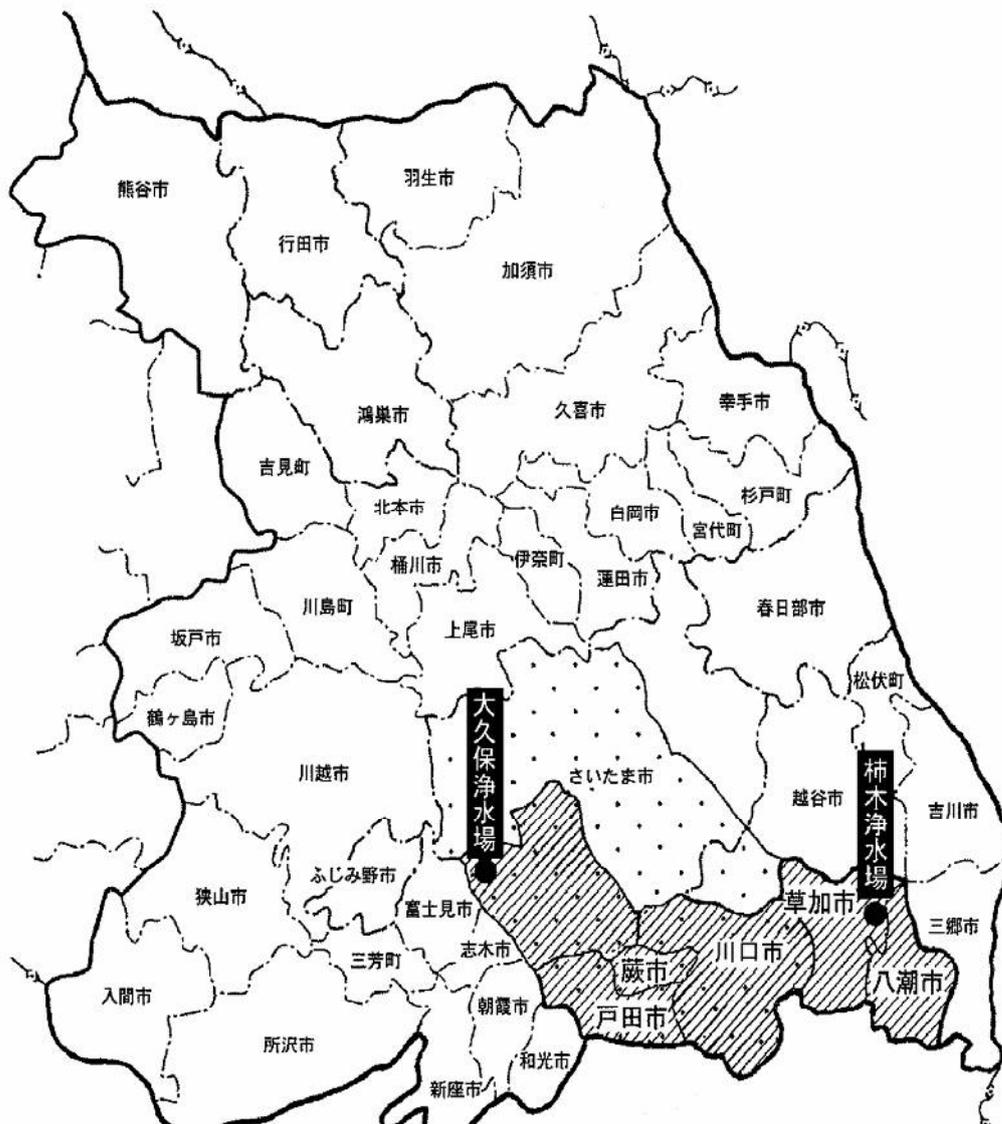
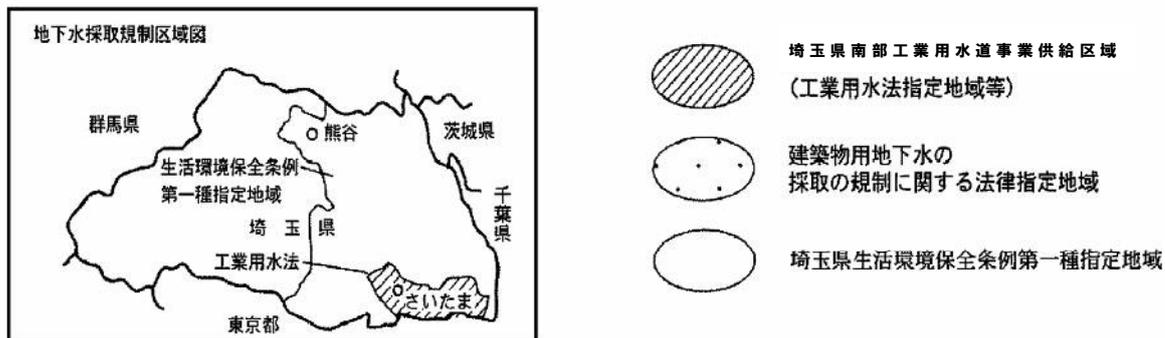
年度 区分	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	令和	元	2
																									4	10	月	月
基本料金	23.20	22.53																										
特別料金	30.16	29.29																										
超過料金	46.40	45.05																										
消費税転嫁	3%内税	5%外税															8%外税						10%外税					

注1

- (1) 基本料金とは、給水規程の定めるところにより管理者が承認した1日当たりの使用水量（基本使用水量）に対する料金をいいます。
- (2) 特別料金とは、基本使用水量を超える使用水量で、給水規程の定めるところにより管理者が承認した1時間当たりの使用水量に対する料金をいいます。
- (3) 超過料金とは、管理者が承認した水量を超えて使用した水量に対する料金をいいます。

注2 (二本線) は、条例改正を示します。

③ 埼玉県南部工業用水道事業供給区域



(2) これまでの経営改革

昭和48年、更なる安定供給と施設の効率的運用を図るため、柿木浄水場から給水する東部第一工業用水道事業（草加市、八潮市）と大久保浄水場から給水する中央第一工業用水道事業（川口市、蕨市、戸田市）と

を統合し、埼玉県南部工業用水道事業としました。

一日平均契約水量は、昭和 57 年度の日量 35 万 5 千 m³ をピークに減少に転じたため、新規需要開拓を図りつつ減少に対応し、平成 8、11 年には計画給水能力をそれぞれ日量 33 万 5 千 m³、25 万 3 千 m³ に縮小し、平成 11 年に水利権を埼玉県水道用水供給事業へ転用するなどして経営改革を行ってきました。

その後も事業運営は厳しく、抜本的な経営改革を図る必要があるとして、平成 17 年に柿木浄水場の管理運営を包括委託するとともに、平成 20 年度には大久保浄水場排水処理施設の P F I 事業が供用開始（設計・建設 平成 16 年度～平成 19 年度）するなど能率的な経営に努めました。

また、平成 12 年度から新規の企業債の発行を中止しており、令和 2 年度末企業債残高は 2.7 億円まで圧縮されています。

第 4 次企業局経営 5 か年計画では、新たな事業領域を創出し健全経営を維持するために、地域整備事業の新規産業団地へ工業用水道を供給するとして整備をすすめ、令和 3 年度から草加柿木地区産業団地内の事業者に給水を開始しました。

< 工事着手後の工業用水道事業経営の沿革 >

歴 年	沿 革	一日平均配水量 (万 m ³ /日)
昭和 36 年	「東部第一工業用水道事業」(草加市、八潮市)の建設工事に着手	
昭和 38 年	「中央第一工業用水道事業」(川口市、蕨市、戸田市)の建設工事に着手 工業用水道事業に地方公営企業法を適用	
昭和 39 年	「東部第一工業用水道事業」柿木浄水場から給水を開始	3
昭和 43 年	「中央第一工業用水道事業」大久保浄水場から給水を開始	13
昭和 47 年	「中央第一工業用水道事業」拡張工事に着手	17
昭和 48 年	2事業を統合し「埼玉県南部工業用水道事業」に改称	17
昭和 51 年	給水区域の拡大(さいたま市の一部)	19
平成 8 年	計画給水能力を縮小(44 万 m ³ /日→33 万 5 千 m ³ /日)	19
平成 9 年	給水区域の拡大(さいたま市の一部)	19
平成 11 年	水利権を埼玉県水道用水供給事業へ転用 計画給水能力を縮小(33 万 5 千 m ³ /日→25 万 3 千 m ³ /日)	18
平成 17 年	柿木浄水場管理運営包括委託を実施	14
平成 20 年	大久保浄水場排水処理施設(PFI事業)の供用開始	12
令和 3 年	草加柿木産業団地に工業用水を供給開始	

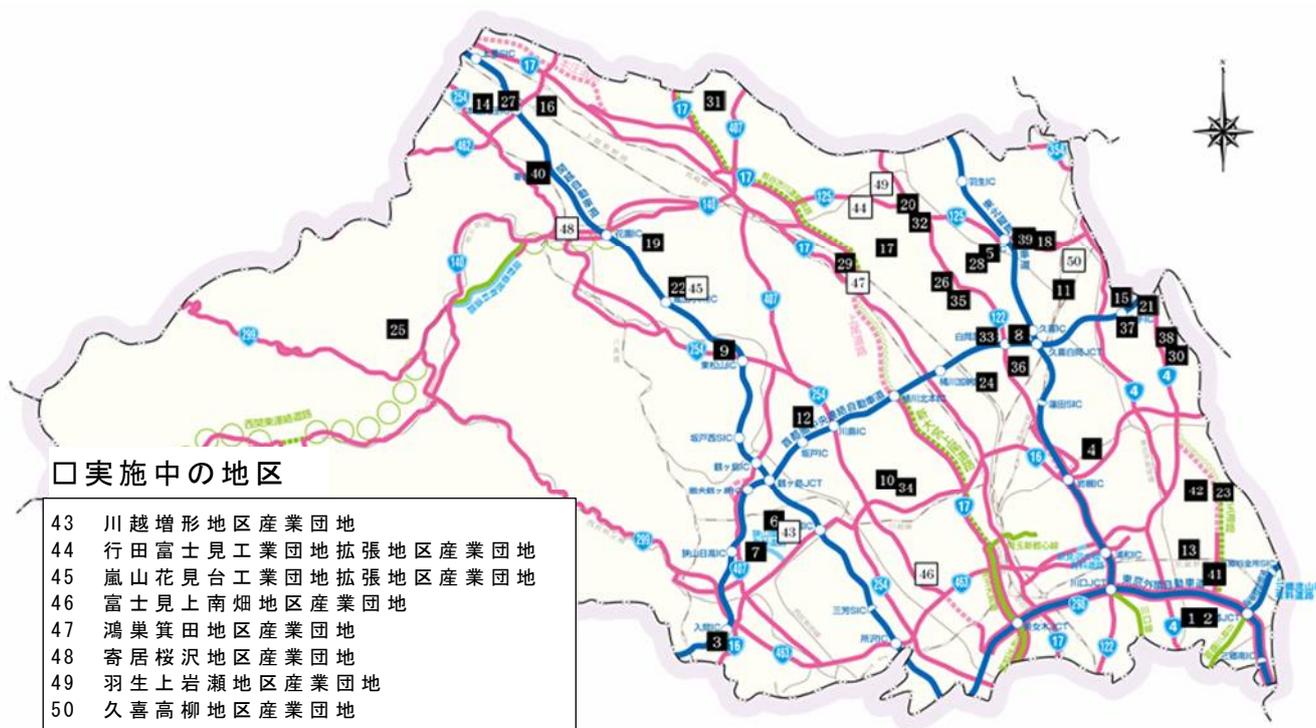
※ 市名は令和3年4月1日現在

3 地域整備事業

(1) 事業概要

地域整備事業は、産業の振興と地域の振興を図るため、現在までに工業団地など42団地約2,135haを整備してきました。

区分	施工地区数	施工面積 (ha)
産業団地	15	504.0
工業団地	22	1379.5
住宅団地	3	167.6
業務団地	1	40.7
宅地造成	1	43.4



□実施中の地区

- 43 川越増形地区産業団地
- 44 行田富士見工業団地 拡張地区産業団地
- 45 嵐山花見台工業団地 拡張地区産業団地
- 46 富士見上南畑地区産業団地
- 47 鴻巣箕田地区産業団地
- 48 寄居桜沢地区産業団地
- 49 羽生上岩瀬地区産業団地
- 50 久喜高柳地区産業団地

■完了地区

- | | | |
|--------------|------------------------------|-------------------|
| 1 草加工業団地 | 16 本庄住宅団地 | 31 妻沼西部工業団地 |
| 2 草加・八潮工業団地 | 17 川里工業団地 | 32 羽生下川崎産業団地 |
| 3 武蔵工業団地 | 18 大利根豊野台テクノタウン | 33 菖蒲南部産業団地 |
| 4 岩槻・春日部住宅団地 | 19 川本春日丘工業団地 | 34 川越第二産業団地 |
| 5 加須工業団地 | 20 羽生小松台工業団地 | 35 騎西城南産業団地 |
| 6 霞ヶ関住宅団地 | 21 幸手ひばりヶ丘工業団地 | 36 白岡西部産業団地 |
| 7 狭山工業団地 | 22 嵐山花見台工業団地 | 37 幸手中央地区産業団地 |
| 8 久喜・菖蒲工業団地 | 23 東埼玉テクノポリス
(旧吉川・松伏工業団地) | 38 杉戸屏風深輪産業団地 |
| 9 東松山工業団地 | 24 伊奈北部地区 | 39 加須IC東産業団地 |
| 10 川越工業団地 | 25 秩父みどりヶ丘工業団地 | 40 寄居スマートIC美里産業団地 |
| 11 鷲宮産業団地 | 26 騎西藤の台工業団地 | 41 草加柿木フーズサイト |
| 12 川島工業団地 | 27 本庄いまい台産業団地 | 42 松伏田島産業団地 |
| 13 越谷流通業務団地 | 28 加須下高柳工業団地 | |
| 14 児玉工業団地 | 29 行田みなみ産業団地 | |
| 15 幸手工業団地 | 30 杉戸深輪産業団地 | |

(2) これまでの経営改革

地域整備事業は、産業系基盤整備の宅地造成事業と地域振興施設整備の観光施設事業2つの事業で昭和39年にスタートしました。

その後、社会経済情勢の変化に伴い、宅地造成事業は、総合的な土地開発を行うための土地開発整備事業に、観光施設事業（三峯観光道路事業）は、レクリエーション施設事業（県営妻沼ゴルフ場、県営神川温泉保養センター※等）への改正を経て、平成12年4月に柔軟かつ効率的な事業体制・事業展開を図るために両事業を統合し、現在の地域整備事業に至っています。

地域整備事業の中核となっている工業団地・産業団地の整備に関しては、高度経済成長などを背景に好調に推移してきました。

しかしながら、平成3年のバブルの崩壊により、地価の下落と経済状況の悪化というダブルパンチを受け、これ以降に分譲開始となった工業団地・産業団地は、売れ行き不振に加えて、地価が高い時代に用地買収を行っていたため、売れば売るほど赤字になるという状況に陥りました。

平成17年に、国内の設備投資意欲が回復してきたことを受けて県が開始した「企業誘致大作戦」により、企業への産業団地の売り込みを積極的に進めたことや、リース方式を導入したことなどにより、未分譲地の売却等が進み経営は黒字に回復しました。

その後、県内での圏央道整備を追い風に分譲は好調に推移していますが、これまでのことを教訓に、地域整備事業に関しては①ニーズに合わせた整備地区の重点化、②団地規模を20ha程度とすることによる事業期間3年程度への短縮、③地元市町村との共同事業方式、④事業を自己資金の範囲内とすることなどにより、健全経営の維持に努めています。

※ 施設名は条例施行時の名称

事業統合の背景及び概要

従来事業

土地開発整備事業
産業維持増進、雇用創出、地域経済の活性化による地域の振興

工業団地、住宅団地、流通団地等の整備、分譲、貸付及び施設の分譲、貸付

レクリエーション施設事業
レクリエーション活動施設の充実、県土の有効利用等による地域の振興

ゴルフ場等のレクリエーション施設の建設及び管理運営

事業環境の変化

産業構造の変革

- ・産業のサービス化
- ・慎重な設備投資

ニーズに合った複合的整備

社会情勢の変化

- ・長引く経済低迷
- ・地価の下落

価格競争力の確保

行財政改革の実行

- ・簡素、効率的体制
- ・官民の役割分担

執行体制の見直し

地方分権の進展

- ・自主、自立のまちづくり
- ・国県市町村間の対等協力

ニーズに合った複合的整備

変化への対応

土地開発整備事業

- ・事業方向性の修正
- ・事業手法の再構築

レクリエーション施設事業

- ・県営ゴルフ場の民営化
- ・事業規模の大幅な縮小

事業統合

地域整備事業

(平成 12 年 4 月)

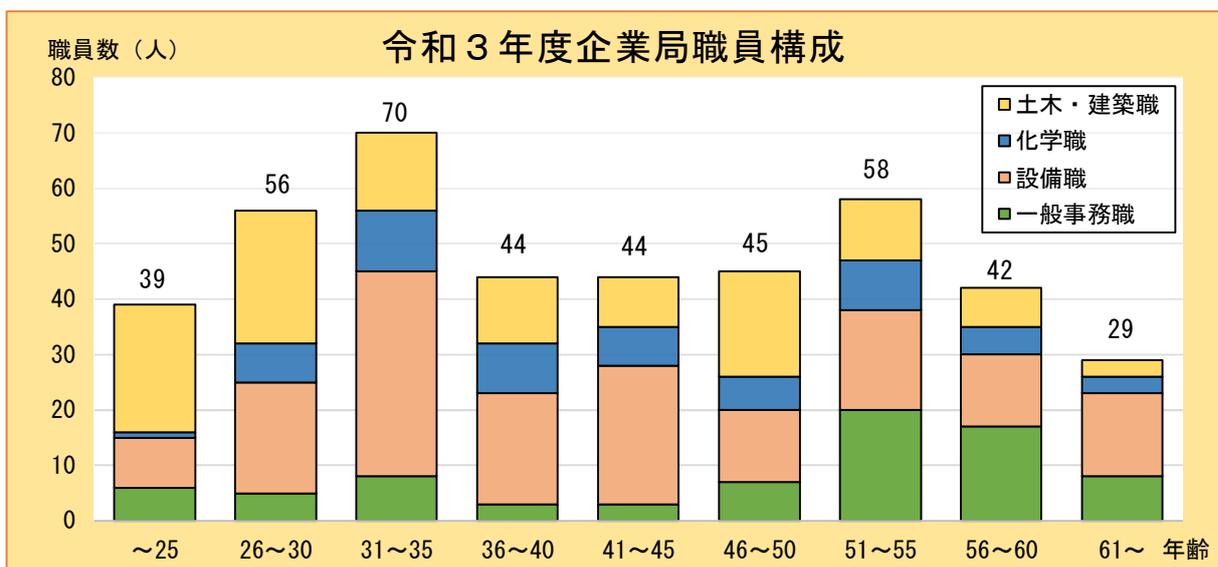
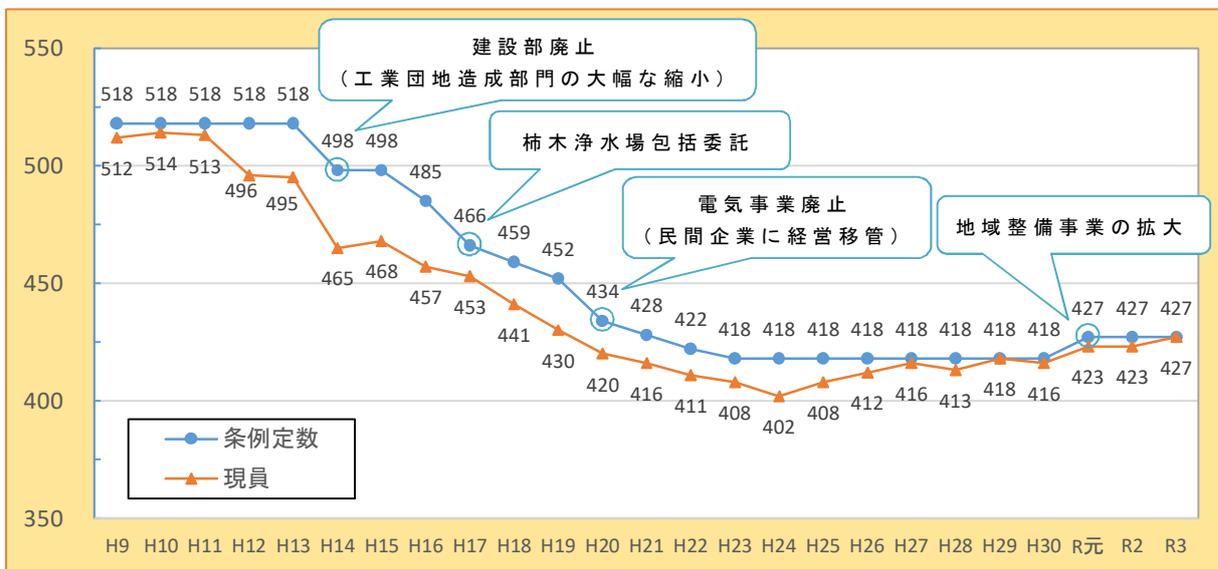
4 職員定数

企業局では、行財政改革大綱や企業局経営5か年計画等に基づく建設部廃止をはじめとした業務の見直し等に合わせ、効率的な組織体制を構築しています。

職員定数は、平成9年度の518人から令和元年度には427人となり、現在に至っています。令和3年度の職員定数427人は平成9年度と比較して91人、17.6%減少しています。

【職員定数の推移】

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
条例定数	518	518	518	518	518	498	498	485	466	459	452	434	428	422	418	418	418	418	418	418	418	418	427	427	427
現員	512	514	513	496	495	465	468	457	453	441	430	420	416	411	408	402	408	412	416	413	418	416	423	423	427



第3章 経営の基本方針

経営の3本柱

- 事業の選択と経営資源の集中
- 地域社会への貢献や環境負荷の低減
- 持続可能な経営基盤の確立

埼玉県企業局では、埼玉県水道用水供給事業、埼玉県南部工業用水道事業及び地域整備事業に地方公営企業法を適用しており、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図らなければなりません。

そこで、第5次企業局経営5か年計画を定めるに当たり、経営の基本方針となる「経営の3本柱」を定めました。

1 事業の選択と経営資源の集中

- ・ 企業局が取り組む水道用水や工業用水の供給、産業団地整備を中心に経営の効率化を図ります。
- ・ 各事業は、経営に係る課題を洗い出し、将来を見据えた施策展開に向け、緊急度・重要度に応じて優先順位をつけた上で、経営資源を集中投入してメリハリある経営を実現していきます。

2 地域社会への貢献や環境負荷の低減

- ・ SDGsの視点を踏まえ、安全・安心で良質な水道用水、産業の発展に貢献する工業用水の安定供給、企業誘致の受け皿となる産業団地を市町村と連携し計画的に整備することで、地域社会に貢献し住民の生活や産業の発展に寄与します。
- ・ カーボンニュートラルの実現に向けて、水道施設の電力使用量や温室効果ガス排出量の削減、太陽光発電等によるエネルギーの地産地消を図る企業の立地促進など環境負荷の低減に取り組めます。

3 持続可能な経営基盤の確立

- ・ 埼玉県水道用水供給事業及び埼玉県南部工業用水道事業の推進に当た

っては、人口減少等に伴い需要が減少し、老朽化施設等の更新需要など費用が必要となる中でも、収支均衡を前提とする投資・財政計画に基づき適切に投資を行うことで、健全経営を維持していきます。

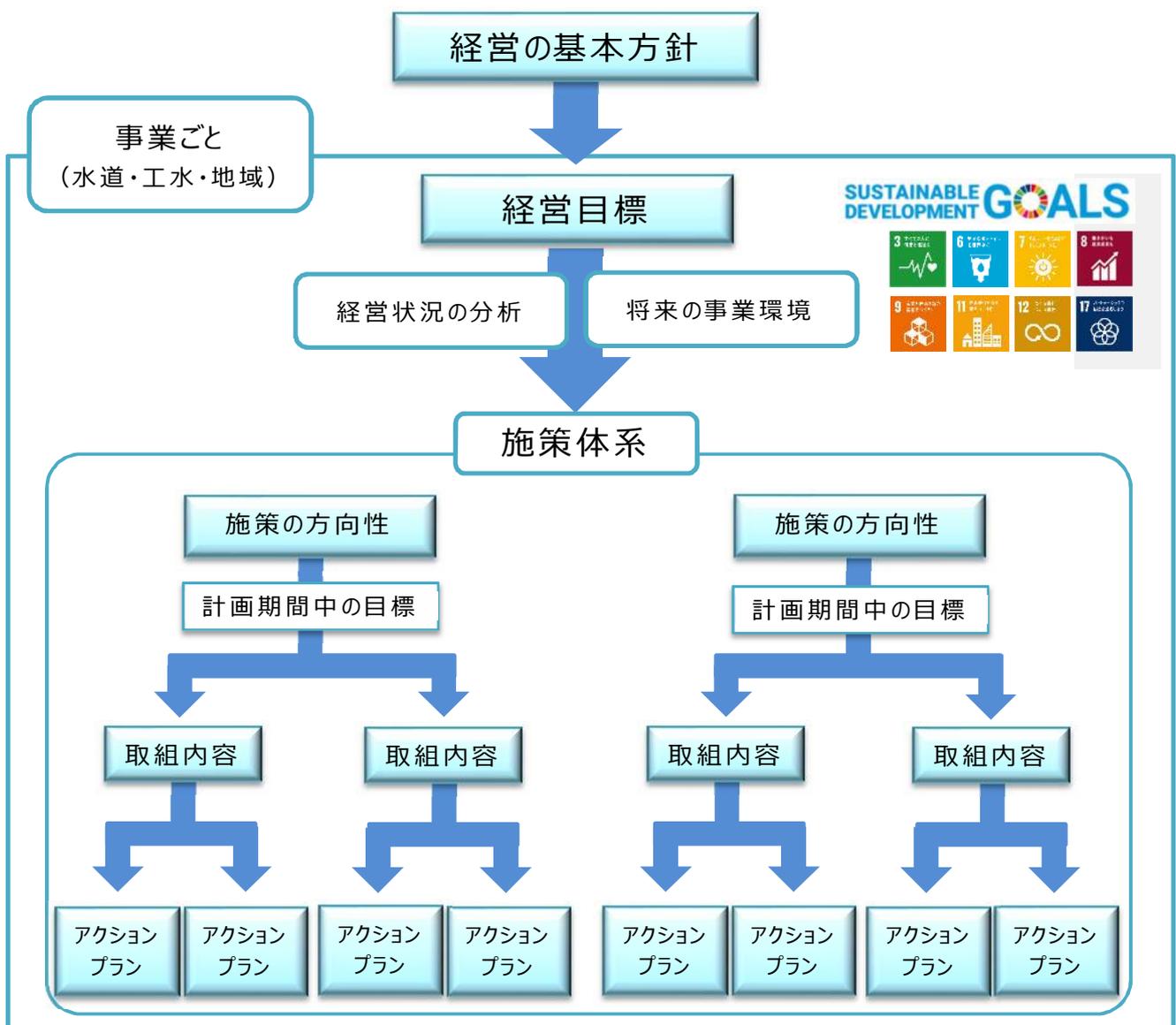
- ・ 産業団地の整備に当たっては、事前調査を徹底して支出の増加リスクの回避を図るなど、経営基盤の充実を図ります。
- ・ 組織運営に当たっては、本県の行財政改革の趣旨を踏まえるとともに、デジタルトランスフォーメーション（DX）による様々な課題解決、多様な官民連携手法の活用を検討、アセットマネジメントの実践による施設の長寿命化、需要に見合った施設規模へのダウンサイジング等により徹底した経営の効率化を図ります。

第4章 事業計画

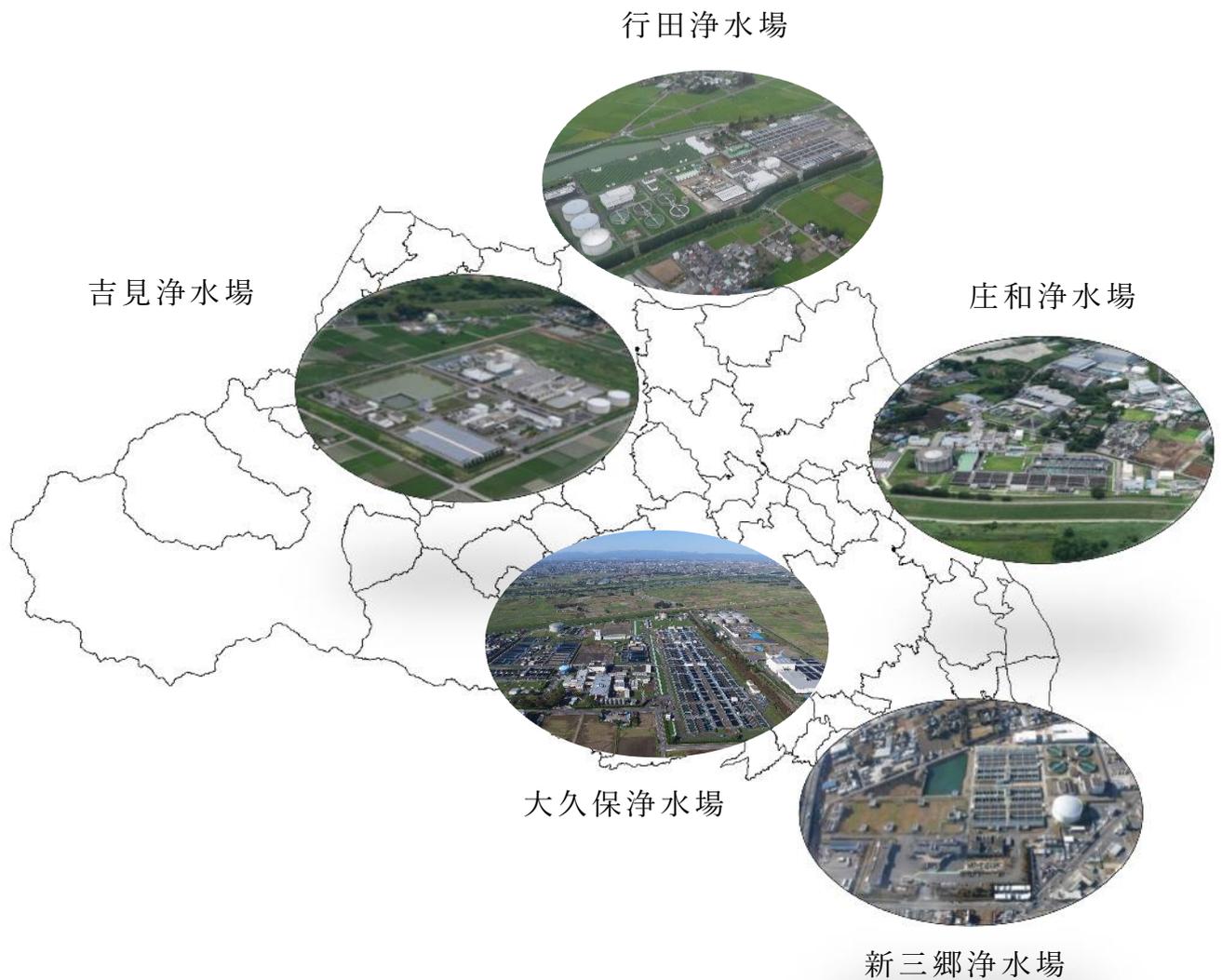
1 事業計画の構成

企業局の経営の3本柱の下、事業ごとに関係法令の趣旨を踏まえた「経営目標」を定めました。

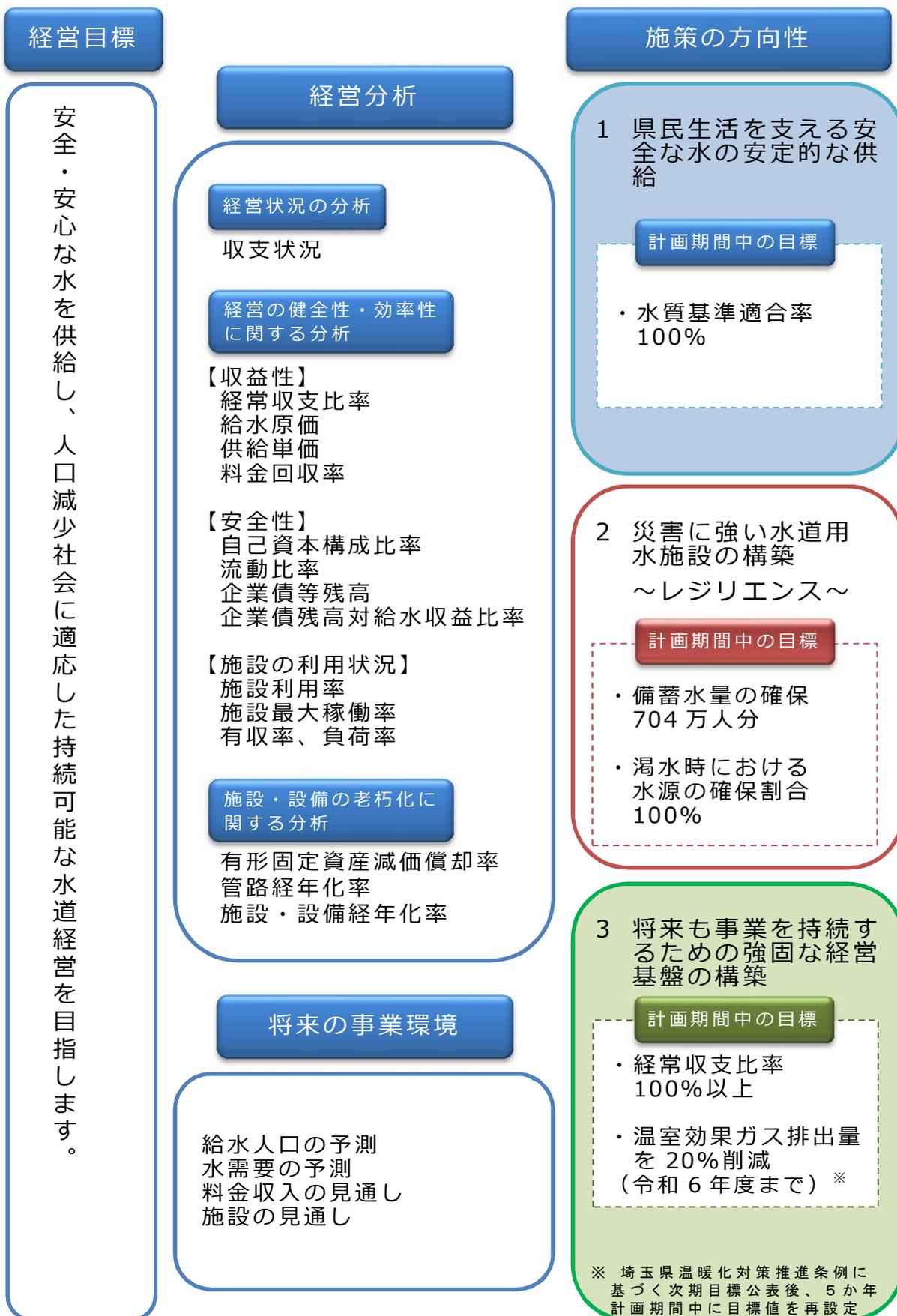
この目標を達成すべく、経営状況の分析や将来の事業環境の把握を行いました。これらの分析結果を踏まえて、施策の方向性と具体的な数値目標を定め実行することで、経営基盤を強化し、持続的に住民サービスを提供し、県民の福祉を増進していきます。



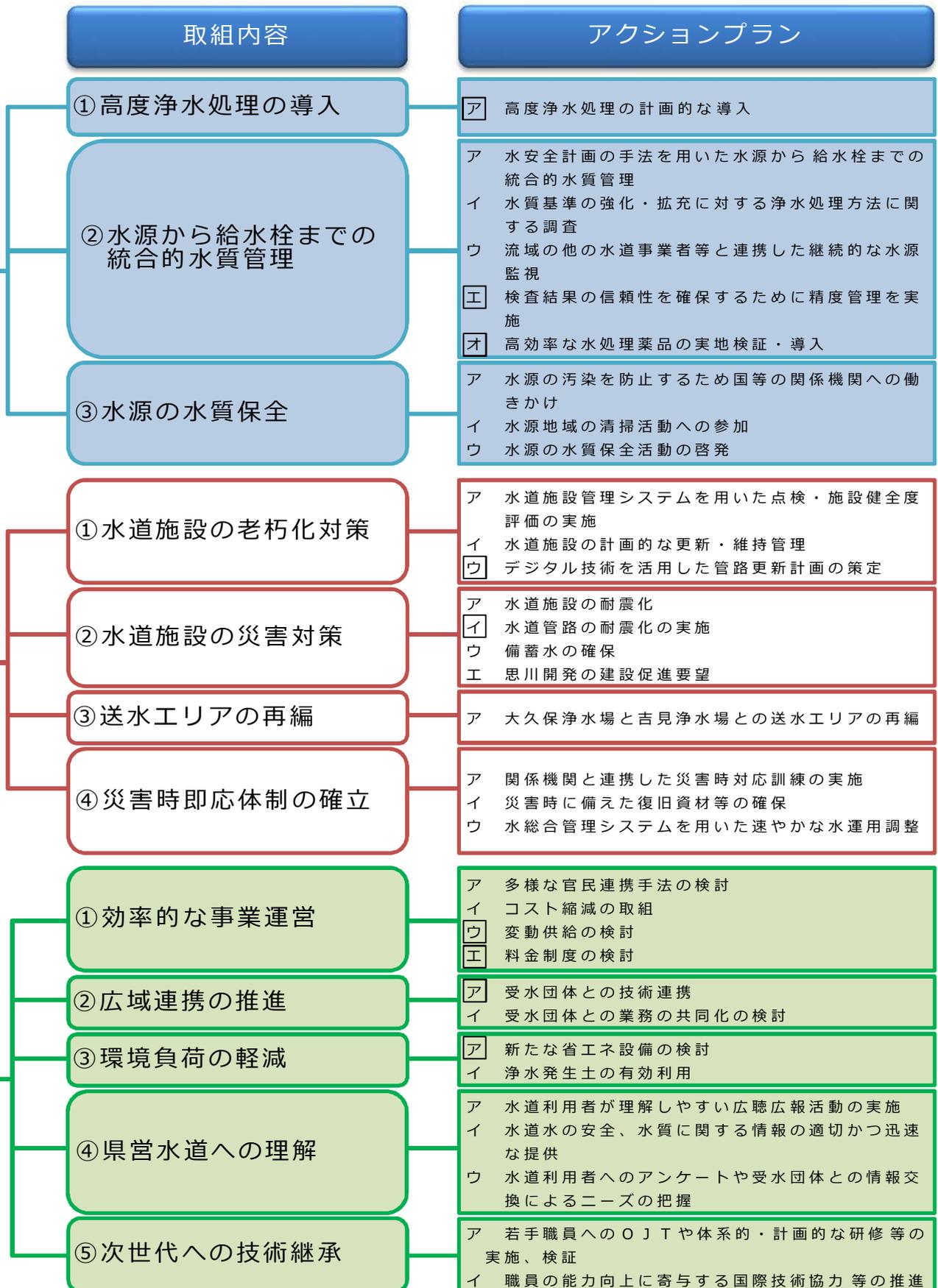
水道用水供給事業



2 水道用水供給事業



カタカナ□囲みは新規項目



(1) 経営目標

埼玉県水道用水供給事業（以下、「県営水道」と表記します。）は、安全・安心な水を安定的に供給することが求められています。

これまで、安全・安心な水を供給するため、安定水利権の確保や、災害時への対応として水道施設の耐震化や備蓄水の確保に積極的に取り組んできました。

この5か年計画では、さらなる安全・安心を確立するため、河川への有害物質流出など水質異常に対応できる高度浄水処理の導入などに取り組めます。

また、人口減少社会に適応した持続可能な水道経営を目指し、先進デジタル技術を活用した業務の効率化や官民連携・広域連携の推進を図ります。併せて適切な料金についても検討を進めていくものとします。

このため、経営目標を以下のとおりとし、関係者が一丸となって県営水道の運営に取り組んでいくものとします。

安全・安心な水を供給し、人口減少社会に適応した持続可能な水道経営を目指します。

(2) 経営状況の分析

ア 収支状況

給水量及び給水収益は横ばい傾向にあります。施設の老朽化に伴う修繕費等の増加、施設・設備の更新による除却費等の増加により、純利益は減少傾向にあります。なお、令和2年度は霞ヶ浦導水事業撤退に伴う損失等で特別損失を計上し、最終的に29年ぶりの純損失を計上しましたが、経常利益は約26億円を確保しています。

(単位:百万円)

		H28	H29	H30	R元	R2
収益的 収支	総収益	44,770	44,293	44,357	44,403	49,880
	営業収益	39,085	38,985	39,158	39,468	39,333
	給水収益	38,940	38,912	39,084	39,403	39,234
	受託工事収益	80	8	1	1	39
	その他営業収益	65	66	74	64	61
	営業外収益	5,337	5,144	5,044	4,916	5,528
	預金利息	2	4	6	10	10
	他会計補助金	627	562	506	454	408
	補助金	29	50	44	34	
	長期前受金戻入	4,675	4,523	4,485	4,415	5,106
	雑収益	4	5	3	4	3
	特別利益	348	163	155	19	5,019
	総費用	40,505	40,033	41,276	41,522	51,742
	営業費用	36,286	36,110	37,183	38,153	39,309
	維持管理費	14,278	14,523	15,445	16,541	16,471
	人件費	2,422	2,126	2,362	2,174	2,309
	動力費	2,988	3,125	3,509	3,217	2,800
	薬品費	889	924	1,078	1,163	1,192
	修繕費	1,521	1,530	2,309	2,559	3,054
	委託料	2,709	3,161	2,739	3,286	3,291
負担金	3,381	3,276	3,040	3,791	3,509	
その他	368	381	407	351	316	
受託工事費	80	8	1	1	39	
減価償却費	21,300	21,269	21,301	21,396	22,255	
資産減耗費	628	310	437	216	544	
営業外費用	4,219	3,810	3,495	3,147	2,944	
支払利息	4,207	3,804	3,488	3,147	2,941	
雑支出	12	6	7	1	3	
特別損失	0	114	598	221	9,489	
当年度純利益	4,265	4,259	3,081	2,881	△ 1,863	
資本的 収支	収入	16,744	19,898	16,475	8,543	6,249
	企業債	7,706	8,835	6,800	2,881	2,220
	他会計出資金	6,097	7,007	5,203	3,563	2,956
	他会計補助金	212	212	211	159	149
	固定資産売却代金	0	0	1	1	0
	国庫補助金	2,632	3,795	4,259	1,937	921
	その他	97	50	2	2	2
	支出	33,922	37,423	33,031	26,810	25,792
	建設改良費	16,921	21,222	17,460	11,829	10,708
	企業債償還金	10,776	10,318	10,163	9,615	9,610
他会計からの	1,104	804	305	305	192	
その他	5,121	5,079	5,103	5,060	5,282	
資金残高(流動資産-流動負債)	29,572	33,774	39,159	41,814	43,878	
企業債残高	133,313	131,830	128,467	121,733	114,343	

※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

イ 経営の健全性・効率性に関する分析

(ア) 収益性に関する分析

① 経常収支比率

経常収支比率は経常収益と経常費用の割合を示した指標で、県営水道本来の事業活動に財務活動の要素（支払利息等）を加えたものです。これまで 100%を超えていて、収益性を維持しており、公営企業の原則である独立採算が確保されています。

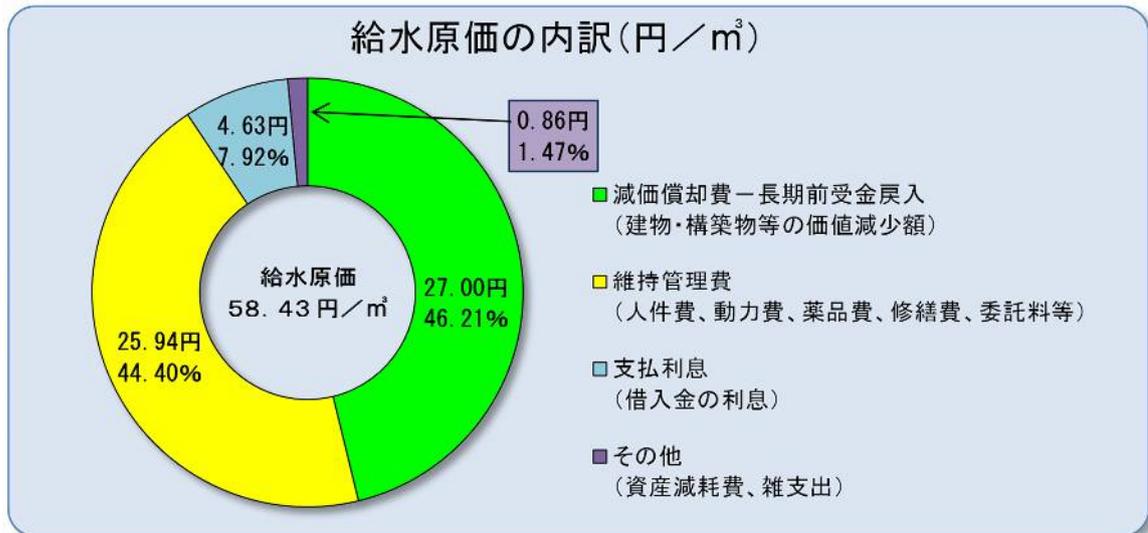
これは、県営水道がスケールメリットを活かした国内最大規模の水道用水供給事業によるものと言えます。



$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

② 給水原価

給水原価は 58.43 円/m³(税抜)で、「減価償却費－長期前受金戻入」、「維持管理費」、「支払利息」及び「その他」の区分による内訳は図のとおりです。「減価償却費－長期前受金戻入」が原価の半分弱を占めていることが大きな特徴で、国内最大規模である水道用水供給事業者として多額の固定資産を有していることを意味しています。



③ 供給単価(全国21府県営水道用水供給事業者との比較)

府県営の水道用水供給事業者は、本件を含め全国で21あります。

令和元年度供給単価(給水収益÷有収水量で算定。実際の水道料金とは異なります。)は、全国21事業者の中で3番目に安い単価となっています。

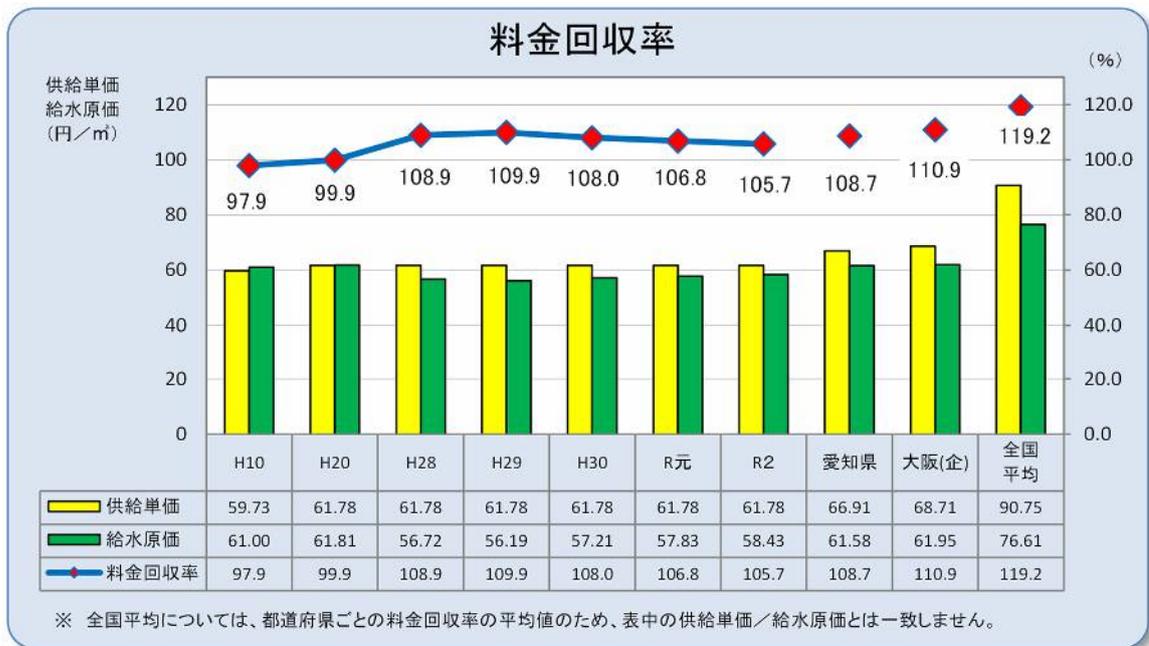
本県が他府県と比較して安い供給単価となっている理由は、関東平野に位置しており、施設配置が効率的であること、給水先に水需要が多く、かつ県水転換率の高い大規模水道事業者が多いことなどが考えられます。



④ 料金回収率

近年の料金回収率は100%を超えた状態が継続し、経営に必要な経費(受託工事費は除きます。)は全て料金収入で賄っており、良好な状

態といえます。しかし、最近は給水原価が微増傾向にあり、料金回収率も低下しているため、動力費や委託料等の維持管理費のコスト縮減や、長期的視点に立った施設の効率的・効果的なアセットマネジメント等による経営改善の取組とともに、料金値上げについても今後検討していく必要があります。



$$\text{供給単価 (円/㎡)} = \frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$$

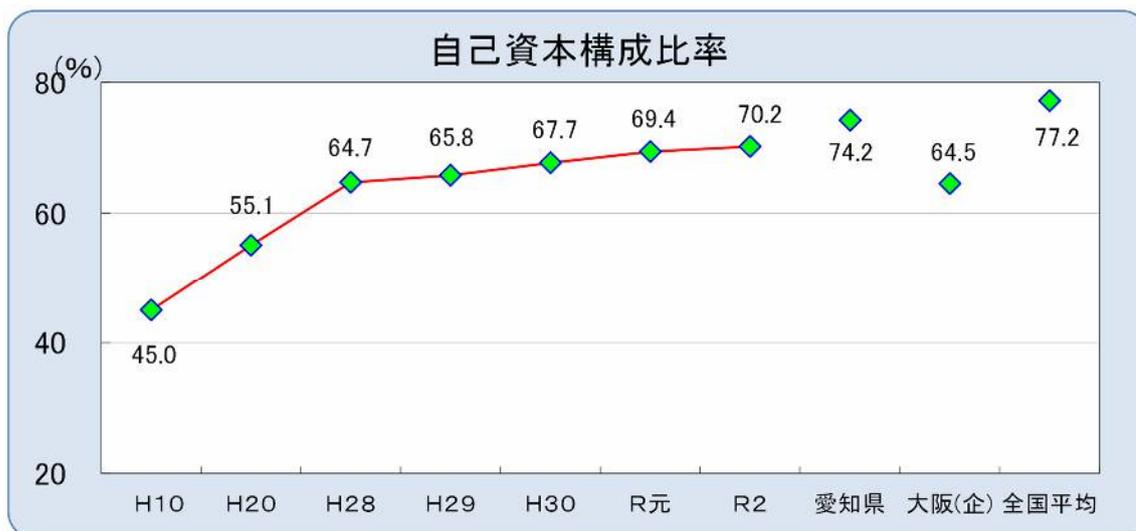
$$\text{給水原価 (円/㎡)} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{有収水量}}$$

$$\text{料金回収率 (\%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

(イ) 財務の安全性に関する指標の分析

① 自己資本構成比率

負債・資本合計と自己資本の関係を示す自己資本構成比率は、比率が高いほど財務基盤が良好であり、安定的な事業運営を行っているとして評価できます。一般に自己資本構成比率は50%以上が理想とされ、本県は平成28年度以降60%を超えており、十分安定的だと評価できますが、全国平均と比較すると若干低くなっています。これは企業債等の外部負債（他人資本）への依存度が高くなっていることを意味しており、今後の施設の更新等による大型投資の資金調達手段には注意をしていく必要があると言えます。



$$\text{自己資本構成比率}(\%) = \frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100$$

② 流動比率

流動資産を流動負債で除した流動比率は、一般的に適正な水準とされている 200%を超えており、短期債務に対し支払能力を概ね確保しています。しかし、今後は各浄水場への高度浄水処理施設の導入が予定されるなど、大型投資案件が複数控えているため、現預金残高の推移には注視していく必要があります。



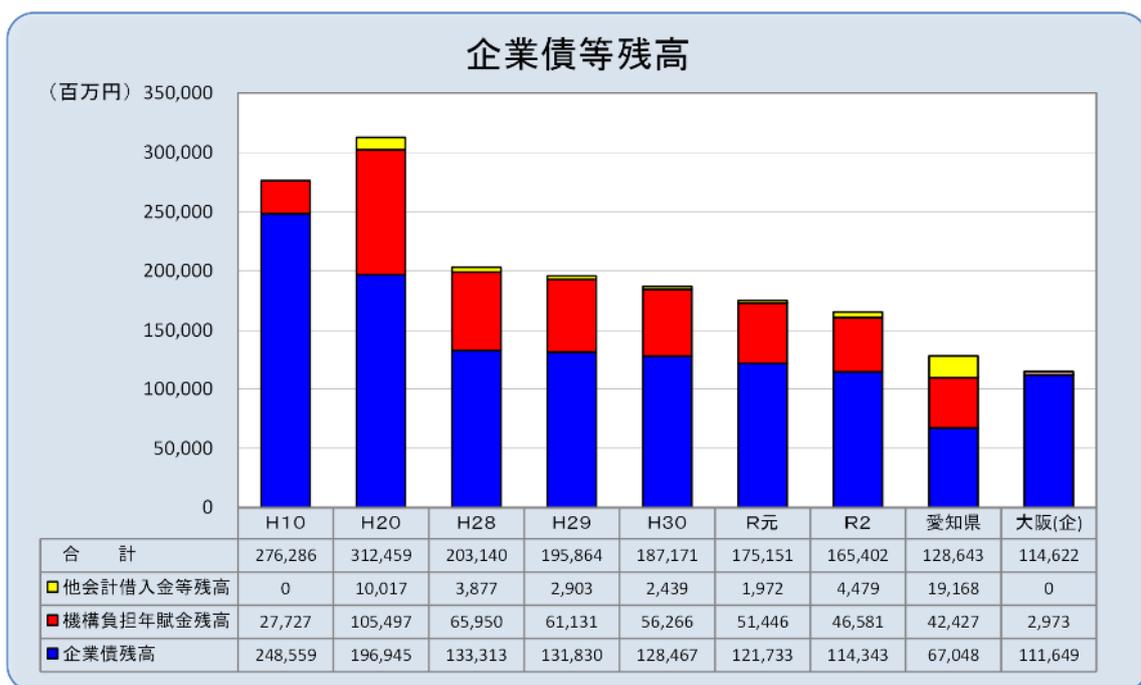
$$\text{流動比率}(\%) = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

③ 企業債等残高

企業債（＝外部借入金）残高は、平成2年度の2,761億円をピークに年々減少し、ピーク時と比べ約1,600億円の債務圧縮を実現しています。企業債残高が減少した要因は、近年、企業債元金償還額が建設改良のための企業債発行額を大きく上回っているためです。

企業債等[※]の残高合計は、令和2年度末で1,654億円と依然として経営上の大きな負担となっています。今後は施設・整備の更新、高度浄水処理施設の整備による多額の企業債の発行が計画されているため、毎年度の経常損益に影響を与える支払利息及び将来の資金繰りに影響を与える企業債償還額には留意する必要があります。

※ 「企業債等」とは県営水道の外部負債であり、企業債のほか水資源機構負担年賦金、他会計借入金、大久保浄水場PFI事業に係る施設購入年賦金、撤退年賦金（霞ヶ浦導水事業）を指します。



④ 企業債残高対給水収益比率

企業債残高の給水収益に対する割合であり、企業債残高が経営に与える影響から見た財務状況の安全性を示します。

企業債が給水収益（売上高）の何倍であるかを示すもので、返済余力を見る指標であり、借入が過大になっていないかを確認できます。全国平均より少し高くなっていますが、減少傾向にあります。



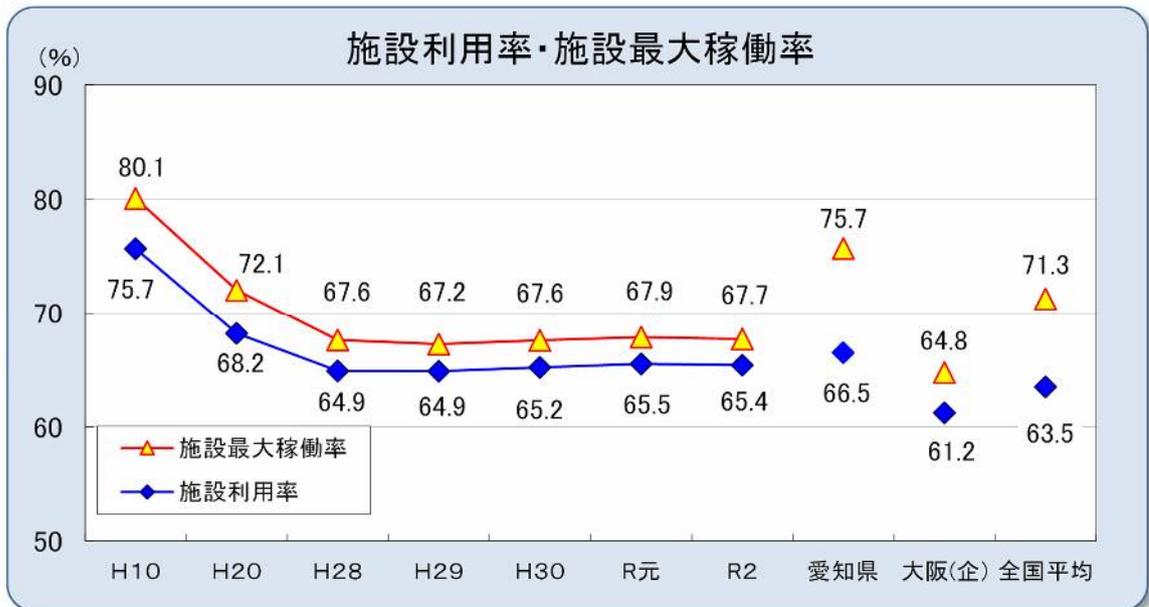
(ウ) 施設の利用状況に関する分析

① 施設利用率、施設最大稼働率

施設最大稼働率、施設利用率の数値は水道施設が年間を通じて約7割稼働していることを示しています。両指標とも数値が高いほど効率的ですが、水の安定供給のためには、ある程度の施設の予備能力を保有する必要があります。

平成17年度に吉見浄水場が稼働開始し、送水能力が浄水場全体で150,000 m³/日増加したこと、一日平均送水量及び一日最大送水量が減少傾向にあることから低下傾向にありましたが、近年は横ばいの傾向にあります。

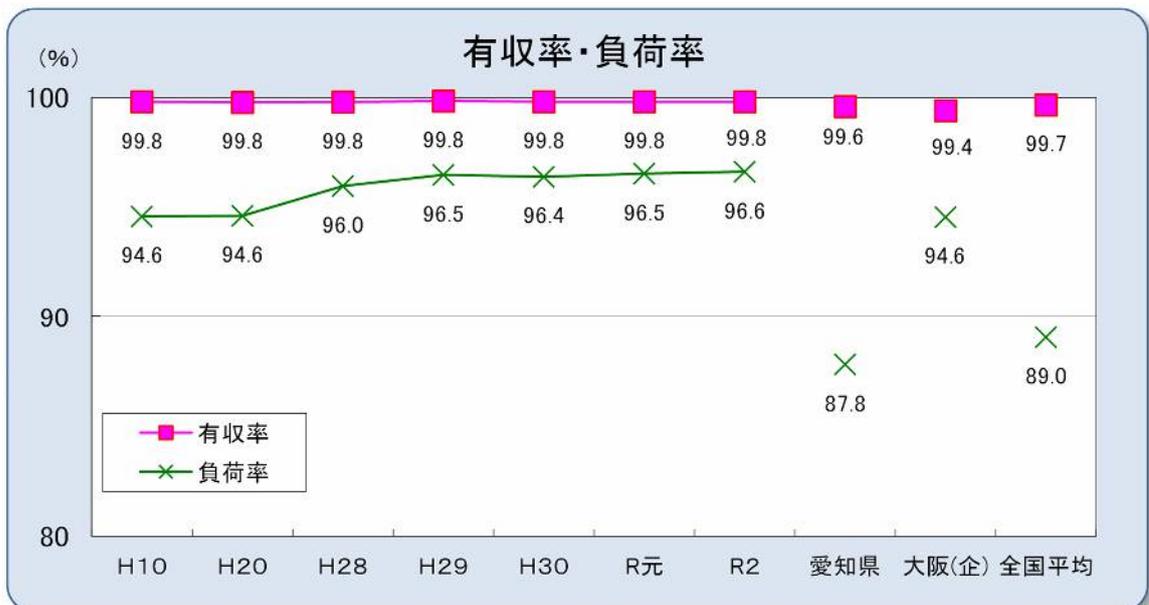
節水機器の普及や生活スタイルの変化などにより、今後は水需要が減少していくことが見込まれる中、浄水場等の余剰施設の整理による需要に見合った施設のダウンサイジングを行うなど、県全体の水道施設の合理的な利用について受水団体と協力しながら県水の利用促進を図っていくことが求められます。



② 有収率、負荷率

有収率は水道料金の徴収対象となる送水量で 99.8%と高い水準を維持しています。この数値は、水道施設が適正に維持管理されている結果として、送られる水のほとんどが漏水などの影響を受けることなく確実に受水団体へ送られ、収益に結びついていることを示しています。

負荷率は 96%台と高い水準を維持しています。負荷率は、施設利用率と施設最大稼働率のかい離が小さいほど高くなります。本県は均等受水を原則とし、水道施設が他県や全国平均と比べ季節による需要変動の影響などをあまり受けることなく、年間を通じて効率的に使用されているため高い水準となっています。



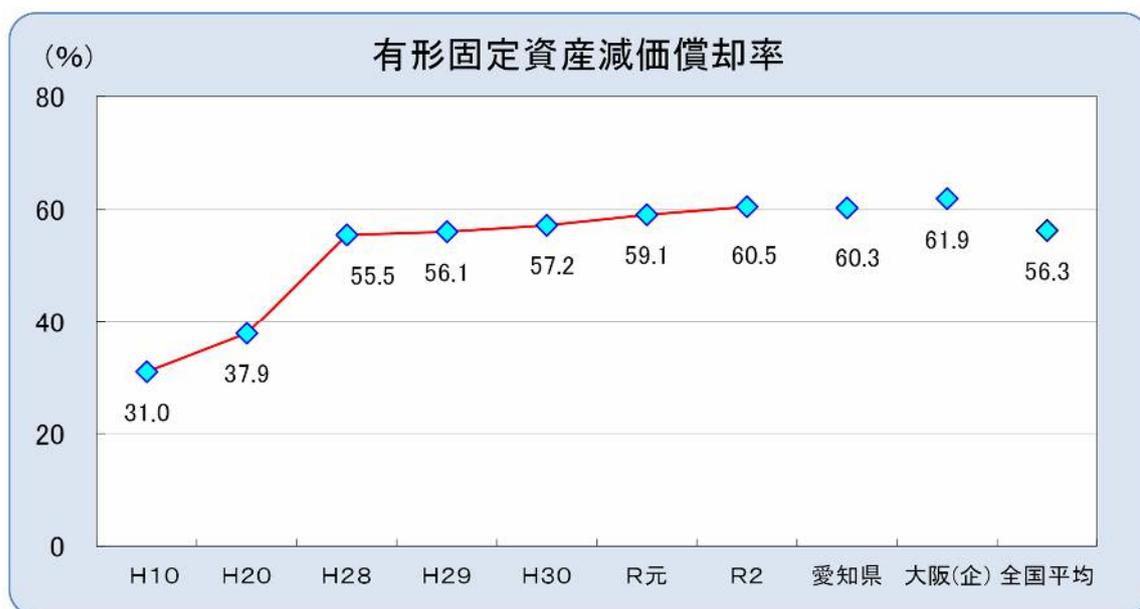
(エ) 施設・設備の老朽化に関する分析

① 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は上昇傾向にあり、令和2年度には60%を超え、有形固定資産の経年化が進んでいることを示しています。

なお、平成26年度の会計基準の見直し（みなし償却制度の廃止）に伴い減価償却費が大幅に増加したため、減価償却率は高くなりました。

有形固定資産は、古いものでは稼働開始後50年以上が経過し、今後は施設・設備の改良・更新や修繕のためのコスト増加が見込まれます。この率の上昇は改良・更新等の必要性を判断する目安の一つとなるため、その動向を参考にするとともに、アセットマネジメントの活用により施設の健全性を維持するため、計画的な改良・更新等を実施し、費用の平準化により経営の安定化につなげていく必要があります。



$$\text{有形固定資産減価償却率 (\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

② 管路経年化率

事業創設時に布設した管路が既に法定耐用年数を経過しており、本県の事業開始が比較的早かったことから、類似団体と比べて高い数字となっています。

管路の更新は安定給水に欠かすことのできないものであり、将来にわたり継続して実施する必要があります。しかし、多額の費用を要するだけでなく、大口径管の更新には工事用地の確保が困難であり、関係機関との協議が必要など、工事实施上の課題もたくさんあります。県営水道の経営面や組織人材面など、総合的かつ長期的視点に立った

更新計画の策定及び実施が求められます。



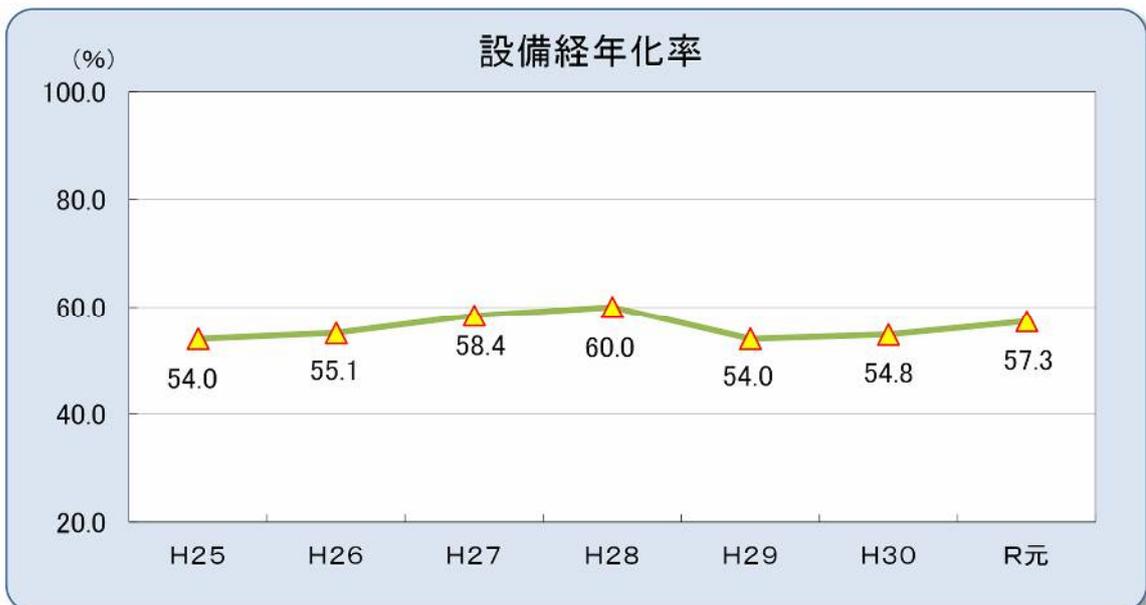
$$\text{管路経年化率 (\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を超過している管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

③ 施設・設備経年化率

事業開始から 50 年以上が経過していますが、浄水施設の法定耐用年数は 60 年であるため、法定耐用年数を超過した施設はありません。

しかし、機械・電機等設備の経年化率は 6 割弱の水準にあります。

効率的な事業を運営していくためには、設備の適正な維持管理により、法定耐用年数以上の長寿命化を図ることも重要です。



$$\text{設備経年化率 (\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を超過している機械・電気・計装設備などの合計数}}{\text{機械・電気・計装設備などの合計数}} \times 100$$

(3) 将来の事業環境

ア 給水人口の予測

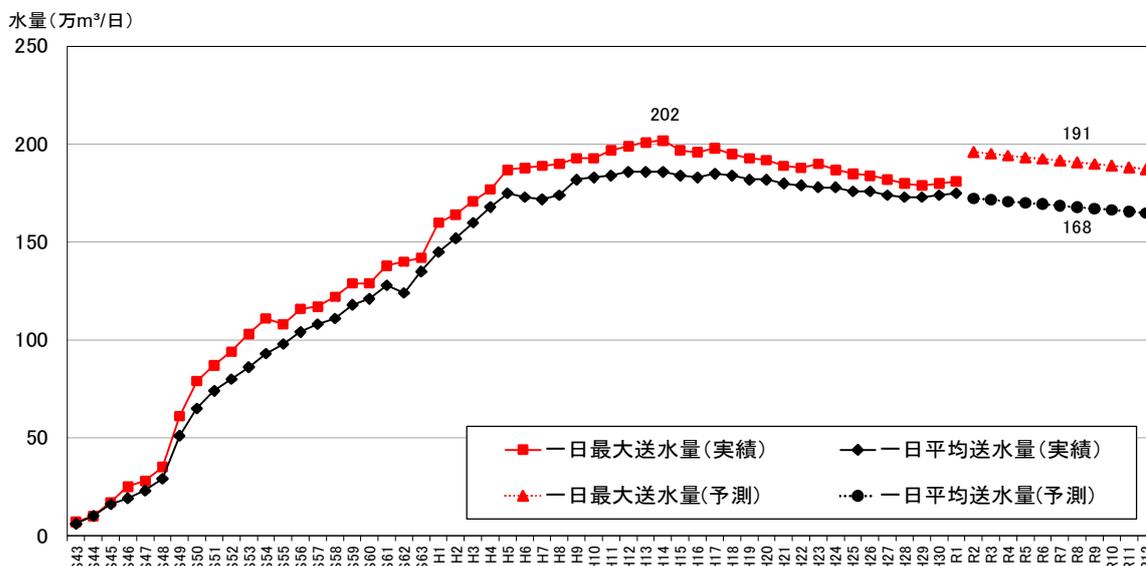
埼玉県長期水需給の見通し（平成 29 年 10 月 土地水政策課）によれば、これまでほぼ横ばいであった給水人口は今後減少に転じ、県営水道の供給区域では令和 11 年度には 700 万人を下回る見込みとなっています。



イ 水需要の予測

埼玉県長期水需給の見通し（平成 29 年 10 月 土地水政策課）によれば、水道用水の一日最大送水量は平成 14 年度の 202 万 m^3 /日をピークに横ばいから若干減少傾向となっています。

今後についても減少傾向は続く見込みであり、令和 8 年度は一日最大送水量 191 万 m^3 /日、日平均送水量 168 万 m^3 /日との予測となっています。



ウ 料金収入の見通し

長期水需給に基づく有収量の減少率（0.43%）と現行料金単価（61円78銭）を用いて、今後の料金収入の見通しを作成しました。

直近2年間の平成30年度及び令和元年度については、前年度より給水収益が増加しているものの、今後はこれまでの傾向を踏まえ、減少傾向で推移すると見込んでいます。



エ 施設の見通し

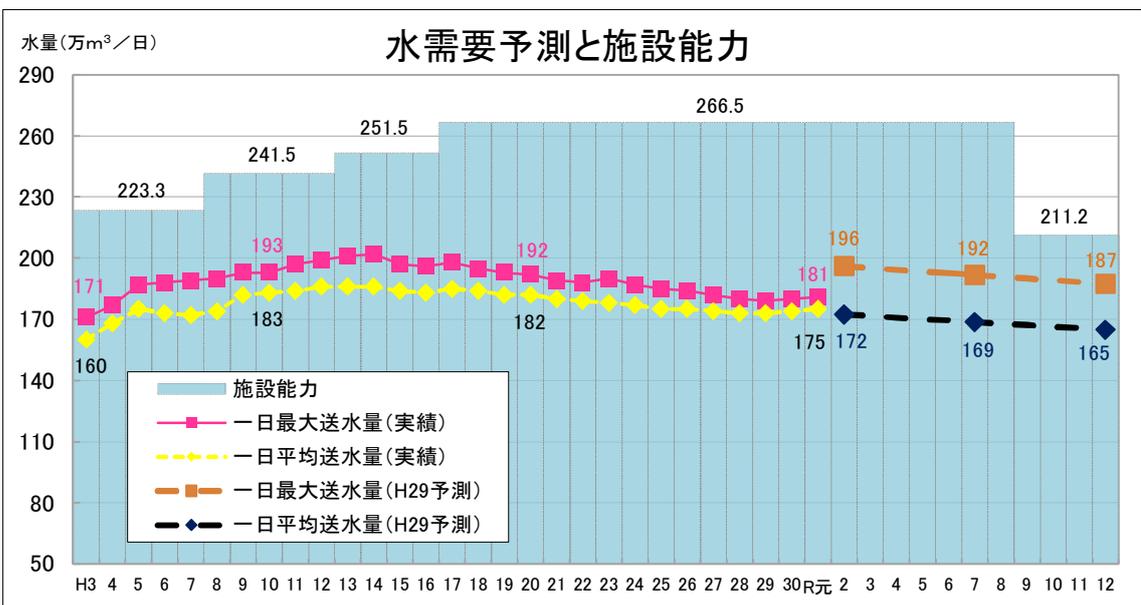
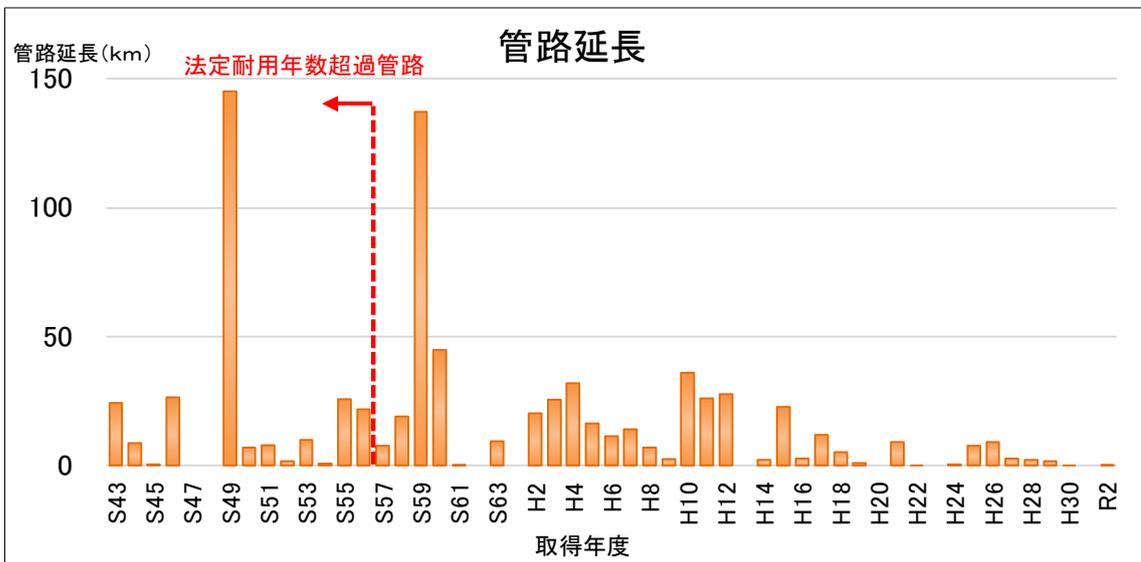
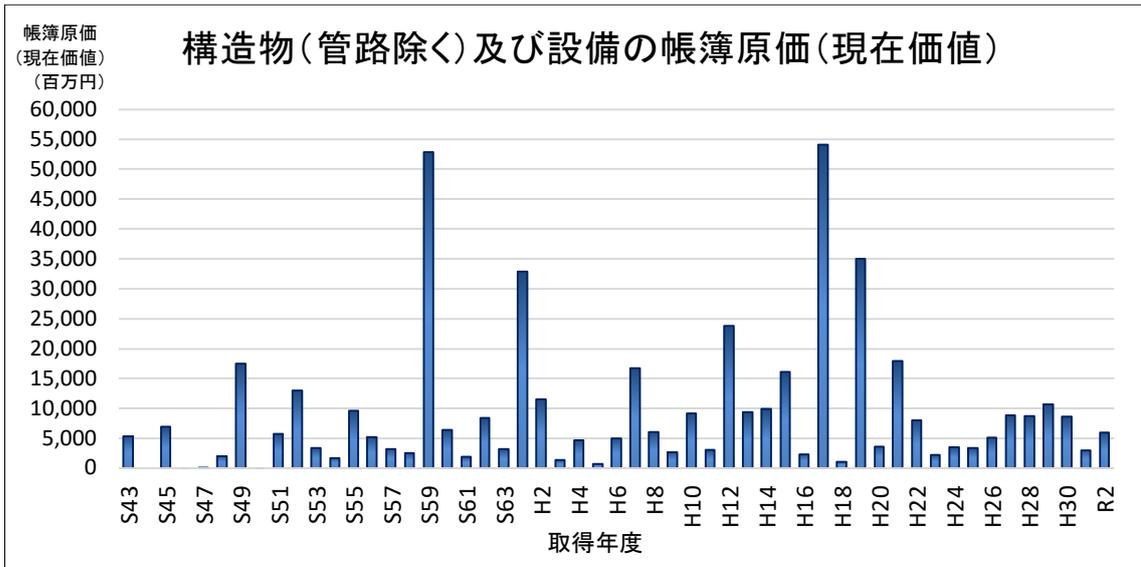
給水開始から50年以上経過し、浄水施設及び送水管路はこれから本格的な更新時期を迎えることとなります。

また、県営水道創設時からの浄水場である大久保浄水場は、今後20年以内に耐用年数を迎えることから、将来の更新を見据えた対策が必要となっています。

現在の老朽化対策としては、耐用年数の短い設備等の点検頻度を高くすることで法定耐用年数を超えて使用できるようにするとともに、状況を確認したうえでの更新に努めています。

また、更新等に備え、浄水場間の水融通に重要な管路を中心に、送水停止区域の最小化を図れるよう、制水弁の設置などの管路機能のレベルアップに努めています。

今後増大する更新需要に対応し安定供給を確保し続けるためには、点検データ等を活用して更新の必要性を分析・評価し、更新費用の平準化やライフサイクルコストの最小化に努める必要があります。なお、施設更新に当たっては、水需要の減少傾向を踏まえ、施設能力の最適化（ダウンサイジング）を考慮する必要があります。



県民生活を支える安全な水の安定的な供給

県営水道の水源は河川表流水（ダム補給等）です。荒川流域ではこの20年間で田畑は17%減少する一方建物等が34%増加しました。現在も工業団地の造成等が進められているなど地域によっては水需要が伸びる可能性もあります。それに伴い河川への油流出等の水質異常の多発やかび臭をはじめとする原水水質の悪化が大きな脅威となっています。更に、水道法に基づく水質基準が、新たな知見等を踏まえ逐次強化・拡充されており、水道事業者等には適切な対応が求められています。

このため、県営水道が有する運転管理や水質管理に関するノウハウを最大限活かして水運用調整を行うとともに、関係機関と調整を図りつつ将来を見据えた安定した水源を確保することが重要です。

<計画期間中の目標>

水質基準適合率 100%

※ 水質基準適合率 = 水質基準適合回数 / 全検査回数

取組内容①

高度浄水処理の導入

より安全・安心で良質な水の供給を実現するためには、浄水場の原水である河川の水質を適切に把握し、水質状況に応じた適切な浄水処理を行う必要があります。特に、年間を通じて恒常的に発生するようになったかび臭物質への対策は不可欠です。また、トリハロメタン等の消毒副生成物については、水温上昇に伴い高濃度になり、送水過程で濃度が増加するため、浄水処理における低減化対策が必須です。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

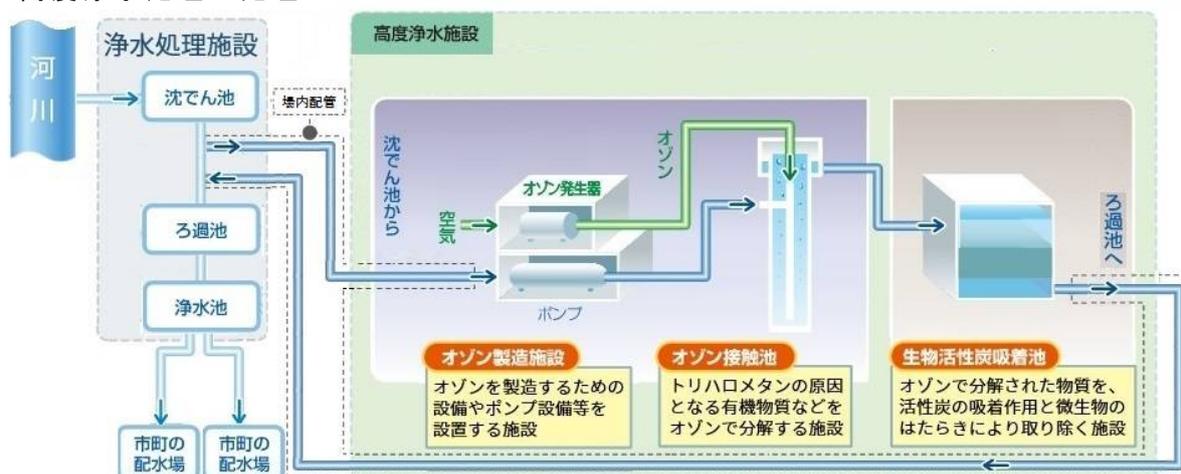
ア 高度浄水処理の計画的な導入

高度浄水処理施設のイメージ



従来の処理に「オゾン＋生物活性炭」処理を追加

高度浄水処理の処理フロー



取組内容②

水源から給水栓までの統合的水質管理

ダム、河川、浄水処理工程及び給水栓までの各工程での水質に影響を与える要因を把握し、適切に対策することにより、安全・安心で良質な水を供給します。各種要因、その把握手法や対策方法については毎年検証を実施し、常に最高のパフォーマンスを発揮するよう継続的に改善します。

また、国で定める水質基準の強化・拡充に適切に対応するため、現行の処理方法で十分に水質基準を順守できるか実態を把握し、必要に応じて新たな浄水処理方法に関して検討するほか、検査結果の信頼性を確保するために水道GLPを適切に運用して水質検査の精度向上を目指します。

原水水質が悪化していく昨今、限りあるリソースの中で水源監視を充分に実施することは、非常に困難です。このため、河川採水・調査を充分に実施するために取水河川を同じくする他の水道事業者等と協働することで、独自で実施する水源監視と比較して圧倒的に低コストで飛躍的に高効率な水源監視を実現します。

また、ろ過池からのブレイクスルーが懸念されるピコプランクトンへの対策は現行の浄水処理施設や水道用薬品では対処が困難であることから、ピコプランクトン除去効果の高い水処理薬品について効果と費用を実地検証し、十分な効果を確認できた浄水場から切り替えていきます。

<アクションプラン> ※カタカナ口囲みは新規項目

- ア 水安全計画の手法を用いた水源から給水栓までの統合的水質管理
- イ 水質基準の強化・拡充に対する浄水処理方法に関する調査
- ウ 流域の他の水道事業者等と連携した継続的な水源監視
- エ 検査結果の信頼性を確保するために精度管理を実施
- オ 高効率な水処理薬品の実地検証・導入



河川採水の様子

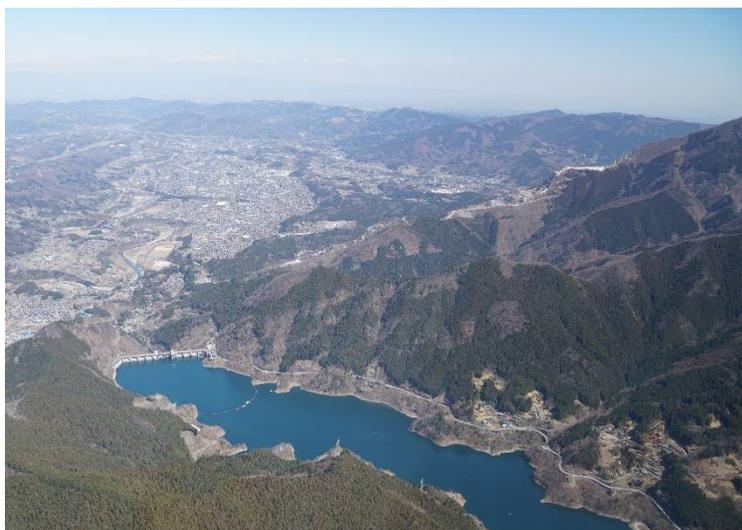
取組内容③

水源の水質保全

良質な原水の確保は、より安全・安心で良質な水道水の供給に最も重要な要素となります。このことから、水源の水質保全に向けた取組を実施します。

<アクションプラン>

- ア 水源の汚染を防止するため国等の関係機関への働きかけ
- イ 水源地域の清掃活動への参加
- ウ 水源の水質保全活動の啓発



秩父市街地に近い浦山ダムから関東平野を望む

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 高度浄水処理の導入					
ア 高度浄水処理の計画的な導入	各浄水場へ順次導入				
② 水源から給水栓までの統合的水質管理					
ア 水安全計画の手法を用いた水源から給水栓までの統合的水質管理	水安全計画の継続的改善 受水団体との連携水質管理				
イ 水質基準の強化・拡充に対する浄水処理方法に関する調査	原水水質動向及び水質基準強化の把握 浄水処理方法の検討				
ウ 流域の他の水道事業者等と連携した継続的な水源監視	流域事業者と連携した計画的な水源監視				
エ 検査結果の信頼性を確保するために精度管理を実施	水道GLPの適切な運用 外部精度管理への参加、内部精度管理の実施				
オ 高効率な水処理薬品の実地検証・導入				超高塩基度 PACの導入	
③ 水源の水質保全					
ア 水源の汚染を防止するため国等の関係機関への働きかけ	排出事業者へ河川放流に係る啓発活動（毎年）				
イ 水源地域の清掃活動への参加	下久保ダム等における清掃活動（毎年）				
ウ 水源の水質保全活動の啓発	イベント等を活用した啓発活動の実施（毎年）				

施策の方向性 2



災害に強い水道用水施設の構築 ～レジリエンス～

近年、日本各地では、異常気象に伴う渇水や風水害、地震等の大規模災害が頻発しています。令和元年東日本台風は県内の雨量計で 24 時間降水量が 600mm を超え 200 年に一度ともいわれる洪水を引き起こし、荒川に流入する入間川の支流で堤防が決壊するなど県西部に甚大な被害が発生しました。県内市町の水道施設においても浄水場の水没や、土砂崩れによる管路の破断などが発生しました。県営水道では受水団体へ水融通や応援給水を行うなどして断水回避や早期復旧の手助けを行いました。このような災害が今後も発生し、また、県営水道が被災することも否定できません。更に、県営水道は事業開始から約 50 年が経過し、水道施設の経年化に伴う事故発生リスクは日に日に高まっています。

このような脅威を克服するため、県営水道が有するノウハウや国内最大規模の広域的な水道用水供給事業の強みを活かすことが重要です。

< 計画期間中の目標 >

備蓄水量の確保^{※1} 704 万人分
渇水時における水源の確保割合^{※2} 100%

※1 備蓄水量の確保 = 備蓄水量 / 1 人 1 週間分の必要量 (89L)

※2 渇水時における水源の確保割合 = 渇水時の水源供給可能量 / 需要量



令和元年東日本台風通過後の越水状況
(県送水管も水没したが問題なく送水継続)

取組内容①

水道施設の老朽化対策

県営水道は昭和 43 年の事業開始以来、約 50 年が経過し、浄水場や送水管路など水道施設の老朽化が進行しています。

将来も安全・安心な水を安定して供給し続けるためには、水道施設を常に健全に保つことが重要であり、水道施設の適切な維持管理と計画的な更新を進める必要があります。

平成 25 年度に水道施設整備計画を策定し、施設更新や管路更新を実施しています。

平成 29 年度から水道施設の台帳情報や維持管理情報を電子化して蓄積し、施設の健全性の評価・分析を支援する水道施設管理システムを導入し、アセットマネジメントに基づき施設管理を実施しています。更新については、デジタル技術を活用した管路調査などを反映させた新たな更新計画を策定していきます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

- ア 水道施設管理システムを用いた点検・施設健全度評価の実施
- イ 水道施設の計画的な更新・維持管理
- ウ デジタル技術を活用した管路更新計画の策定



荒川横断シールド

取組内容②

水道施設の災害対策

水道施設の耐震化については、厚生労働省令によりレベル2地震動への対応が求められていますが、水処理施設等、本耐震基準を満たしていない施設もあるため、令和4年度完了を目標に耐震化を実施していきます。

また、水道管路の耐震化については、現在市街地に大口径管を布設するには、ルート選定や既設管の撤去などに課題があり、計画通り進捗させるのが困難な状況であるため、計画の抜本的な見直しを実施していきます。

さらに、給水エリア再編に伴い新たに耐震管路（東松山第二幹線）を布設する計画が策定されたことから、令和8年度末を目標に整備していきます。

備蓄水の確保については、地域防災計画において、震災時の水道施設の復旧期間は1週間以内を目標としています。同計画では、この間に必要となる一人あたりの水量は89リットルとされていることから、県民約704万人分の水として令和8年度末を目標に62万7千m³の備蓄施設を整備します。

近年の少雨化傾向を踏まえ、渇水時においても水道用水を安定的に供給するために、思川開発の建設促進を国等に対して要望します。

<アクションプラン> ※カタカナ口囲みは新規項目

- ア 水道施設の耐震化
- イ 水道管路の耐震化の実施
- ウ 備蓄水の確保
- エ 思川開発の建設促進要望



水道管理設状況

県営水道では、高度経済成長による人口増加に伴う水の使用量の急増に対応するため段階的に浄水場の増設・拡張を進め、現在は 5 つの浄水場、総施設能力 266 万 5 千 m³/日により安全・安心な水道用水の供給を行っています。

現在、大久保浄水場は全浄水場の合計施設能力の約 5 割を有しており、大久保浄水場の受水団体は県水転換率も高いことから、運転停止の影響が非常に大きいものとなっています。浄水場停止に伴う断水リスクの分散・最小化を図るため、吉見浄水場の施設能力を増強、大久保浄水場の施設能力を縮小し、各浄水場の送水エリアを再編することで、浄水場間の水融通機能を強化する必要があります。

更に今後は、浄水場間の水融通にも配慮しつつ、将来の水需要を見据えた施設能力の再編を図ることが必要です。

<アクションプラン>

ア 大久保浄水場と吉見浄水場との送水エリアの再編



中継ポンプ所施設能力増強

取組内容④

災害時即応体制の確立

事故・災害等の発生時に迅速かつ的確に対応するためには、職員全員が共通認識の下、自らの判断で行動することが求められます。

このため、災害や水質事故時の危機管理対応の迅速化と浄水場の運転・水質管理の効率化、各浄水場間や受水団体との連携強化を目的に水総合管理システムを導入し平成30年度から運用を行っています。

水総合管理システムは、各浄水場の様々な水道情報や受水地点の流量・圧力・弁開度データなどの水道情報と、国土交通省等の雨量や河川水位・河川流量データを常時収集保存、高速演算するためクラウドシステムを使用しています。これにより各浄水場管理室でのみ監視可能であった運転状況等をどこにいてもスマートフォンで一括表示・監視することが可能となったほか、各種リアルタイムデータから浄水場間の水融通計画を作成することや、流域内での水質事故発生時に浄水場までの流達時間を自動演算することが可能となっています。また非常時でもテレビ会議や電子メール等で浄水場間や現場とやり取りができる機能や、データセンターに各浄水場監視制御システムデータのバックアップとしての機能を持たせたことでハード面における危機管理能力が向上しました。

ソフト面ではこれまでも危機発生時の行動計画の策定や各種マニュアルに基づく訓練の実施、訓練を踏まえたマニュアルの見直し等により危機管理能力の向上に努めてきました。近年は企業局職員だけでなく、受水団体職員及び業界団体との緊急時連絡訓練・情報伝達訓練・応急給水訓練の実施、遠隔地用水供給事業者相互応援事業者との合同訓練の実施など他の事業者との連携強化も図っています。

今後もDXを推進していくことで、危機管理能力向上を図り、災害時に即応できる体制を確立していきます。

<アクションプラン>

- ア 関係機関と連携した災害時対応訓練の実施
- イ 災害時に備えた復旧資材等の確保
- ウ 水総合管理システムを用いた速やかな水運用調整

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 水道施設の老朽化対策					
ア 水道施設管理システムを用いた点検・施設健全度評価の実施	水道施設管理システムを活用した管理（毎年）				
	↓ 実施計画の見直し（毎年・必要に応じ）				
イ 水道施設の計画的な更新・維持管理	水道施設整備計画に基づく更新工事の実施				
ウ デジタル技術を活用した管路更新計画の策定	調査・検討				
② 水道施設の災害対策					
ア 水道施設の耐震化	114施設耐震化の完了				
イ 水道管路の耐震化の実施	重要幹線の更新計画に係る調査 新規管路の布設（東松山第二幹線全長 22km）				
ウ 備蓄水の確保	吉見完成 備蓄水量 62.7万 m ³				
エ 思川開発の建設促進要望	早期完成等要望（毎年） → 渇水時における水源確保割合 100%				
③ 送水エリアの再編					
ア 大久保浄水場と吉見浄水場との送水エリアの再編	新規管路の布設（東松山第二幹線全長 22km）				
	吉見浄水場の拡張				
	完了年度 令和8年度				

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
④ 災害時即応体制の確立					
ア 関係機関と連携した災害時対応訓練の実施	相互応援事業者との合同訓練の実施（毎年） 関係機関との訓練の実施（毎年）				
イ 災害時に備えた復旧資材等の確保	保有復旧資材の点検 相互応援事業者等との保有復旧資材の情報共有				
ウ 水総合管理システムを用いた速やかな水運用調整	システムを用いた水運用計画作成（随時）				



将来も事業を持続するための強固な経営基盤の構築

県営水道の送水量は、節水機器の普及等により年々減少し、それに伴って収益も減少しており、この傾向は今後も継続していくと考えられます。

また、老朽化施設や管路の更新、高度浄水処理導入などに伴う費用の増大など、経営環境はより一層厳しさを増すことが予想されます。

このような水道の直面する課題に対応するため、国では水道法を改正し、水道事業者等に対して水道の基盤強化に努めることを求めています。地域の実情に応じて広域連携を行うとともに多様な官民連携を活用することは、水道の基盤強化に有効な方策とされています。

水総合管理システムで日々蓄積しているビッグデータを活用した省エネ化や変動供給の検討を行うなど、事業の効率化を図ることは、水道の基盤強化につながると考えます。

県営水道は、市町水道の水源的役割を担う広域水道であり、各市町の水道の基盤強化に果たす役割は大きく、将来を見据えた広域連携や官民連携を推進するとともに、先進技術の活用を図ります。

これらの取組とともに、今後の収支見込を参考に料金の値上げについても検討します。

<計画期間中の目標>

経常収支比率 100%以上

温室効果ガス排出量を20%削減（令和6年度まで）※

※ 埼玉県温暖化対策推進条例に基づく次期目標公表後、5か年計画期間中に目標値を再設定

取組内容①

効率的な事業運営

将来も変わらず安定した事業運営を行うためには、組織体制も重要となります。

これまで、県営水道では効率的な事業運営を図るため、吉見浄水場の運転管理業務の委託化や大久保浄水場排水処理施設更新におけるPFI手法の導入などを行ってきました。

今後も効率的に事業運営が可能な組織であるとともに、技術力等の維持・向上が可能となるよう、民間活力の導入も含め総合的に組織のあり方を検討し、組織体制の再構築に向けた取組を実施します。

一方、浄水場施設を効率的に運用するため、県営水道では予め定められた水量を均等に送水する仕組みとしていますが、毎日の水需要の変動対応に苦慮している受水団体もあります。

このため、一部の受水団体からは、変動供給への移行が要望されており、一部で変動供給を試行しています。

令和元年度からAI等を活用した変動供給について民間企業と共同調査を実施しています。

これは、受水団体の経営基盤の強化に寄与し、県水転換率の維持・拡大にも繋がることから、実現可能性も含めた検討を進めてまいります。

その際、今後の収支見込を参考に料金制度の検討も行っていきます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

ア 多様な官民連携手法の検討

イ コスト縮減の取組

□ウ 変動供給の検討

□エ 料金制度の検討

取組内容②

広域連携の推進

県が平成23年3月に改訂した「埼玉県水道整備基本構想」（保健医療部策定）では、経営基盤の強化、格差是正に向けた水道広域化の推進が掲げられています。

これを受けて県営水道では、現在、受水団体と共同で広域化の実現に向けた検討を行っています。

受水団体との連携を推進することは、受水団体及び県営水道の経営基盤の強化や人材育成に寄与し、将来にわたって安定した供給を確保するために重要なことです。

現在、県内4団体と技術連携を行っており、受水団体への技術支援や水道事業者のノウハウの吸収を積極的に行っています。

県域の大部分をカバーする水道用水供給事業者として、他の水道事業者と更なる連携を実施し、実現可能な方策について随時取り入れていきます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

□ ア 受水団体との技術連携

イ 受水団体との業務の共同化の検討



技術連携



取組内容③

環境負荷の低減

企業局では埼玉県温暖化対策推進条例に基づき、水道施設としては日本最大級のメガソーラーや高効率型機器の導入等により環境負荷の低減に取り組んできました。

この結果、同条例に基づく第一計画期間（平成 23～26 年度）の 6%削減目標に対し、企業局は 17.8%削減しました。

第二計画期間（平成 27～31 年度）の 13%削減目標に対しては、企業局は 20.6%削減しました。

引き続き、第三計画期間（令和 2～6 年度）の目標である 20%削減に取り組んでいきます。

この目標を達成するため、今後も水総合管理システムなどを活用した適切な運転管理や、メガソーラー等の適切な維持管理を行いつつ、新たな太陽光発電設備や高効率型機器の導入の検討など安定給水を継続しつつ電力使用量及び温室効果ガスの削減を推進していきます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

- ア 新たな省エネ設備の検討
- イ 浄水発生土の有効利用



行田浄水場 太陽光発電設備（メガソーラー）

取組内容④

県営水道への理解

水道事業の安定経営には、水道利用者及び受水団体の理解と協力が必要不可欠です。そのためには、事業内容の理解とともに県営水道の経営状況についても理解していただくことが必要です。

そこで、水道利用者の方に水道水をより多く利用していただくため、県営水道の水質が安全で、安心して利用できることを積極的にPRしていきます。

また、県営水道利用者及び受水団体への顧客サービスを向上するために利用者ニーズが把握できるよう受水団体等の水道利用者と積極的な情報交換を行っていきます。

<アクションプラン>

- ア 水道利用者が理解しやすい広聴広報活動の実施
- イ 水道水の安全、水質に関する情報の適切かつ迅速な提供
- ウ 水道利用者へのアンケートや受水団体との情報交換によるニーズの把握



県政出前講座

取組内容⑤

次世代への技術継承

水道事業の運営、浄水場の運転管理、送配水管路の管理などを適切に実施していくためには、専門的な知識やノウハウを有する人材が不可欠です。

企業局では、これまでも専門職の職員を適切に配置するとともに、局内研修の実施や外部研修を活用し、技術の継承と人材育成を行ってきました。

しかし、将来にわたって高度な技術力を確保維持していくためには、引き続き効果的な人材育成に取り組んでいく必要があります。

そこで、計画期間中の取組内容として、ベテランの職員を活用した若手職員へのOJTをはじめ、体系的・計画的な局内研修の実施及び外部研修の活用を引き続き行っていきます。また、研修の成果の検証を行い、次年度の研修計画に反映させ、効果的な次世代への技術継承、水道技術者の確保・育成に努めていきます。

また、海外、受水団体（県内の水道事業者）への技術支援を積極的に行うことで、職員の問題解決能力や折衝・調整能力の向上を図るほか、世代間の技術継承にも取り組んでいきます。

<アクションプラン>

- ア 若手職員へのOJTや体系的・計画的な研修等の実施、検証
- イ 職員の能力向上に寄与する国際技術協力等の推進

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 効率的な事業運営					
ア 多様な官民連携手法の検討	調査・検討				
イ コスト縮減の取組	浄水発生土の有償売却による処分費の削減 浄水場等で使用する電力料金の縮減				
ウ 変動供給の検討	調査・検討	協議・調整 制度・体制検討		協議・調整 体制構築	
エ 料金制度の検討	制度の 検討	受水団体調整			
② 広域連携の推進					
ア 受水団体との技術連携	技術連携に係る協定締結・技術連携実施（随時）				
イ 受水団体との業務の共同化の検討	共同化検討（随時）、受水団体との調整（随時）				
③ 環境負荷の低減					
ア 新たな省エネ設備の検討	新たな省エネ設備の検討・省エネ設備導入				
イ 浄水発生土の有効利用	浄水発生土の有効利用				

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
④ 県営水道への理解					
ア 水道利用者が理解しやすい広聴 広報活動の実施	Webを活用した広聴広報、受水団体と連携した広報 経営レポート発行による経営状況の公表				
イ 水道水の安全、水質に関する情 報の適切かつ迅速な提供	Web等を活用した迅速な情報提供 イベントにおける水質に関するパネル展示				
ウ 水道利用者へのアンケートや受 水団体との情報交換によるニーズ の把握	県政サポーターアンケート等の実施 受水団体訪問、購入団体連絡協議会等による情報交換				
⑤ 次世代への技術継承					
ア 若手職員へのOJTや体系的・計 画的な研修等の実施、検証	人材開発計画に基づく推進				
イ 職員の能力向上に寄与する国際 技術協力等の推進	海外への技術者派遣、研修生受入				
				計画の見直し	

工業用水道事業

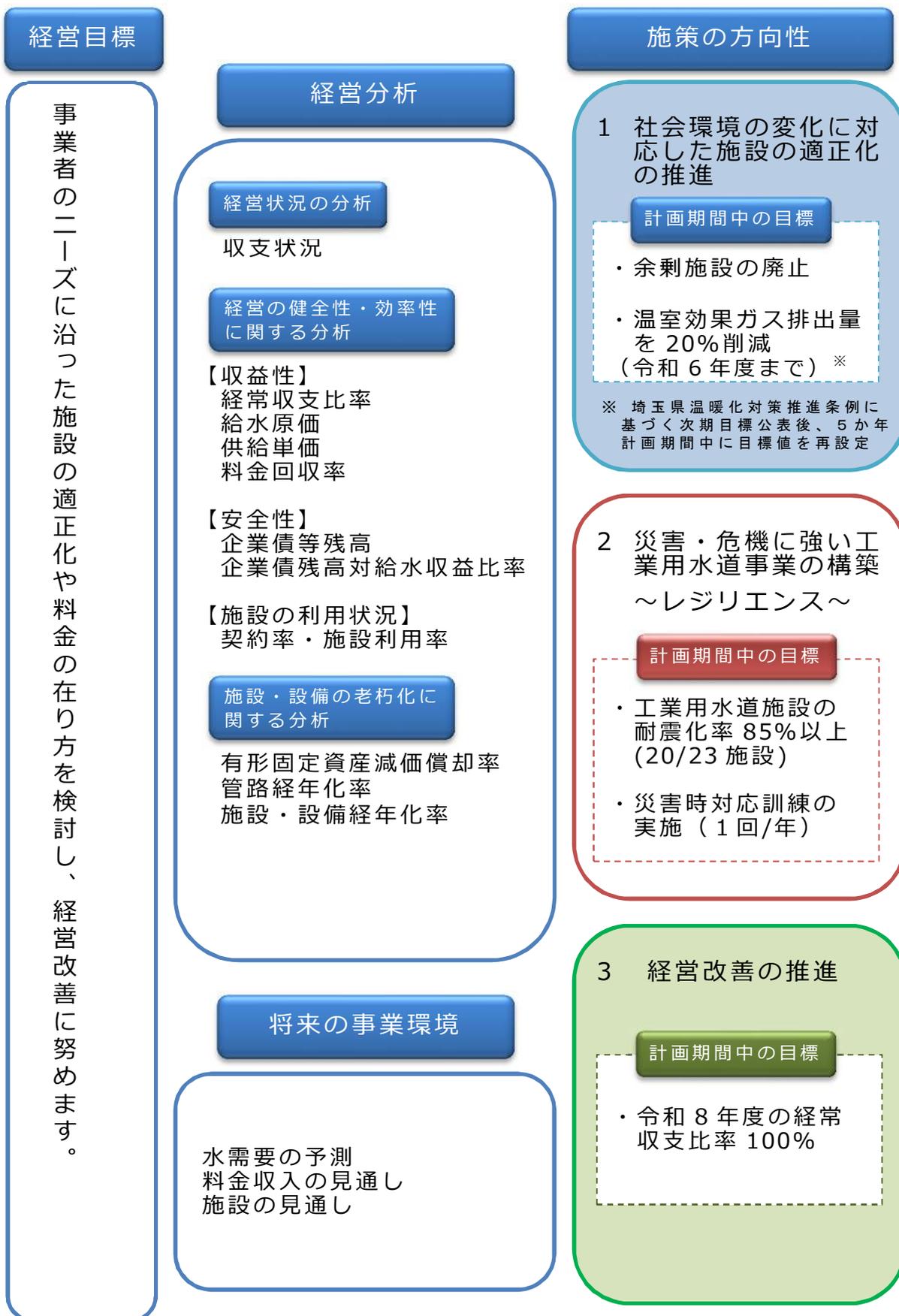
大久保浄水場



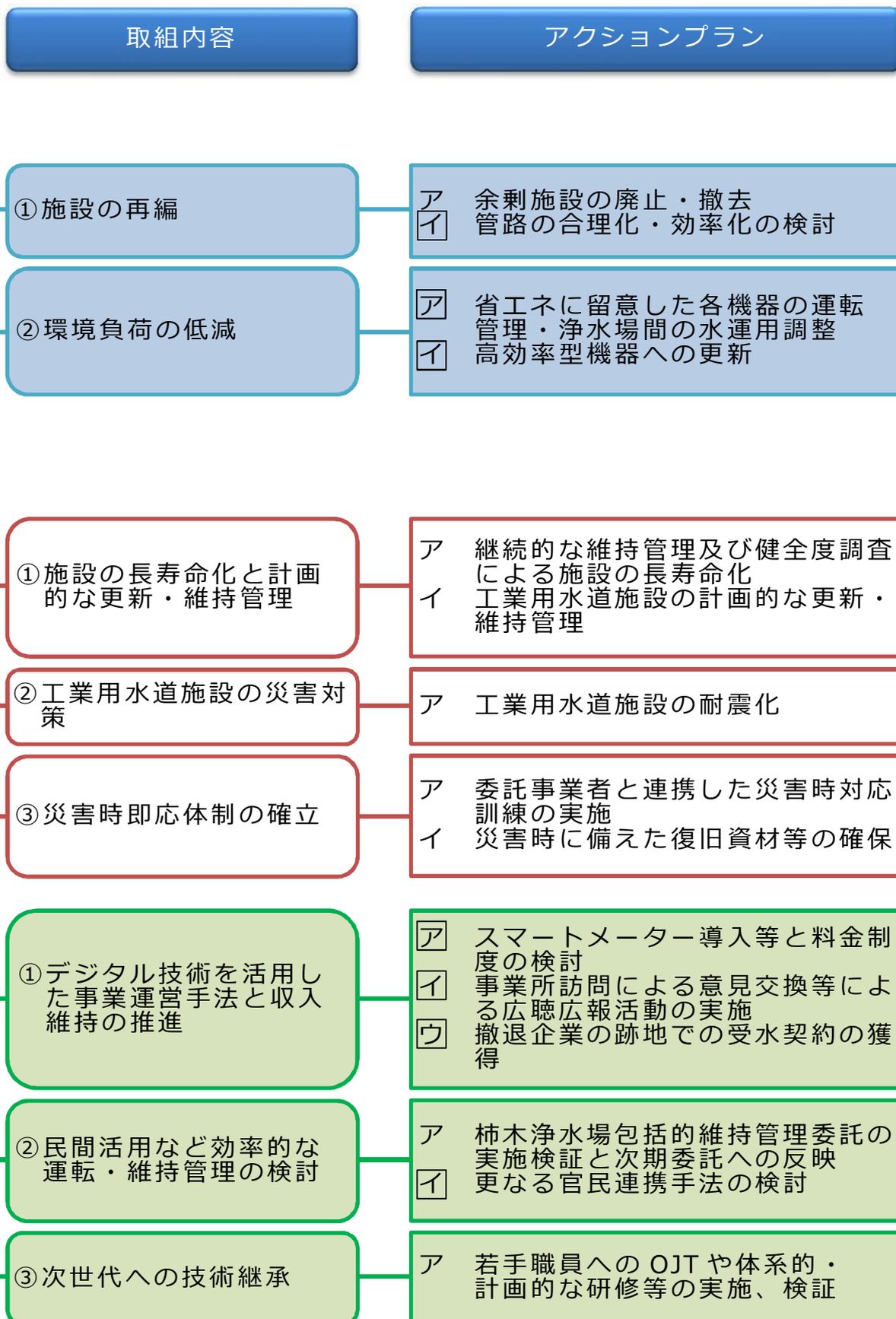
柿木浄水場



3 工業用水道事業



カタカナ口囲みは新規項目



(1) 経営目標

給水区域内からの大規模事業者の移転に伴う住宅化や事業者の節水や生産ラインの合理化により、工業用水の需要は減少し、それに伴い、工業用水料金収入も減少傾向にあります。

一方、多くの埼玉県南部工業用水道事業の施設は建設から40～50年を経過しており、大規模な漏水事故が懸念されるなど、本格的な施設の更新時期を迎えています。

そうした取り巻く環境の変化に柔軟に対応していくために、収支見込等を分析し、ストックの有効活用や料金制度について事業者と対話を進めながら、経営改善に努めていく必要があります。

そこで、経営目標を以下のとおり定め、目標の実現に向けて、様々な課題解決に関係者が一丸となり取り組んでいくこととします。

事業者のニーズに沿った施設の適正化や料金の在り方を検討し、経営改善に努めます。

(2) 経営状況の分析

ア 収支状況

中長期的には契約水量の減少に伴い給水収益は減少傾向にある一方、施設の更新等に伴い、減価償却費・固定資産除却損は増加傾向にあり、厳しい経営が見込まれます。そのため、経営基盤の強化に向けた取組が早急に求められます。

(単位:百万円)

	H28	H29	H30	R元	R2
営業収益	1,688	1,600	1,591	1,584	1,617
給水収益	1,649	1,579	1,583	1,579	1,558
受託工事収益	38	19	7	3	56
その他営業収益	1	2	2	2	2
営業費用	1,495	1,392	1,494	1,494	1,755
維持管理費	836	791	863	890	1,007
人件費	196	200	196	196	239
動力費	35	35	41	36	32
薬品費	5	6	7	8	8
修繕費	56	56	56	56	56
委託料	483	434	496	527	616
その他	61	60	67	67	56
受託工事費	38	19	7	3	57
減価償却費	544	568	620	596	578
資産減耗費	77	14	4	5	112
営業利益	193	208	97	90	△ 137
営業外収益	204	189	171	151	170
預金利息	3	1	2	2	2
貸付金利息	17	8	3	2	2
長期前受金戻入	182	176	165	146	165
雑収益	2	3	1	1	1
営業外費用	33	29	23	17	11
支払利息	33	28	22	16	11
雑支出	0	1	1	1	1
経常利益	364	368	245	224	22
特別利益	6	102	30	27	4
特別損失	0	136	77	68	197
当年度純利益	370	334	198	183	△ 171
収入	1,397	1,014	305	596	333
資本的収入					
他会計補助金	-	1	-	-	-
固定資産売却代金	-	-	-	2	-
国庫補助金	275	189	-	58	141
工事負担金	-	20	-	231	-
その他	1,122	804	305	305	192
支出	1,778	1,103	626	905	775
建設改良費	1,637	962	480	754	667
企業債償還金	141	141	146	151	107
資金残高(流動資産-流動負債)	12,313	12,450	12,747	12,916	12,778
企業債残高	816	675	529	378	271

※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

イ 経営の健全性・効率性に関する分析

(ア) 収益性に関する分析

① 経常収支比率

経常収支比率は経常収益と経常費用の割合を示した指標で、工業用水道事業本来の活動に財務活動の要素（受取利息、支払利息等）を加えたものです。この比率はこれまで 100%を超えており、現時点では収益性を確保されています。

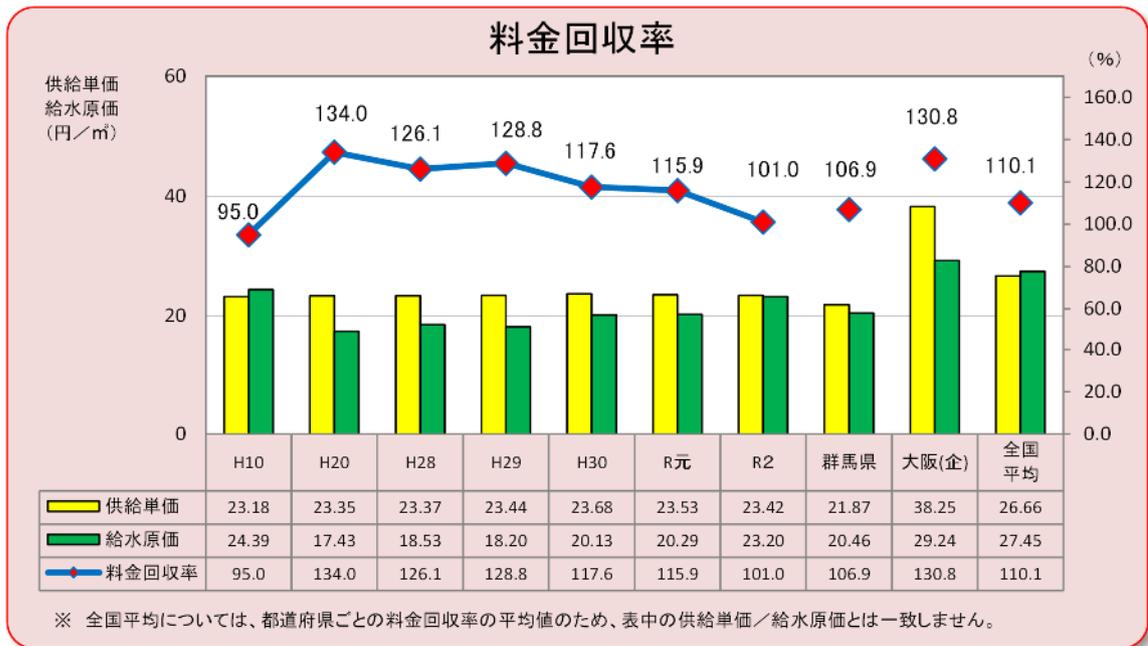
しかし、今後は給水収益の減少及び施設・設備の老朽化等に伴う費用の増加により、経常収支比率は減少傾向になることが予測されます。厳しい経営環境を迎えるに当たり、ライフサイクルコストの縮減や施設のダウンサイジングによる経営改善の取組とともに料金値上げについても検討し、早急に経営基盤の強化に向けた取組が求められます。



$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

② 給水原価

給水原価は 23.20 円/m³(税抜)で、「減価償却費—長期前受金戻入」、「維持管理費」、「支払利息」及び「その他」の区分による内訳は下図のとおりであり、維持管理費が原価の 6 割以上を占めていることが特徴です。



$$\text{供給単価 (円/㎥)} = \frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$$

$$\text{給水原価 (円/㎥)} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{有収水量}}$$

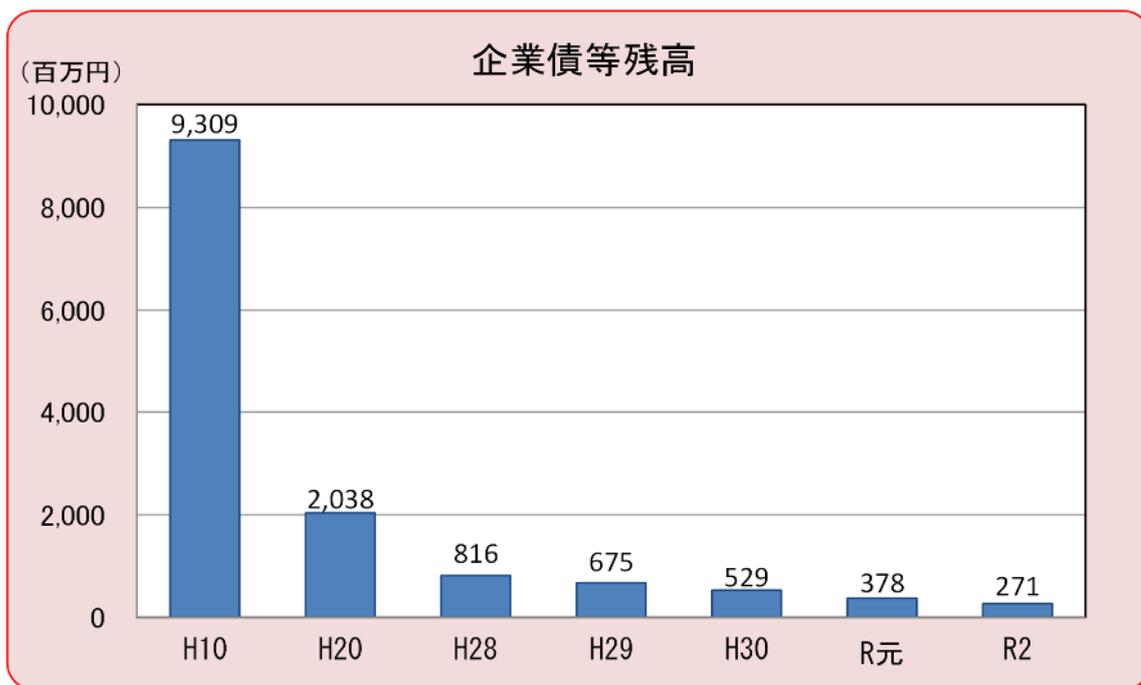
$$\text{料金回収率 (\%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

(イ) 財務の安全性に関する指標の分析

① 企業債等残高

埼玉県南部工業用水道事業の借入金は企業債のみですが、その残高は平成6年度の110億円をピークとして年々減少を続けています。令和2年度残高(2.7億円)は、平成6年度と比較すると2.5%程度まで減少しております。

その主な要因は、過去4回にわたる企業債の繰上償還(平成11年度37.9億円、平成17年度5.6億円、平成19年度1.9億円、平成22年度0.6億円)の実施や平成12年度以降新たな企業債の発行を中止しているためです。

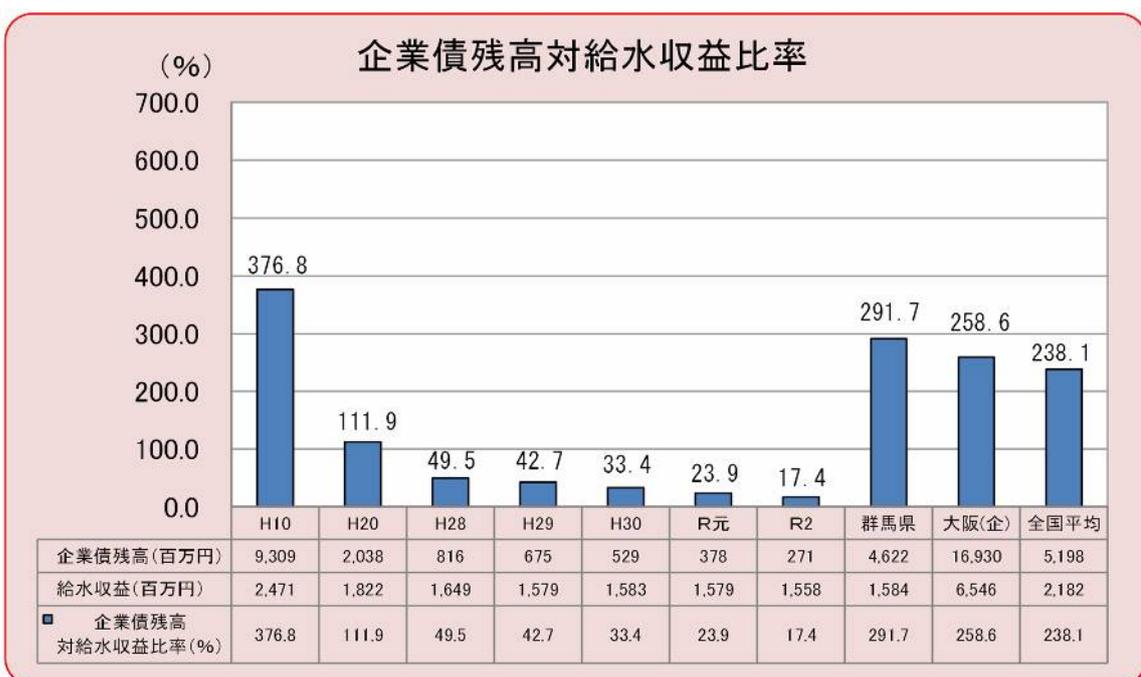


② 企業債残高対給水収益比率

企業債が給水収益（売上高）の何倍であるかを示すもので、返済余力を見る指標であり、借入が過大になっていないかを確認できます。

最近は1倍未満で推移しており、財務内容の健全化という点では優位性を保っています。

給水収益に対する企業債残高割合は、本県 0.17 倍、群馬県 2.92 倍、大阪（企）2.59 倍、全国平均 2.38 倍で、本県が最も小さくなっております。



(ウ) 施設の利用状況に関する分析

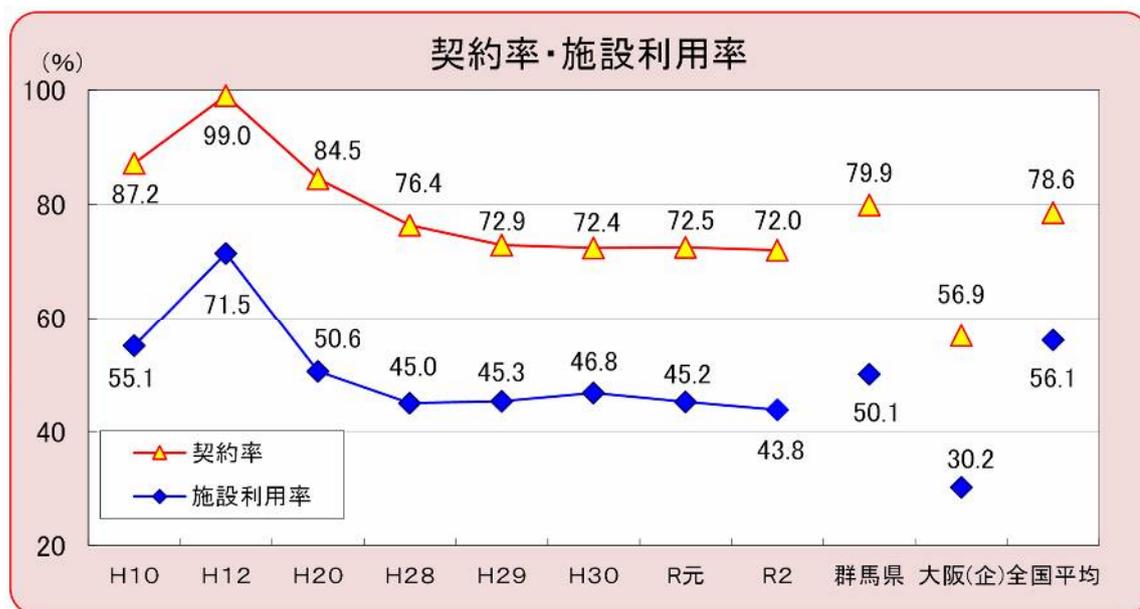
① 契約率・施設利用率

平成 11 年 10 月、契約水量の減少による事業規模の適正化を図るため、埼玉県南部工業用水道事業の水利権 1.2 m³/秒を県営水道に転用することとし、下久保ダムのダム使用権、利根大堰緊急改築事業の水利権及び権現堂調節池の資産を売却しました。これに合わせて、給水能力を 33 万 5,000 m³から 25 万 3,000 m³に縮小し、その直後の契約率は 100%に近い率で推移しましたが、近年は契約水量の減少に伴い年々緩やかに低下しています。

施設利用率は、上記水源転用によって大きく上昇し 7 割を超えましたが、その後は契約水量の減少に応じた配水量の減少により、契約率と同様に低下しています。平成 28 年度から配水量の増加に伴い施設利用率は若干上向いたものの、4 割半ばを推移しています。

なお、本県の工業用水道料金は責任水量制（契約水量）に基づいて料金徴収するため、施設利用率が低いことが直ちに給水収益に影響を及ぼすものではありません。

本県の料金は契約水量に基づき算定しているため、給水能力（予備能力含む。）は契約水量に対応できる能力の確保が前提となります。近年の契約率と施設利用率は 20%以上のかい離が生じており、施設の効果的・効率的な稼働に課題があると言えます。



$$\text{契約率}(\%) = \frac{\text{契約水量(日平均)}}{\text{現在給水能力(日量)}} \times 100$$

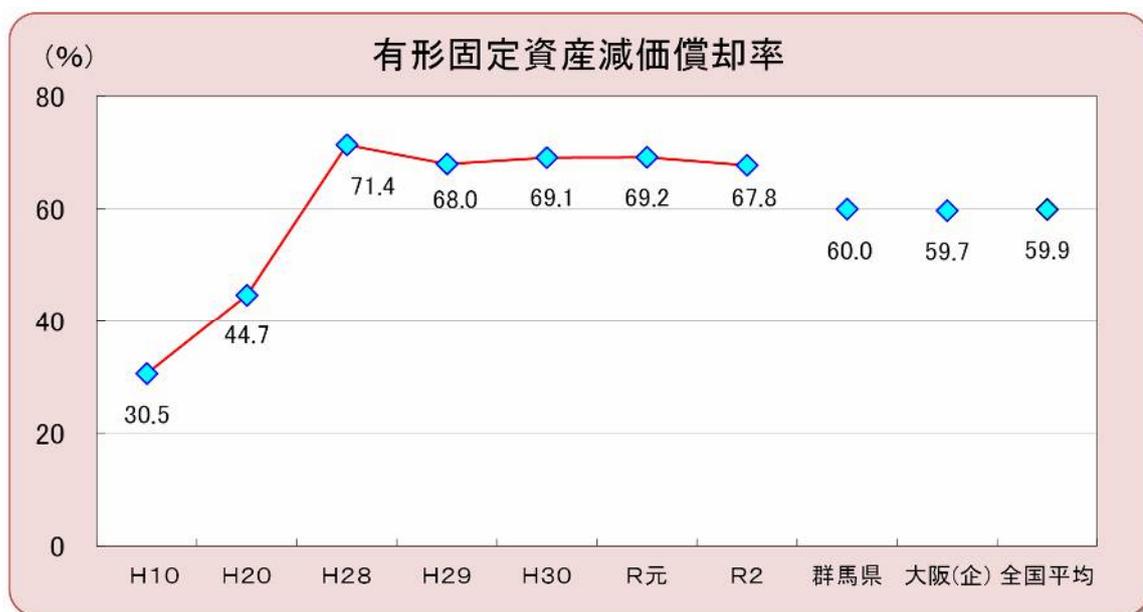
$$\text{施設利用率}(\%) = \frac{\text{1日平均配水量}}{\text{現在給水能力(日量)}} \times 100$$

(エ) 施設・設備の老朽化に関する分析

① 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率の上昇は、改良・更新等の必要性を判断する目安の一つとなります。平成 26 年度にみなし償却制度が廃止になったことから、平成 26 年度以降は 70% 台となりました。最近では 60% 後半を維持していますが、全国平均と比較すると、本県の有形固定資産の経年化度合いは高まっています。

有形固定資産は、古いものでは取得後 50 年以上経過しており、今後は施設及び設備の改良、更新及び撤去のためのコスト増大が見込まれます。施設等の更新は、アセットマネジメントにより適正に管理し、経営に及ぼす影響を見極めながら計画的に進めていく必要があります。



$$\text{有形固定資産減価償却率}(\%) = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

② 管路経年化率

事業開始から 50 年以上が経過し、法定耐用年数を越えた管路が毎年度増加し、老朽化の度合いが高まっています。管路の更新は安定給水に必要不可欠ですが、多額の費用がかかることから、費用の縮減や平準化などに配慮し、効率的かつ計画的に更新を実施していくことが求められます。



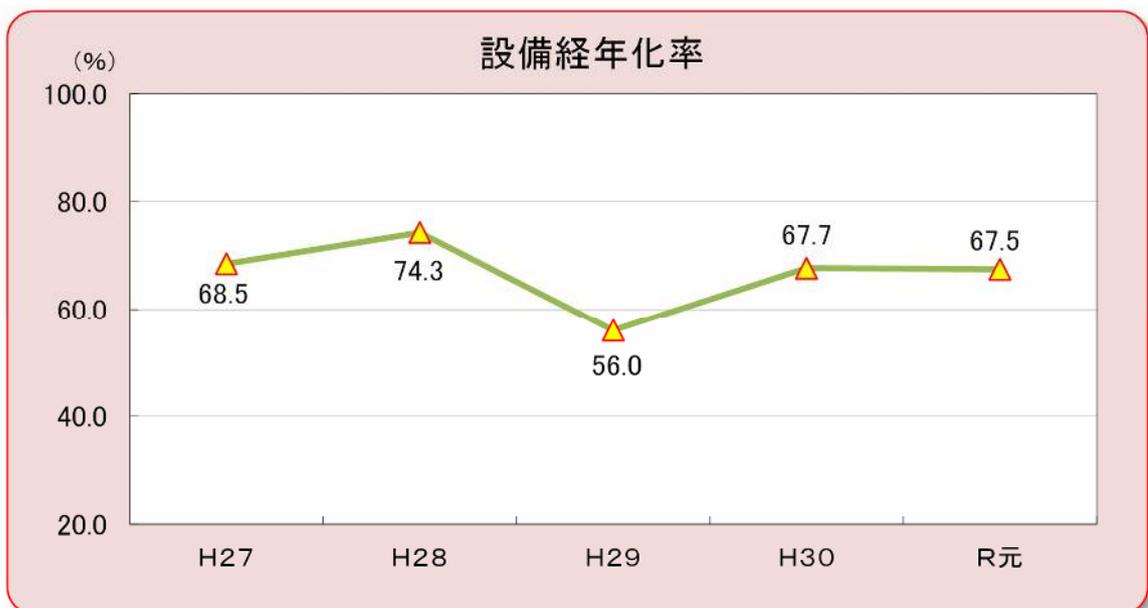
$$\text{管路経年化率 (\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を超過している管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

③ 施設・設備経年化率

事業開始から 50 年以上が経過していますが、浄水施設の法定耐用年数は 60 年であるため、法定耐用年数を超過した施設はありません。

しかし、機械・電気等設備の法定耐用年数超過率は 7 割程度の水準にあります。

効率的な事業を運営していくためには、設備の適正な維持管理により、法定耐用年数以上の長寿命化を図ることも重要です。



$$\text{設備経年化率 (\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を超過している機械・電気・計装設備などの合計数}}{\text{機械・電気・計装設備などの合計数}} \times 100$$

(3) 将来の事業環境

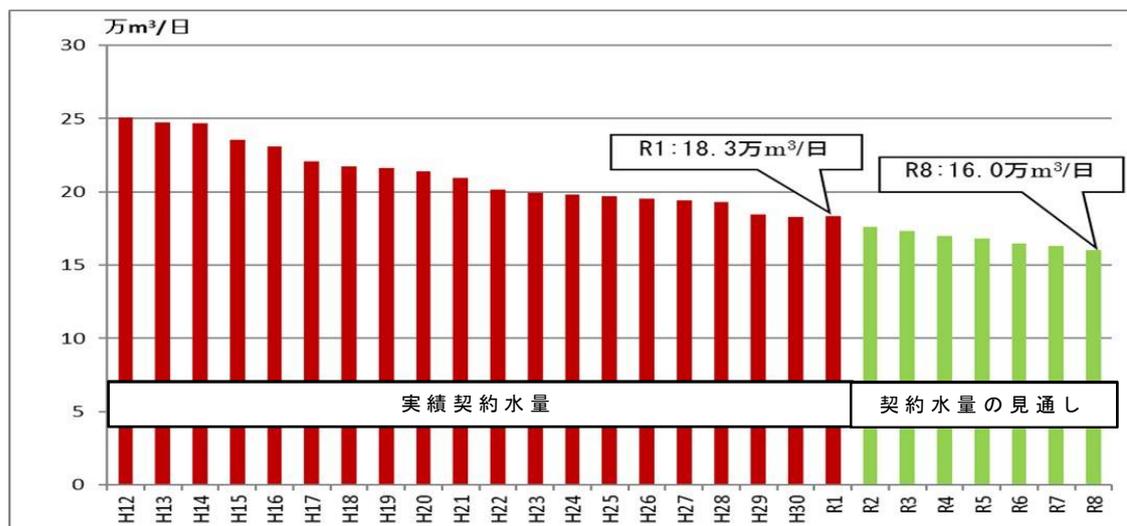
ア 水需要の予測

工業用水道事業は、その給水対象が工業事業所等であることから、その経営状況については、社会情勢や景気動向の影響を受けやすく、将来の水使用状況などの長期的な予測が非常に困難です。

また、受水事業所数の動向については、給水区域としている県南部地域では人口密集により住宅化が進むなど、土地の利用形態が変化しており、新たな工場誘致はほとんど見込めない状況です。

そこで、契約水量の見通しに関しては、既存の受水事業所に対し、平成 27 年度に実施した今後の契約水量動向に関する受水事業所意向調査結果をベースに予測しました。

この結果、令和 8 年度には、160,000 m³/日に減少する見込みとなりました。



イ 料金収入の見通し

給水区域である県南部地域では、事業所数が減少傾向にあり、人口密集地域が拡大するなど土地の利用形態も変化し、契約水量は年々減少しています。直近 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）の契約水量実績から算出した契約水量の平均減少率は 0.51%※となっています。

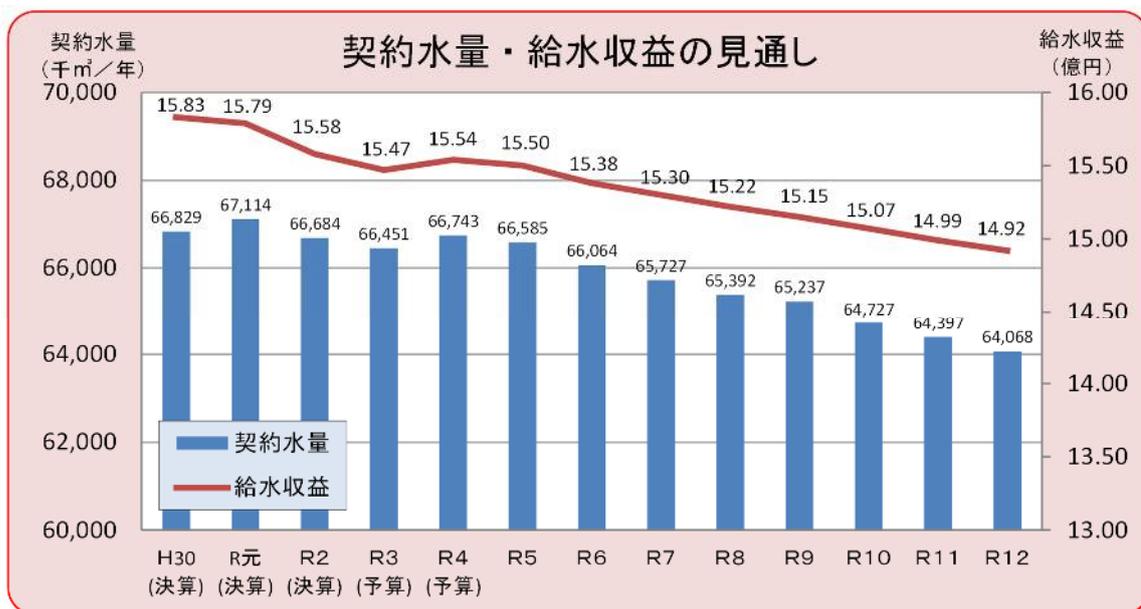
契約水量と現行料金単価（22 円 53 銭）を用いて、今後の料金収入の見通しを作成しました。具体的な数値は図のとおりです。

なお、令和 4 年度は草加柿木工業団地の新規契約水量 1,000 m³/日の増加を見込んでいます。

今後は工業用水の需要や社会経済情勢の変化に対応しながら、経営改善に必要な管路網の見直しを見据えた効果的・効率的な営業活動を

行っていく必要があります。

※ 平成 29 年度に減量希望のある受水企業 62 社に対して契約水量の減量を行いました。これについては特殊要因のため減少率には含めていません。

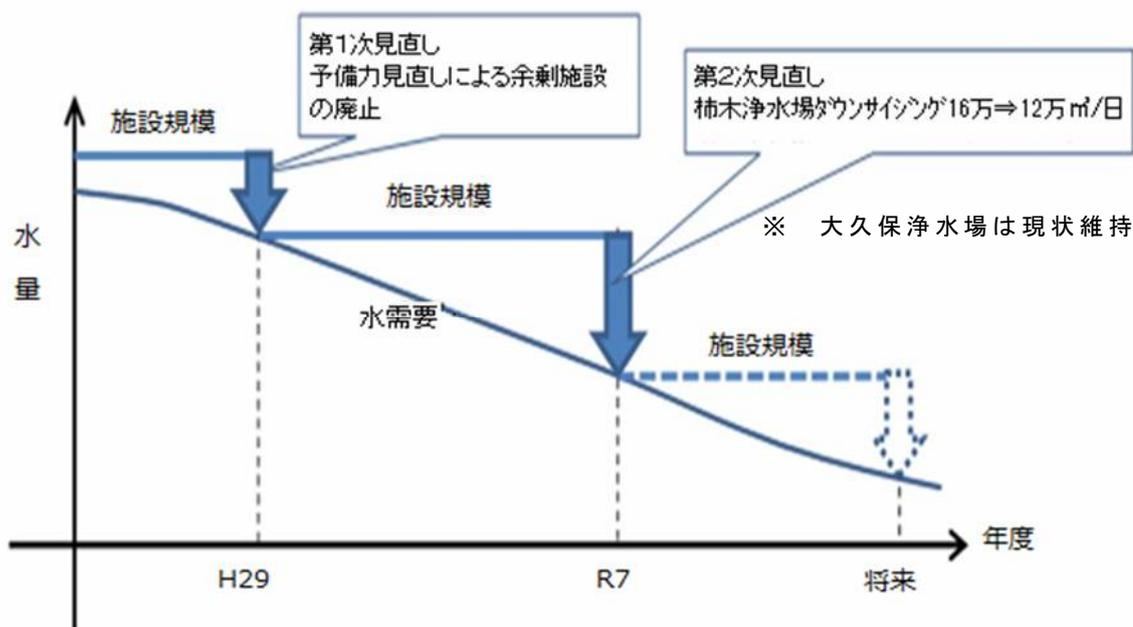


ウ 施設の見直し

将来の水需要を見据え、段階的な施設のダウンサイジングを行い、事業運営の効率化を図ることとしています。

契約水量と施設能力のかい離を解消するため、施設の見直しとして、まずは、余剰施設の廃止（第1次見直し）を平成 29 年度に行いました。

その後、概ね 10 年後を目途に水需要の減少に合せたダウンサイジング（第2次見直し）を実施するものとしています。



施策の方向性 1



社会環境の変化に対応した施設の適正化の推進

給水区域である県南東部の住宅化に伴い、大規模工場の移転や廃業などが進み工業用水需要は減少傾向にあります。

また、台風や豪雨など自然災害の増加など大きく気候が変動し、二酸化炭素などの温室効果ガス削減に全世界で取り組んで行くこととしております。

そうした社会環境の変化に対応し、将来にわたり埼玉県南部工業用水道事業を継続していくためには、需要に見合った施設規模へのダウンサイジングや給水区域の見直しなど施設の適正化を推進します。

<計画期間中の目標>

余剰施設の廃止

温室効果ガス排出量を 20%削減（令和 6 年度まで）※

※ 埼玉県温暖化対策推進条例に基づく次期目標公表後、5 か年計画期間中に目標値を再設定

取組内容①

施設の再編

給水区域は、住宅化が進み、工業用水の大口需要者となる紙・パルプ加工業や化学工業などの事業者が新たに進出する可能性が減少し、土地の利用形態が変化しています。

また、ショッピングセンター等への雑用水使用に関して新規営業を行っていますが、契約水量の大幅な増加は見込めない状況にあります。

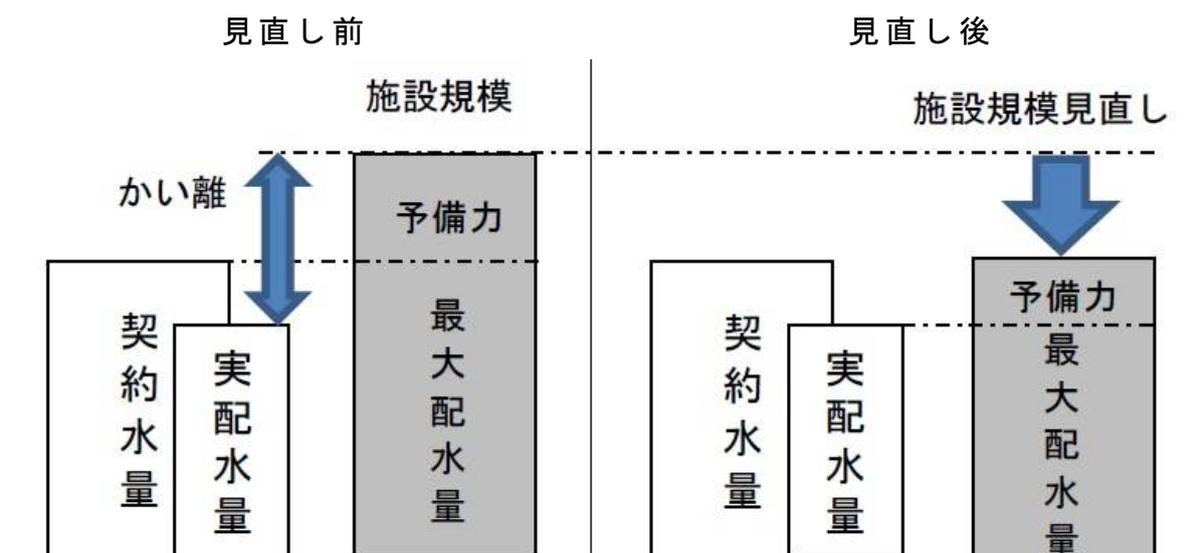
こうした水需要量の減少とともに、管路延長に比して受水量の少ない、いわば「受水密度の低い」地域が生じています。

今後、事業の効率化を図るため、契約水量の減少により生じた余剰施設を整理していきます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

ア 余剰施設の廃止・撤去

イ 管路の合理化・効率化の検討



取組内容②

環境負荷の低減

企業局では埼玉県温暖化対策推進条例に基づき大久保浄水場配水ポンプを台数制御式から回転数制御式に変更するなど環境負荷の低減に取り組んできました。

この結果、同条例に基づく第一計画期間（平成23～26年度）の6%削減目標に対し、企業局は17.8%削減しました。

第二計画期間（平成27～31年度）の13%削減目標に対しては、企業局は20.6%削減しました。

引き続き、第三計画期間（令和2～6年度）の目標である20%削減に取り組んでいきます。

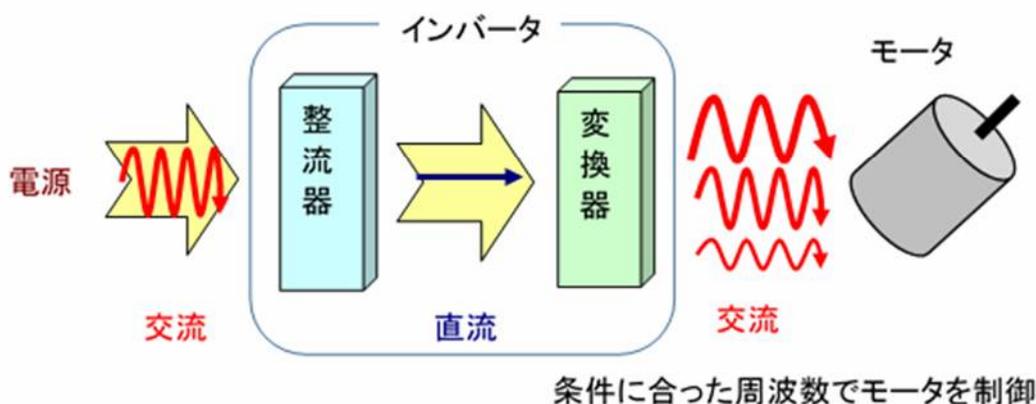
この目標を達成するため、今後も省エネに留意した各機器の運転管理や浄水場間の水運用調整を行うとともに高効率型機器への更新など安定給水を継続しつつ電力使用量及び温室効果ガスの削減を推進していきます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

- ア 省エネに留意した各機器の運転管理・浄水場間の水運用調整
- イ 高効率型機器への更新

回転数制御による省エネ

インバータにより必要なエネルギーでのみモータを回転させ省エネ化



取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 施設の再編					
ア 余剰施設の廃止・撤去			経産省への申請 →	除却処理 →	
				撤去設計 →	撤去工事 →
		主な廃止予定施設 柿木浄水場沈でん池2池			
		調査・検討	→		
イ 管路の合理化・効率化の検討	→				
② 環境負荷の低減					
ア 省エネに留意した各機器の運転 管理・浄水場間の水運用調整	省エネに留意した各機器の運転管理等 →				
イ 高効率型機器への更新		柿木浄水場ポンプ回転数制御式導入 →			

施策の方向性 2



災害・危機に強い工業用水道事業の構築 ～レジリエンス～

頻発する異常気象、大規模災害の発生に際しても、安定給水の継続や早期復旧の実現は、産業基盤を支える工業用水道事業としての社会的使命です。

そこで、ハード、ソフトの両面から事故・災害に強い埼玉県南部工業用水道事業を構築します。

<計画期間中の目標>

工業用水道施設の耐震化率※85%以上(20/23施設)

災害時対応訓練の実施 (1回/年)

※ 耐震化率 = 耐震化済み施設数 / 耐震化対象施設数

取組内容①

施設の長寿命化と計画的な更新・維持管理

埼玉県南部工業用水道事業は、昭和 39 年の事業開始以来、50 年以上が経過し、浄水場や配水管路など施設の老朽化が進行しています。

将来も工業用水を安定して供給し続けるためには、施設を常に健全に保つことが重要であり、施設の適切な維持管理と計画的な更新を進める必要があります。

これまでも、施設の劣化状況などを確認しつつ、施設更新を実施してきました。平成 29 年度からは、施設の台帳情報や維持管理情報に基づき施設の健全性の評価・分析を支援する水道施設管理システムを導入し、アセットマネジメントに基づく施設管理を実施しています。

<アクションプラン>

- ア 継続的な維持管理及び健全度調査による施設の長寿命化
- イ 工業用水道施設の計画的な更新・維持管理



建設状況

取組内容②

工業用水道施設の災害対策

埼玉県南部工業用水道施設の耐震対策状況は、管理棟などの中枢施設は完了し、順次水処理施設の耐震化を進めているところです。なお、耐震化するにあたり多額の費用が必要な施設については、受水企業の意向などを確認したうえで実施可能性を検討します。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う計画停電の影響を教訓とし、停電時でも受水者への給水が継続できるよう自家用発電設備の整備は平成 28 年度末で完了しています。

<アクションプラン>

ア 工業用水道施設の耐震化



耐震化状況

取組内容③	災害時即応体制の確立
-------	------------

事故・災害等の発生時に迅速かつ的確に対応するためには、職員のみならず柿木浄水場包括委託従事者と連携・協力して対応することが求められます。

このため、これまでも危機発生時の行動計画の策定や各種マニュアルに基づく訓練の実施、訓練を踏まえてのマニュアル見直し等により危機管理能力の向上に努めてきました。

今後も継続的に危機管理能力向上を図り、災害時に即応できる体制を確立していきます。

<アクションプラン>

- | |
|------------------------|
| ア 委託事業者と連携した災害時対応訓練の実施 |
| イ 災害時に備えた復旧資材等の確保 |

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 施設の長寿命化と計画的な更新・維持管理					
ア 継続的な維持管理及び健全度調査による施設の長寿命化	水道施設管理システムを活用した管理（毎年）				
	↓ 実施計画の見直し （毎年・必要に応じ）				
イ 工業用水道施設の計画的な更新・維持管理	計画に基づく修繕・更新工事の実施				
② 工業用水道施設の災害対策					
ア 工業用水道施設の耐震化	3施設	2施設	4施設		
③ 災害時即応体制の確立					
ア 委託事業者と連携した災害時対応訓練の実施	委託従事との訓練実施				
イ 災害時に備えた復旧資材等の確保	保有復旧資材の点検 相互応援事業者等との保有復旧資材の情報共有				



経営改善の推進

台風や豪雨など自然災害の増加、新型コロナウイルスの感染拡大等により、埼玉県南部工業用水道事業をとりまく環境は不確実性が高まっています。

また、給水区域の大規模工場の減少が進む中、工業用水需要は減少傾向にあります。

一方、施設の多くは建設から40～50年を経過しており、大規模な漏水事故が懸念されるなど、本格的な施設の更新時期を迎えています。

これまで、契約水量が年々減少する厳しい経営環境においても、平成5年以降料金を据え置き、堅実な事業運営を行ってきました。今後も事業の経営状況は厳しくなる一方、老朽化した施設・管路の更新費用は年々増加することが見込まれます。

そこで、デジタル技術や民間の活用といった抜本的な転換などを検討し、経営改善を進めます。

顧客サービス向上や徴収事務の負担低減につながるスマートメーターの導入、公的負担の抑制に資するPPP/PFIによる官民連携手法の検討など事業効率化などの経営改善の取組とともに、今後の収支見込を参考に料金値上げについても検討し、強固な経営基盤を構築していきます。

<計画期間中の目標>

令和8年度の経常収支比率 100%

取組内容①

デジタル技術を活用した事業運営手法と収入
維持の推進

スマートメーターの導入やデジタル技術を活用した管路管理について検討し、これまでの事業運営手法を見直すことで業務の効率化を進めます。

また、併せて今後の収支見込を参考に料金の値上げや制度の検討に取り組みます。その際、受水事業所訪問や利用者協議会への参加により、双方向型の情報共有機会を確保し、的確な受水者ニーズの把握と埼玉県南部工業用水道事業への一層の理解促進を図ります。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

- ア スマートメーター導入等と料金制度の検討
- イ 事業所訪問による意見交換等による広聴広報活動の実施
- ウ 撤退企業の跡地での受水契約の獲得

取組内容②	民間活用など効率的な運転・維持管理の検討
-------	----------------------

給水収益は年々減少し、経営環境は一層厳しさを増す見込みです。

このため、将来も変わらず安定した事業運営を行うために、現在取り組んでいる柿木浄水場包括委託（委託期間：令和 2～6 年度）を継続します。

また、更なる官民連携手法の導入を検討します。

設備更新時に省エネ機器を導入にすることでコスト縮減に取り組みます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

ア	柿木浄水場包括的維持管理委託の実施検証と次期委託への反映
---	------------------------------

イ	更なる官民連携手法の検討
---	--------------

取組内容③

次世代への技術継承

水道事業の運営、浄水場の運転管理、送配水管路の管理などを適切に実施していくためには、専門的な知識やノウハウを有する人材が不可欠です。

県企業局では、これまでも専門職の職員を適切に配置するとともに、局内研修の実施や外部研修を活用し、技術の継承と人材育成を行ってきました。

しかし、将来にわたって専門性の高い技術者を確保していくためには、引き続き効果的な人材育成に取り組んでいく必要があります。

そこで、計画期間中の取組内容として、ベテランの職員を活用した若手職員へのOJTをはじめ、体系的・計画的な局内研修の実施及び外部研修の活用を引き続き行っていきます。また、研修の成果の検証を行い、次年度の研修計画に反映させ、効果的な次世代への技術継承、水道技術者の確保・育成に努めていきます。

<アクションプラン>

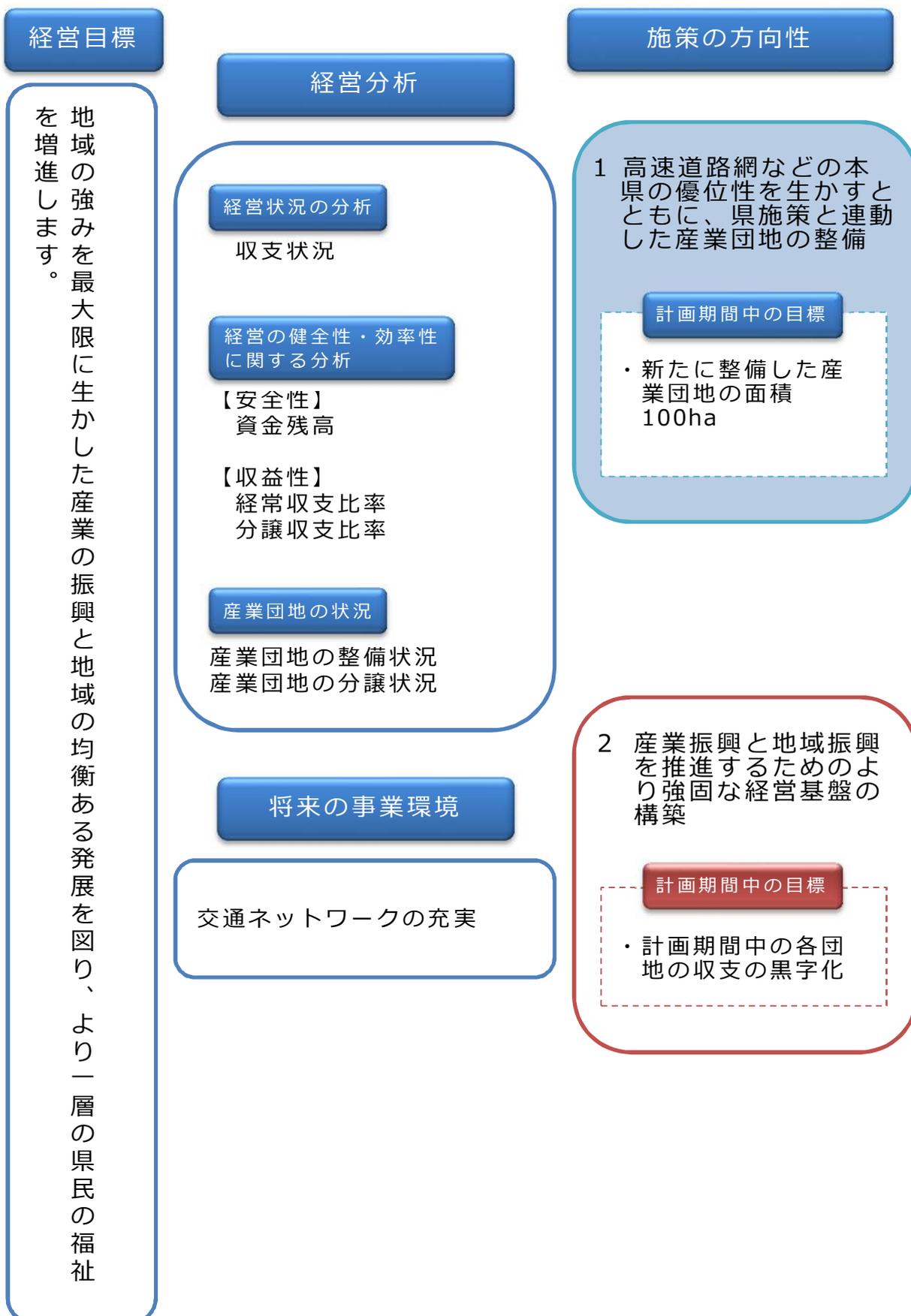
ア 若手職員へのOJTや体系的・計画的な研修等の実施、検証

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
<p>① デジタル技術を活用した事業運営手法と収入維持の推進</p> <p>ア スマートメーター導入等と料金制度の検討</p> <p>イ 事業所訪問による意見交換等による広聴広報活動の実施</p> <p>ウ 撤退企業の跡地での受水契約の獲得</p>					
	スマートメーター等の導入の検討料金制度の検討				
	受水事業所への訪問、受水団体協議会の会議参加				
	ステークホルダーと調整、提案				
<p>② 民間活用など効率的な運転・維持管理の検討</p> <p>ア 柿木浄水場包括的維持管理委託の実施検証と次期委託への反映</p> <p>イ 更なる官民連携手法の検討</p>					
	現委託の検証 (R2~R6)		次期委託開始・検証 (R7~R11)		
	PFI優先的検討対象事業に係る検討				
<p>③ 次世代への技術継承</p> <p>ア 若手職員へのOJTや体系的・計画的な研修等の実施、検証</p>					
	人材開発計画に基づく推進				
	計画の見直し				

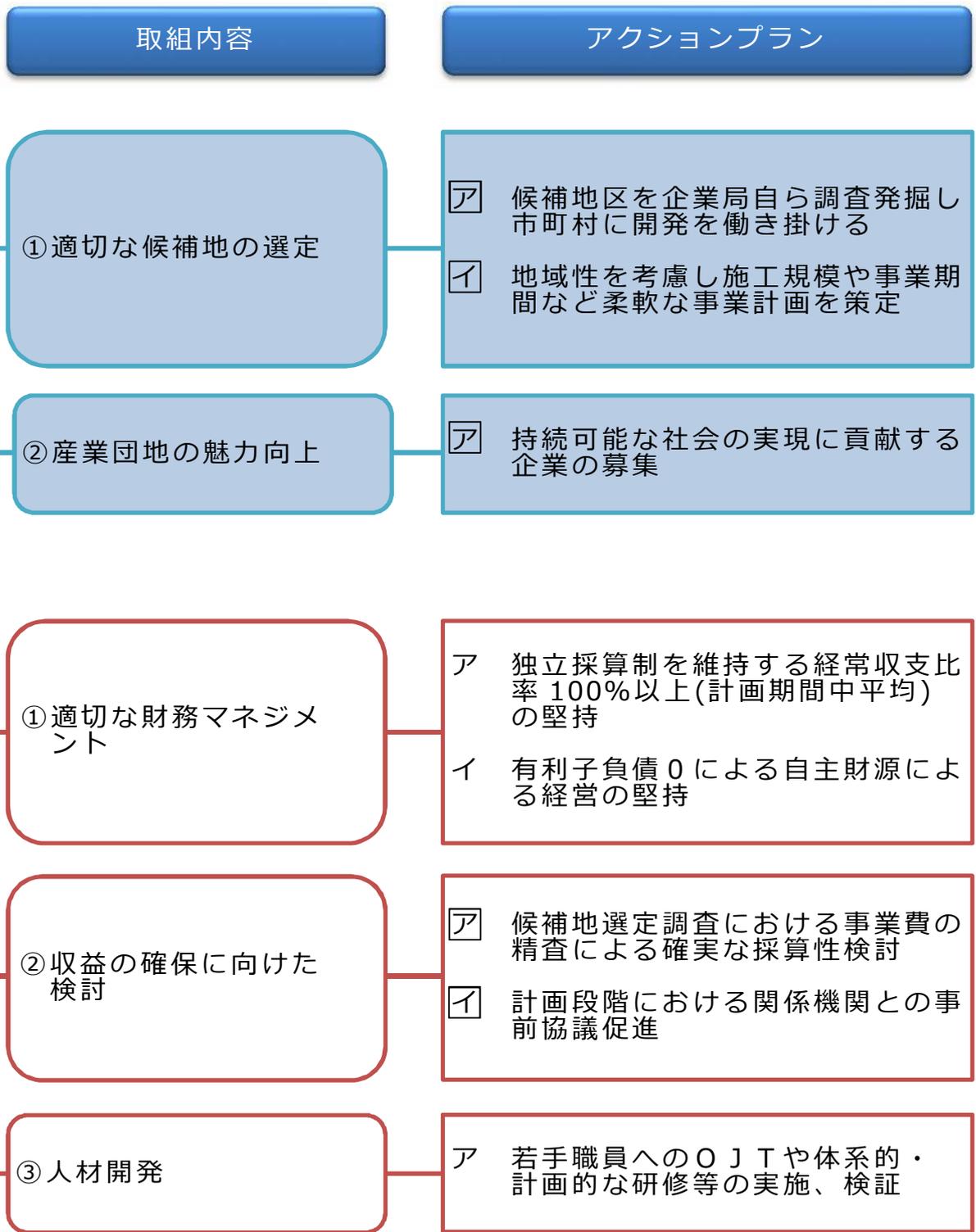
地域整備事業



4 地域整備事業



カタカナ口囲みは新規項目



(1) 経営目標

地域の強みを最大限に生かした産業の振興と地域の均衡ある発展を図り、より一層の県民の福祉を増進します。

(2) 経営状況の分析

ア 収支状況

事業収益の大半が産業団地の売却収益であるため、純利益は産業団地の分譲時期により大きく変動します。

(単位:百万円)

	H28	H29	H30	R元	R2	
収益的 収支	総収益	9,493	20,638	1,048	9,000	14,473
	営業収益	9,266	20,413	693	8,855	14,293
	産業団地売却収益	8,072	19,342	0	8,099	13,570
	産業団地貸付収益	891	624	429	429	429
	ゴルフ場施設貸付収益	282	314	251	315	285
	受託工事収益	0	109	0	0	0
	その他営業収益	22	24	12	12	9
	営業外収益	84	72	62	54	48
	受取利息及び配当金	77	65	60	52	46
	他会計補助金	6	7	2	2	1
	雑収益	2	0	0	0	1
	特別利益	143	153	294	91	132
	総費用	8,433	16,191	626	7,884	12,876
	営業費用	8,342	16,150	622	6,833	12,812
産業団地売却原価	7,905	15,519	0	6,142	12,399	
受託工事費	0	110	0	0	0	
一般管理費	418	455	553	598	330	
減価償却費	20	66	67	91	83	
資産減耗費	0	0	2	2	0	
営業外費用	3	3	4	4	2	
雑支出	3	3	4	4	2	
特別損失	89	37	0	1,047	61	
当年度純利益	1,060	4,447	423	1,116	1,598	
資本的 収支	収入	1,514	1,519	1,521	1,591	1,743
	他会計補助金	3	4	1	1	1
	その他	1,510	1,515	1,520	1,590	1,742
	支出	5,363	10,220	8,189	9,531	18,191
	建設改良費	5,234	8,055	7,944	9,393	8,152
その他	128	2,166	244	138	10,039	
資金残高(流動資産-流動負債)	43,426	54,720	50,484	50,971	48,628	

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

イ 経営の健全性・効率性に関する分析

(ア) 財務の安全性に関する分析

産業団地は企業債等の借入れは行わずに自主財源により整備を実施しており、過去の利益の蓄積もあることから、短期債務に対応すべき資金（流動資産－流動負債）は十分に確保されています。

しかし、整備した産業団地の分譲を行うまでは資金の回収ができないため、継続的に産業団地の整備を進めるためには、一定の資金を確保しておく必要があります。

今回の計画期間中においては、100haの産業団地の整備に必要な資金280億円を各期末において確保することとします。

令和2年度末においては、486億円の資金残高となっており、整備に必要な資金は確保されていますが、翌年度への繰越額が213億円あり、令和3年度の事業費と合わせて年度中に執行予定であるため、期末までに一定の分譲収入を確保する必要があります。

(単位：億円)

	H28	H29	H30	R元	R2
資金残高	434	547	505	510	486
翌年度繰越額	18	41	125	213	213

(イ) 収益性に関する分析

健全な経営を維持するため、地域整備事業会計全体の経常収支比率100%の堅持と主要事業である産業団地の分譲に関する収支比率（売却収益÷売却原価×100）について、100%を確保することとします。

令和2年度においては、経常収支比率及び分譲収支比率のいずれも100%以上を確保しており、健全な経営状況です。

(単位：億円)

	H28	H29	H30	R元	R2
経常収支比率	112.1	126.8	120.6	130.3	111.9
分譲収支比率	102.1	124.6	—	131.9	109.4

※ H30は分譲実績なし

(3) 産業団地の状況

ア 産業団地の整備状況

地域整備事業は、圏央道の県内全線開通などにより高まる企業の立地ニーズに対応するため、平成19年度から圏央道沿線地域での整備

に着手し、その後、平成 27 年度から整備対象地域を圏央道以北に拡大、現在では県内全域を対象に整備を進めています。平成 19 年度以降、10 地区、約 214ha の産業団地の整備を完了しました。

イ 産業団地の分譲状況

前計画期間中における分譲では、新型コロナウイルス感染症の影響により、複数社の分譲予定企業から辞退がありました。しかし、その一方で、消費者の巣ごもり需要の増加に伴い、新たな設備投資を検討する企業からの問合せも増えています。令和 3 年度に募集を行った地区においては製造業や運輸業を問わず多くの企業から立地の申込みがありました。

【平成 19 年度以降に整備した団地一覧】

	団地名	状況	事業年度	施行面積(㎡)	分譲面積(㎡)
1	菖蒲南部産業団地	完成	H19～H21	189,107	140,379
2	川越第二産業団地	完成	H19～H21	192,701	157,059
3	騎西城南産業団地	完成	H20～H22	196,060	160,158
4	白岡西部産業団地	完成	H22～H25	157,220	135,576
5	幸手中央地区産業団地	完成	H23～H27	472,991	371,631
6	杉戸屏風深輪産業団地	完成	H24～H28	238,144	189,960
7	加須IC東産業団地	完成	H27～H30	177,190	135,646
8	寄居スマートIC美里産業団地	完成	H28～H30	140,333	111,995
9	草加柿木フーズサイト	完成	H29～R元	194,475	163,418
10	松伏田島産業団地	完成	H30～R2	183,000	150,700
				2,141,221	1,716,522

11	川越増形地区産業団地	造成中	H30～R3	168,000	123,000
12	行田富士見工業団地拡張地区	造成中	H30～R6	70,250	60,170
13	嵐山花見台工業団地拡張地区	造成中	H30～R4	91,400	58,600
14	富士見上南畑地区産業団地	造成中	R元～R6	192,400	150,700
15	鴻巣箕田地区産業団地	造成中	R元～R6	167,000	144,000
16	寄居桜沢地区産業団地	造成中	R元～R4	133,000	110,700
17	羽生上岩瀬地区産業団地	造成中	R元～R4	72,000	61,100
18	久喜高柳地区産業団地	造成中	R4～R7	189,800	158,300
				1,083,850	866,570

(4) 将来の事業環境

本県における高速道路網は、南北方向に常磐・東北・関越・首都高が、東西方向には東京外環、圏央道が整備されています。また、鉄道網は東北・上越・北海道・山形・秋田・北陸新幹線により、東日本の主要都市と結ばれています。今後は、東埼玉道路、上尾道路および本庄道路といった幹線道路の整備も予定されています。

このような本県の優位性を生かし、産業や地域の振興、さらには新たな雇用の創出を図るため、引き続き産業団地の整備を進めていくことが求められます。

また、今後は、人口減少、頻発化する自然災害、持続可能な社会の実現など時代の潮流を踏まえ、新たな視点での産業団地の整備・分譲を進めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症が今後の経済に及ぼす影響は不透明な状況ではありますが、地域経済を下支えする産業団地の役割は大きく、今後も整備を継続していくために、2つの施策の方向性を示し、取組内容とそのアクションプランを定めました。

施策の方向性 1



高速道路網などの本県の優位性を生かすとともに、
県施策と連動した産業団地の整備

景気の変動による企業ニーズの変化があると想定されるものの、運輸業など業種によっては依然として高いニーズが見込まれるため、今回の企業局経営5か年計画においても引き続き前計画と同様の目標値としました。

< 計画期間中の目標 >

新たに整備した産業団地の面積 100ha

○事業化が確定している産業団地

地区名	施行面積	目標年度
川越増形地区	16.8 ha	令和4年度
行田富士見拡張地区	7.0 ha	令和6年度
嵐山花見台拡張地区	9.1 ha	令和5年度
富士見上南畑地区	19.2 ha	令和6年度
鴻巣箕田地区	16.7 ha	令和6年度
久喜高柳地区	18.9 ha	令和7年度

○検討・調査中の産業団地

地区名	施行面積	目標年度
A地区	10ha～20ha	令和8年度
B地区	40 ha 以上	令和11年度

取組内容①

適切な候補地の選定

整備対象地域が県内全域となったため、候補地選定の考え方も見直しが必要となっています。これまでは市町村の要望に基づく整備を基本としていましたが、今後は、「地域の均衡ある発展」のためにより効果的な地区や、あと数マイルプロジェクトなど県の施策の推進に貢献する地区を選定していきます。

また、前例にとらわれない柔軟な事業規模の設定を行い、スケールメリットを活かした整備により整備効果や採算性の向上を図ります。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

- ア 候補地区を企業局自ら調査発掘し市町村に開発を働き掛ける
- イ 地域性を考慮し施工規模や事業期間など柔軟な事業計画を策定

取組内容②

産業団地の魅力向上

持続可能な社会を実現するため、県のSDGs施策や働き方改革施策の推進を後押しし、現代社会の流れに即した産業団地の整備を行うことで、産業団地の魅力向上に努めます。

具体的には、近年多発する台風等の自然災害に備えるため、太陽光発電等によるエネルギーの地産地消、災害時における地域貢献に資する産業団地の整備等地域にあった取り組みを行います。

また、立地企業の選定においては、産業団地で働く人がより働きやすい環境を整え、持続可能な社会の実現を促進する企業を誘致していくため、働き方改革やSDGsに関する取組状況、災害時の協定締結による地域貢献への取組等を選定項目に加えていきます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

- ア 持続可能な社会の実現に貢献する企業の募集

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
<p>① 適切な候補地の選定</p> <p>ア 候補地区を企業局自ら調査発掘し市町村に開発を働き掛ける</p> <p>イ 地域性を考慮し施行規模や事業期間など柔軟な事業計画を策定</p>	<p>市町村との意見交換（毎年度）</p>				
<p>② 産業団地の魅力向上</p> <p>ア 持続可能な社会の実現に貢献する企業の募集</p>	<p>各団地の分譲方針検討（募集時）</p>				

<富士見上南畑地区>

国道 254 号和光富士見バイパスの開通によって高まる立地ポテンシャルを生かして地域経済の活性化を図るため、富士見市と連携して産業団地の整備を行います。



【概要】

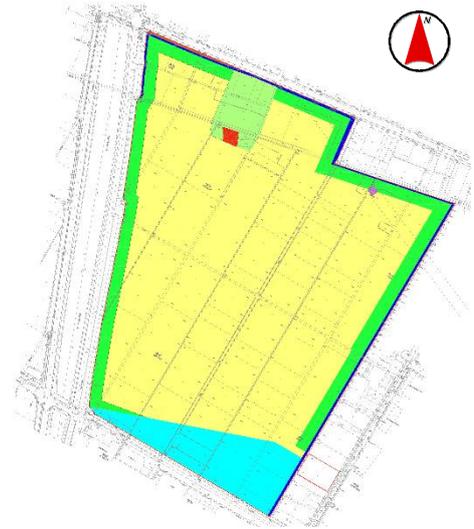
- 施行場所：富士見市大字上南畑ほか地内
(三芳 SIC 4.0km、国道 254 号 BP 沿道)
- 事業期間：令和元年度～令和 6 年度
- 施行面積：約 19.2ha
- 分譲面積：約 15.1ha

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
用地買収	←→			
造成工事等		←→	←→	←→
分譲等	募集	←→	←→	予約分譲



< 鴻巣箕田地区 >

一層高まる企業立地ニーズに対応し、雇用創出や産業集積による地域経済の活性化を図るため、鴻巣市と連携して国道17号バイパスに隣接した地区に産業団地の整備を行う。



【概要】

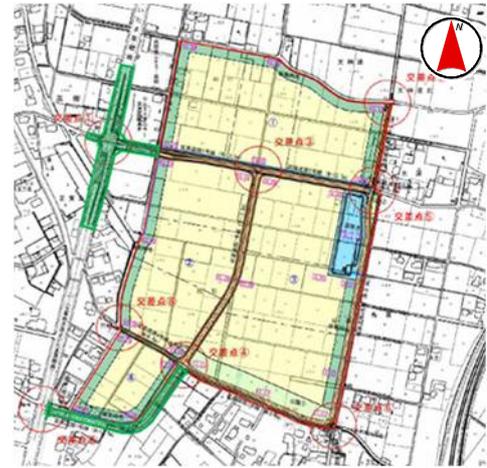
- 施行場所：鴻巣市大字箕田ほか地内
(圏央道桶川北本 IC 9.8km、国道17号BP沿道)
- 事業期間：令和元年度～令和6年度
- 施行面積：約16.7ha
- 分譲面積：約14.4ha

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
用地買収	←→			
造成工事等		←→		
分譲等	募集	←→	←→	予約分譲



<久喜高柳地区>

一層高まる企業立地ニーズに対応し、雇用創出や産業集積による地域経済の活性化を図るため、久喜市と連携して県道さいたま栗橋線に近接した地区に産業団地の整備を行う。



【概要】

- 施行場所：久喜市高柳地内
(東北道加須 IC 4.0km、県道さいたま栗橋線近接)
- 事業期間：令和4年度～令和7年度
- 施行面積：約 18.9ha
- 分譲面積：約 15.8ha

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
農林調整	←→				
用地買収		←→			
造成工事等		←→			
分譲等		募集	←→	←→	予約分譲



完成イメージ図

○調査・検討中の産業団地

< A 地区 > ※目標値に計上

施行場所：未定

施行面積：10ha～20ha

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
農 林 調 整	←→				
用 地 買 収		←→			
造 成 工 事 等		←→	←→	←→	←→
分 譲 等		募集	←→	←→	予約分譲

< B 地区 > ※目標値に計上しない

施行場所：未定

施行面積：40ha 以上

	令和 4～7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
農 林 調 整 等	←→				
用 地 買 収		←→			
造 成 工 事 等		←→	←→	←→	←→
分 譲 等		募集	←→	←→	予約分譲



産業振興と地域振興を推進するための より強固な経営基盤の構築

地域整備事業は、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い事業でもあります。今後も、持続的に産業振興と地域振興を推進するため、より強固な経営基盤を構築します。

<計画期間中の目標>

計画期間中の各団地の収支の黒字化

取組内容①	適切な財務マネジメント
-------	-------------

地域振興を推進するための、より強固な経営基盤を構築するために、適切な財務マネジメントに取り組めます。

<アクションプラン>

- ア 独立採算制を維持する経常収支比率 100%以上（計画期間中平均）の堅持
- イ 有利子負債0による自主財源による経営の堅持

取組内容②

収益の確保に向けた検討

収益を確実に確保できるよう計画段階からリスクを回避していくよう取り組んでいきます。

具体的には、候補地選定調査における事業費の精査により、確実な採算性の検討を行います。

また、計画段階においては、これまで以上に関係機関との事前協議を促進し、共同事業者である地元市町村との連携を強化していきます。

さらには、確実に収益を確保するためには事業リスクを早期に排除することが重要であることから、計画段階から地元市町村と協働して地歴調査を徹底するとともに埋蔵文化財における事業リスクを排除するよう取り組みます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

- ア 候補地選定調査における事業費の精査による確実な採算性検討
- イ 計画段階における関係機関との事前協議促進

取組内容③

人材開発

地域整備事業は、土地規制や共同事業者である市町村と調整事務から造成工事まで様々な専門知識が求められます。

企業局では、これまでも局内研修の実施や外部研修を活用し、人材育成を行ってきました。将来にわたって安定的に事業を行うためには、引き続き効果的な人材育成に取り組んでいく必要があります。

そこで、企業局人材開発計画等に基づいて体系的・計画的な研修を引き続き行い、人材の確保・育成に努めていきます。

<アクションプラン>

- ア 若手職員へのOJTや体系的・計画的な研修等の実施、検証

第5章 計画を着実に実行する仕組み

この計画を着実に実行していくため、以下の取組を進めます。

1 マネジメントサイクル

施策の方向性、取組内容に掲げる数値目標を設定し、事業評価を行い、企業局経営懇話会の意見も反映させつつ、必要な見直し・改善を行います。

2 予算との連動

事業の進捗よく状況に応じて年度ごとの到達目標を設定することとし、その目標設定を予算編成過程で行うことにより、年度目標と年度予算との連動を図ります。

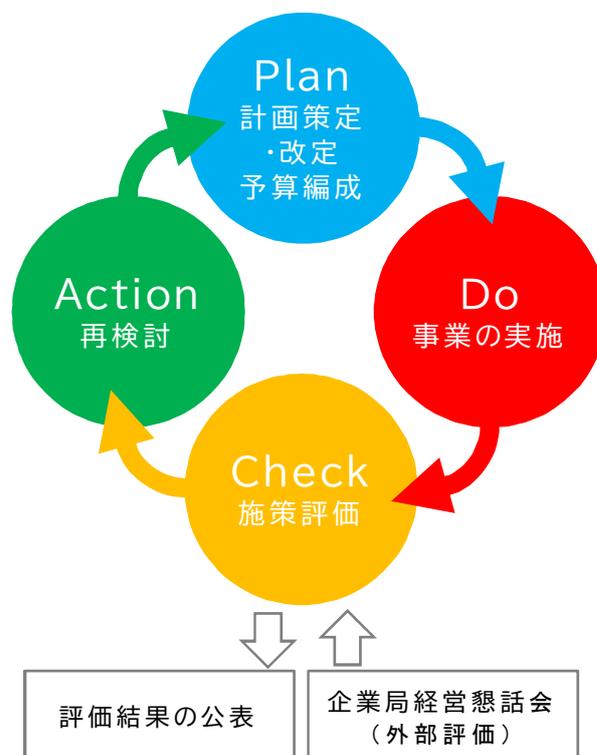
3 外部評価の実施

計画の進捗よく状況については、企業局で内部評価を行った上で、外部有識者等で構成される「企業局経営懇話会」において外部評価を受けることとします。

また、外部評価の結果は企業局のホームページで公表します。

4 人材開発

企業局の直面する課題に適切に対応するとともに、健全経営の維持や経営基盤の強化に資する、高度で専門的な知識・スキルを持った職員を養成します。



資料編

1 投資・財政計画

(1) 水道用水供給事業

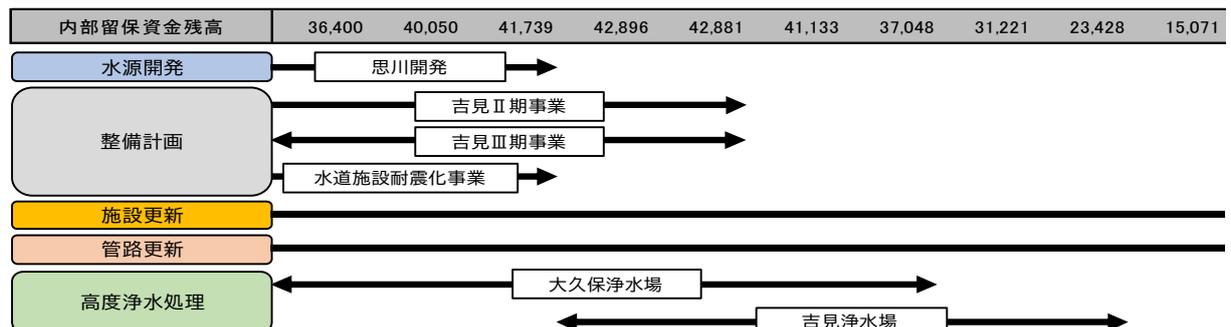
本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間となっていますが、管路更新など設備投資は長期に及ぶため、本計画策定にあたり長期的な視点も必要となることから、これまでの実績を踏まえて今後15年間のシミュレーションを実施しました。

このシミュレーションのうち給水収益については、「埼玉県長期水需給の見通し」に基づき、費用については実績からの見込みなどに基づき試算しています。

今後の財政シミュレーション【決算ベース・料金改定なし】

		計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目	計画6年目	計画7年目	計画8年目	計画9年目	計画10年目
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収益	1 営業収益(A)	39,561	38,522	38,294	38,096	37,923	37,865	37,556	37,392	37,224	37,162
	(1)給水収益	39,489	38,450	38,222	38,024	37,851	37,793	37,524	37,360	37,192	37,130
	(2)その他営業収益	72	72	72	72	72	72	32	32	32	32
	2 営業外収益(B)	4,702	4,139	3,844	3,711	3,567	3,815	3,828	4,032	4,071	4,850
	(1)受取利息	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	(2)他会計補助金	374	305	286	245	228	210	192	173	154	134
(3)長期前受金戻入	4,324	3,830	3,554	3,462	3,335	3,601	3,632	3,855	3,913	4,712	
3 収益計(C) ((A)+(B))	44,263	42,661	42,138	41,807	41,490	41,680	41,384	41,424	41,295	42,012	
費用	1 営業費用(D)	40,812	39,782	39,463	39,223	38,231	39,588	38,677	41,638	41,783	44,386
	(1)人件費	2,386	2,386	2,386	2,386	2,386	2,386	2,386	2,386	2,386	2,386
	(2)動力費	3,319	3,318	3,298	3,281	3,266	3,330	3,306	3,537	3,522	3,605
	(3)薬品費	1,429	1,423	1,433	1,580	1,595	1,952	1,964	1,611	1,624	1,560
	(4)修繕費	3,933	3,704	4,341	4,034	3,838	3,527	3,012	3,749	3,864	3,940
	(5)その他営業費用	8,243	7,537	7,377	7,441	7,435	8,321	7,813	8,008	8,043	8,264
	(6)減価償却費	21,235	21,051	20,264	20,117	19,326	19,711	19,830	21,988	21,971	24,275
	(7)資産減耗費	267	363	364	384	385	361	366	359	373	356
	2 営業外費用(E)	2,508	2,192	2,572	2,603	2,432	2,383	2,591	2,900	2,814	2,852
	(1)支払利息	2,508	2,192	2,572	2,603	2,432	2,383	2,591	2,900	2,814	2,852
	(2)雑支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3 費用計(F) ((D)+(E))	43,320	41,974	42,035	41,826	40,663	41,971	41,268	44,538	44,597	47,238
	経常損益(G) ((C)-(F))	943	687	103	▲ 19	827	▲ 291	116	▲ 3,114	▲ 3,302	▲ 5,226
特別利益(H)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別損失(I)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期純損益(J) ((G)+(H)-(I))	943	687	103	▲ 19	827	▲ 291	116	▲ 3,114	▲ 3,302	▲ 5,226	

		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
資本的収入	1 国庫補助金	1,410	4,773	5,539	7,679	9,379	10,890	5,795	5,181	3,722	5,047
	2 企業債	4,025	23,880	18,395	26,492	30,271	38,523	23,399	16,906	21,684	19,887
	3 出資金(県債)	2,671	9,740	5,863	10,861	13,974	14,226	10,720	7,636	4,064	4,358
	4 出資金(一財)	822	911	931	908	926	945	964	983	1,003	858
	5 他会計補助金	227	225	225	225	225	225	225	125	125	125
	6 工水借入	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収入計(A)	9,157	39,529	30,953	46,165	54,775	64,809	41,103	30,831	30,598	30,275
資本的支出	1 建設改良費	14,784	40,059	31,222	46,333	54,811	64,088	41,447	30,649	31,588	30,773
	2 企業債償還金	9,387	10,931	11,998	12,449	13,873	15,006	16,385	17,151	16,943	18,354
	3 機構負担年賦金	2,467	3,018	3,078	3,173	3,237	3,302	3,368	3,436	3,506	3,081
	4 撤退負担金	2,862	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5 工水償還金	170	69	69	-	-	-	-	-	-	-
	支出計(B)	29,670	54,077	46,367	61,955	71,921	82,396	61,200	51,236	52,037	52,208
収支差不足額(C) ((A)-(B))	▲ 20,513	▲ 14,548	▲ 15,414	▲ 15,790	▲ 17,146	▲ 17,587	▲ 20,097	▲ 20,405	▲ 21,439	▲ 21,933	
企業債残高	105,027	117,975	124,371	138,414	154,812	178,329	185,343	185,098	189,839	191,372	
機構負担年賦金残高	38,609	35,762	32,857	39,791	36,725	33,598	30,408	27,153	23,832	20,902	
PFI年賦金残高	819	660	499	335	168	-	-	-	-	-	
工水借入金残高	138	69	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	144,593	154,466	157,727	178,540	191,705	211,927	215,751	212,251	213,671	212,274	
内部留保資金残高	36,400	40,050	41,739	42,896	42,881	41,133	37,048	31,221	23,428	15,071	

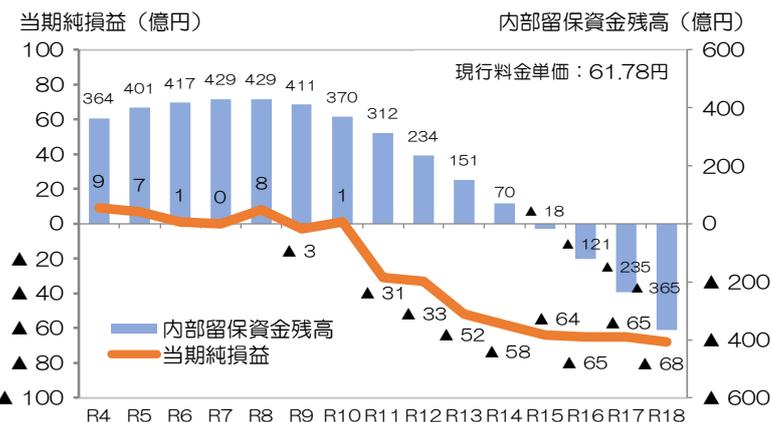


なお、水の需要やエネルギー価格の変動、工事等の落札率、また、技術革新や水道用水供給事業に求められる安全水準など事業を取り巻く環境の変化によって大きく変わる可能性があります。

本計画の計画期間においてアセットマネジメント、DXの推進等によるさらなるコスト縮減で費用面を抑制するなど経営改善に努め、収支均衡を図っていきます。

◆左表の内部留保資金残高と当期純損益

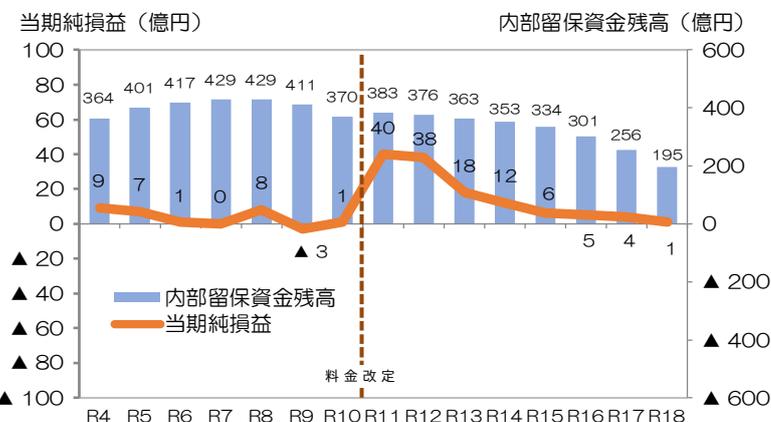
現行料金【61.78円】(単位:百万円)				
計画11年目	計画12年目	計画13年目	計画14年目	計画15年目
R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度
36,897	36,735	36,574	36,513	36,253
36,865	36,703	36,542	36,481	36,221
32	32	32	32	32
4,783	3,852	3,796	3,751	3,698
4	4	4	4	4
115	95	75	54	33
4,664	3,753	3,717	3,693	3,661
41,680	40,587	40,370	40,264	39,951
44,698	44,382	44,294	44,230	44,263
2,386	2,386	2,386	2,386	2,386
3,582	3,568	3,553	3,548	3,525
1,567	1,579	1,592	1,610	1,616
4,380	4,399	4,568	4,500	4,456
8,300	8,307	8,335	8,362	8,437
24,124	23,776	23,493	23,456	23,477
359	367	367	368	366
2,770	2,606	2,537	2,537	2,479
2,770	2,606	2,537	2,537	2,479
-	-	-	-	-
47,468	46,988	46,831	46,767	46,742
▲ 5,788	▲ 6,401	▲ 6,461	▲ 6,503	▲ 6,791
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
▲ 5,788	▲ 6,401	▲ 6,461	▲ 6,503	▲ 6,791



◆料金改定により収支均衡を図るイメージ

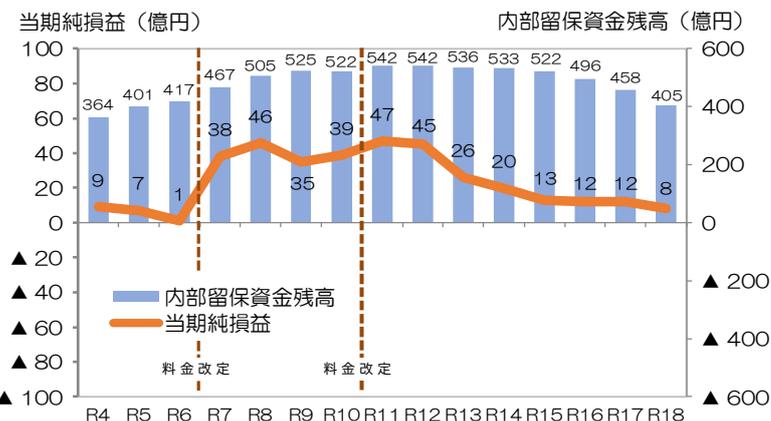
1段階 (料金単価+20%)

R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度
5,535	5,326	6,334	6,041	5,589
16,551	23,266	36,568	30,438	31,707
7,704	6,265	13,080	11,122	7,815
878	898	918	939	961
125	125	125	125	125
-	-	-	-	-
30,793	35,880	57,025	48,665	46,197
30,442	36,414	58,299	49,486	47,515
19,242	19,037	19,368	20,824	21,588
3,150	3,221	3,294	3,368	3,444
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
52,834	58,672	80,961	73,678	72,547
▲ 22,041	▲ 22,792	▲ 23,936	▲ 25,013	▲ 26,350
188,682	192,910	210,109	219,724	229,843
17,907	14,844	11,712	8,510	5,235
-	-	-	-	-
206,589	207,754	221,821	228,234	235,078
7,029	▲ 1,806	▲ 12,091	▲ 23,508	▲ 36,501



2段階 (料金単価各段階+10%)

R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度
4,677	4,677	4,677	4,677	4,677
46	46	46	46	46
35	35	35	35	35
39	39	39	39	39
47	47	47	47	47
45	45	45	45	45
26	26	26	26	26
20	20	20	20	20
13	13	13	13	13
12	12	12	12	12
12	12	12	12	12
8	8	8	8	8



庄和・行田浄水場 ※

※ 実施時期などについては、今後検討。

(2) 工業用水道事業

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間となっていますが、管路更新など設備投資は長期に及ぶため、本計画策定にあたり長期的な視点も必要となることから、これまでの実績を踏まえて今後15年間のシミュレーションを実施しました。このシミュレーションは、実績からの見込みなどに基づき試算しています。

今後の財政シミュレーション【決算ベース・料金改定なし】

		計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目	計画6年目	計画7年目	計画8年目	計画9年目	計画10年目
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収益	1 営業収益(A)	1,565	1,551	1,539	1,531	1,523	1,515	1,506	1,499	1,491	1,483
	(1)給水収益	1,553	1,550	1,538	1,530	1,522	1,514	1,506	1,499	1,491	1,483
	(2)その他営業収益	1	1	1	1	1	1	0	0	-	-
	(3)受託工事収益	11	0	0	-	-	-	-	-	-	-
	2 営業外収益(B)	127	109	107	104	105	101	99	97	95	92
	(1)受取利息	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	(2)他会計補助金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(3)長期前受金戻入	124	107	105	103	104	100	98	96	94	91
	3 収益計(C) ((A)+(B))	1,692	1,660	1,646	1,635	1,628	1,616	1,605	1,596	1,586	1,575
費用	1 営業費用(D)	1,655	1,777	1,722	1,825	1,875	1,728	1,963	1,920	1,879	1,791
	(1)人件費	209	209	209	209	209	209	209	209	209	209
	(2)動力費	31	31	31	31	31	31	30	30	30	30
	(3)薬品費	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	(4)修繕費	80	139	96	90	81	84	166	138	139	135
	(5)受託工事費	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(5)その他営業費用	604	706	693	645	639	670	683	680	673	674
	(6)減価償却費	591	623	622	638	654	666	674	662	663	675
	(7)資産減耗費	121	61	63	204	253	60	193	193	157	60
	2 営業外費用(E)	3	2	1	1	0	0	-	-	-	-
	(1)支払利息	3	2	1	1	0	0	-	-	-	-
	3 費用計(F) ((D)+(E))	1,658	1,779	1,723	1,826	1,875	1,728	1,963	1,920	1,879	1,791
	経常損益(G) ((C)-(F))	34	▲ 119	▲ 77	▲ 191	▲ 247	▲ 112	▲ 358	▲ 324	▲ 293	▲ 216
特別利益(H)	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	
特別損失(I)	-	-	-	28	-	42	-	-	-	-	
当期純損益(J) ((G)+(H)-(I))	34	▲ 119	▲ 77	▲ 212	▲ 247	▲ 154	▲ 358	▲ 324	▲ 293	▲ 216	

		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
資本的収入	1 国庫補助金	43	13	13	-	-	-	-	-	-	-
	2 企業債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3 出資金(県債)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4 出資金(一財)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6 上水からの償還金等	130	69	69	0	0	-	-	-	-	-
	7 固定資産売却等	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収入計(A)	173	82	82	0	0	0	0	0	0	0	
資本的支出	1 建設改良費	968	1,563	723	1,015	781	1,142	1,476	817	987	1,310
	2 企業債償還金	78	35	26	13	10	10	-	-	-	-
	3 機構負担年賦金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4 その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
支出計(B)	1,046	1,598	749	1,028	791	1,152	1,476	817	987	1,310	
収支差不足額(C) ((A)-(B))	▲ 873	▲ 1,516	▲ 667	▲ 1,028	▲ 791	▲ 1,152	▲ 1,476	▲ 817	▲ 987	▲ 1,310	
企業債残高	270	175	0	0	0	-	-	-	-	-	

内部留保資金残高	11,968	10,840	10,606	9,914	9,404	8,656	7,377	6,780	6,051	5,100
----------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

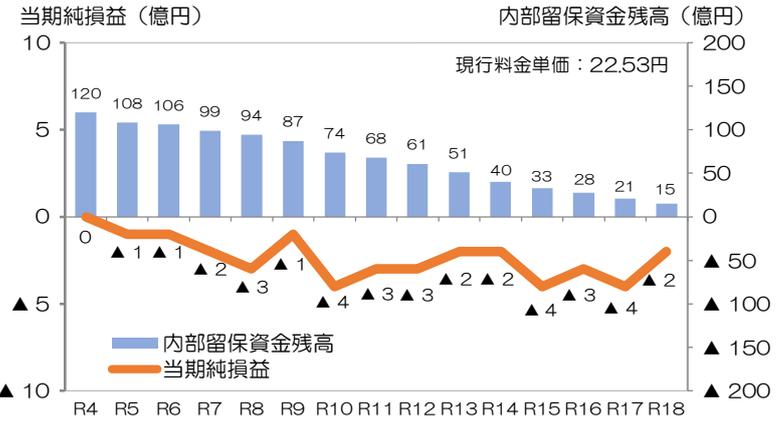


なお、水の需要やエネルギー価格の変動、工事等の落札率、また、技術革新や受水企業のニーズなど事業を取り巻く環境の変化によって大きく変わる可能性があります。

本計画の計画期間においてアセットマネジメント、DXの推進等によるさらなるコスト縮減で費用面を抑制するなど経営改善に努め、収支均衡を図っていきます。

◆左表の内部留保資金残高と当期純損益

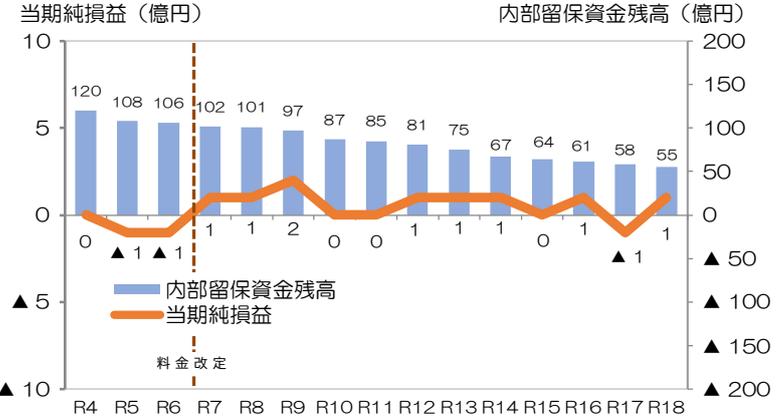
現行料金【22.53円】(単位:百万円)				
計画11年目	計画12年目	計画13年目	計画14年目	計画15年目
R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度
1,476	1,468	1,461	1,453	1,446
1,476	1,468	1,461	1,453	1,446
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
91	84	82	80	78
-	-	-	-	-
1	1	1	1	1
90	83	81	79	77
1,567	1,552	1,543	1,533	1,524
1,817	1,938	1,827	1,957	1,760
209	209	209	209	209
30	30	29	29	29
8	8	8	8	8
135	135	131	132	133
-	-	-	-	-
676	677	676	675	675
699	694	714	719	646
60	185	60	185	60
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
1,817	1,938	1,827	1,957	1,760
▲ 250	▲ 386	▲ 284	▲ 424	▲ 236
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
▲ 250	▲ 386	▲ 284	▲ 424	▲ 236



◆料金改定により収支均衡を図るイメージ

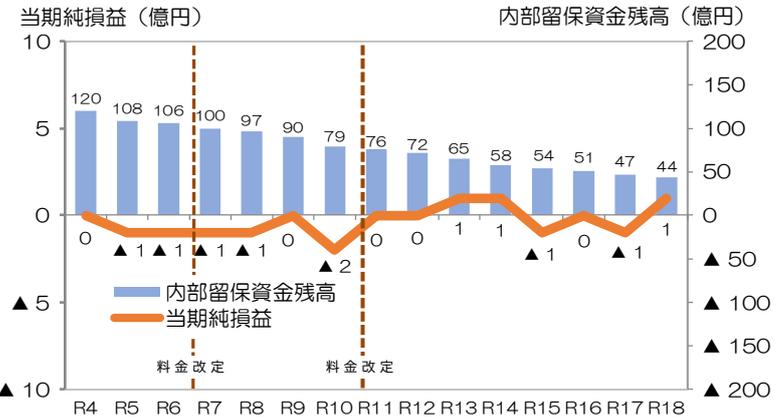
1 段階 (料金単価 +20%)

R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
0	0	0	0	0
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
0	0	0	0	0
1,410	906	906	906	906
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
▲ 1,410	▲ 906	▲ 906	▲ 906	▲ 906
-	-	-	-	-
4,040	3,339	2,773	2,063	1,481



2 段階 (料金単価各段階 +10%)

R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
0	0	0	0	0
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
0	0	0	0	0
1,410	906	906	906	906
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
▲ 1,410	▲ 906	▲ 906	▲ 906	▲ 906
-	-	-	-	-
4,040	3,339	2,773	2,063	1,481



(3) 地域整備事業

今後5年間で産業団地約100haを開発し、順次分譲を進めていく予定です。

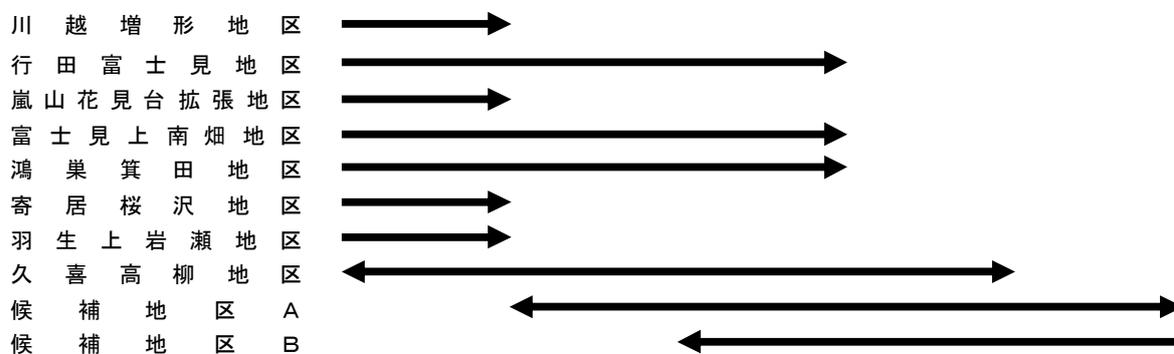
新型コロナウイルス感染症の流行など、景気の先行きは不透明な状況にあることから、新たな産業団地の開発に当たっては、市町村や企業の立地ニーズ、収支バランスに留意し、慎重に進めていきます。

売却収益は各地区の事業最終年度に計上し、貸付収益は令和3年度の実績額を計上しています。

候補地区の建設改良費は過去の産業団地整備の実績を踏まえて設定しています。

(単位:百万円)

		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
収益的 収支	収益	23,871	829	22,783	8,581	7,110
	産業団地売却収益	23,005	0	21,960	7,750	6,280
	産業団地貸付収益	429	429	429	429	429
	ゴルフ場貸付収益	365	365	365	365	365
	受取利息等	72	35	29	37	36
	費用	20,470	783	21,353	8,403	6,963
	産業団地売却原価	19,687	0	20,570	7,620	6,180
	人件費等	657	657	657	657	657
	減価償却費等	126	126	126	126	126
	当年度損益	3,401	46	1,430	178	147
累積損益	6,358	6,404	7,834	8,012	8,159	
資本的 収支	収入	1,542	1,547	1,272	1,001	1,001
	長期貸付金償還金	1,541	1,546	1,271	1,000	1,000
	他会計補助金等	1	1	1	1	1
	支出	4,396	5,690	13,092	6,812	11,498
	建設改良費	4,196	5,490	12,892	6,612	11,298
	事務費等	200	200	200	200	200
	差引	▲ 2,854	▲ 4,143	▲ 11,820	▲ 5,811	▲ 10,497
内部留保資金残高		48,772	44,484	54,476	56,545	52,459



2 事業の廃止・撤退

(1) 詳細調査に基づく事業見直し（骨材製造事業）

昭和 42 年には、県内で良質な砂利が採取可能で採算ベースにのるとの情報を得て、条例に定め、事業着手のための詳細調査を実施したところ、当初の見込みほど骨材の採取が見込めないことが判明したため、昭和 44 年には事業を廃止しました。

(2) 行政の計画変更に伴う事業見直しの事例（三峯観光道路）

県の総合計画の一環として奥秩父の観光資源開発と地域振興を目的に昭和 42 年に本県初の有料道路として開業しましたが、周遊ルートという当初計画が、道路計画上の諸問題から行き止まり道路となり、年々営業収支は悪化の一途をたどりました。

企業局経営管理改善委員会において経営改善策の検討が進められ、企業債の償還が終了する昭和 61 年度末に県道に移管しました。

(3) 民間事業者との役割分担その 1（神川温泉保養センター）

県民の健康増進と健全な余暇活動の振興を図り、地域の活性化に寄与することを目的として、平成 13 年 9 月に県営神川温泉保養センターをオープンしました。当該施設周辺に、民間が同様の施設を開業し、県が事業を続けることは屋上屋を重ねることにもつながるとともに、入館者の減少により経営環境が悪化したことから、平成 17 年度末に、県営施設としての運営を終了し、民間に譲渡しました。

(4) 民間事業者との役割分担その 2（発電事業）

埼玉県企業局設置より早い昭和 35 年に開業し、健全経営を維持していましたが、規制緩和による電力の自由化の波を受け、電気料金が年々引き下げられ、経営環境が厳しくなることが予想されたことから、事業単独で清算ができる早期に撤退が望ましいとして、平成 20 年 9 月に民間譲渡しました。

(5) その他特別損失事業

条例に規定する前に、収益の見込みがあるとして調査を実施し、その後の詳細調査で事業着手を中止し、特別損出等を計上した事業。

平成5年度以降事業化を検討したが断念した事業

単位:千円

特損 処理	内容	調査 実施	金額	断念した理由
H27	深谷国道140号沿道地区概略可能性調査	H22	9,171	採算性
H26	天然ガス発電事業化可能性調査	H24	6,932	採算性
	寄居西の入地区調査(工業団地)	S56, S62	9,349	採算性
	深谷地区調査(工業団地)	S59	10,131	採算性(軟弱地盤)
	鷲宮久本寺地区調査(工業団地)	S63, H元,H2	29,734	採算性(軟弱地盤)
	ビル事業関連調査(ビル建設、売却、貸付)	H2,3	25,578	採算性
	聖地公園関連事業(墓地)	H3,H4, H5,H7	32,068	採算性(平地面積が 少ないため)
	見沼田園関連調査(工業団地)	S63	2,734	採算性
H14	県南西部開発調査(工業団地)	H元	3,842	採算性
	深谷東部地区調査(工業団地)	H8,H9, H10	29,098	採算性(分譲の見通 しが立たないため)
	騎西種足鴻巣笠原地区調査(工業団地)	H11, H12	16,800	採算性(分譲の見通 しが立たないため)
	公営企業における地域整備事業の展開に 係る検討調査 (新しい事業メニューの検討 例 光ファイバーの敷設、 ネットワーク機器のレンタル、 中心市街地の活性化、 福祉拠点施設整備)	H11, H12	10,700	採算性
H6	大里ゴルフ場調査		41,683	

3 用語解説

用 語	解 説
あ行	
アセットマネジメント	中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に資産を管理運営する体系化された実践活動。施設の健全性を維持しつつ、更新費用を総額として最小化することや、更新時期を平準化するといった観点から活用される手法のこと。
あと数マイルプロジェクト	将来の人口・需要や新たな技術の動向等を十分に把握した上で、公共交通及び道路網の更なる利便性向上策について、これまでの経緯等も踏まえつつ検討し、限られた予算の中で、県境路線を含めた効果の高い部分について、重点的に整備を進めるもの。
安定水利権	河川において水源施設の整備などにより、年間を通じて安定的に確保される流量の範囲内で許可される水利権であり、他の河川使用者及び河川の流水の正常な機能の維持との調整がなされ、取水が安定的に継続される水利権のこと。
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
か行	
かび臭物質	水道水の異臭味のうち、墨汁や土のような臭いの原因物質であり、水道水質基準項目の一つである。この物質は湖沼や流れの緩やかな河川で繁殖する微生物が産生するものである。
計画給水人口	水道法では水道事業経営の認可に係わる事業計画において定める給水人口をいう。水道施設の規模を決定する要因の一つであり、計画給水区域内の常住人口を基に計画年次における人口を推定し、これに給水普及率を乗じて定める。
県水転換率	市や町の水道事業が取水した水量（県営水道からの受水量と地下水など自己水源からの取水量の合計）のうち、県営水量からの受水量の割合。埼玉県では、地盤沈下防止のため地下水から県水への転換を図ってきたことから、県水転換率と表現している。
高度浄水処理	通常の浄水処理では十分に対応できない臭気物質、トリハロメタン前駆物質、色度、アンモニア性窒素、陰イオン界面活性剤などの処理を目的として、通常の浄水処理に追加して導入する処理のこと。代表的な高度浄水処理の方法としては、オゾン処理法、活性炭処理法、生物処理法及びエアレーションがあり、処理対象物質などによってこれらの処理方法が単独またはいくつかの組み合わせで用いられる。高度処理ともいう。

用語	解説
さ行	
雑用水	工業用水道事業者が、工業用水道に余剰が生じている場合に、供給できる工業用以外の用途の水（人の飲用に適する水として供給するものを除く）。
消毒副生成物	塩素などの消毒剤と水中の有機物とが副次的に反応して生成される物質。人体に有害な物質としてトリハロメタンなどがある。
受水団体	企業局の水道用水供給事業から水道用水の供給を受けている市や町などの水道事業者。
浄水発生土	河川の水を取水し、浄水場で水道水を作る過程で河川水に含まれる濁り成分を集めて脱水処理したもの。
水道広域化	給水サービスの高度化やライフラインとしての社会的責任を果たすために必要な財政基盤及び技術基盤の強化を目的として、複数の水道事業等が事業統合を行うこと。 これに対し、必要な財政基盤及び技術基盤強化を目的に複数事業の管理の全部又は一部を一体的に行うことを「新たな水道広域化」という。
水道G L P	水道水質検査優良試験所規範(Good Laboratory Practice)の略語。水道法に基づく水質検査を実施する機関における検査が、管理された体制の下で適正に実施され、その結果の信頼性を確保することを目的として公益社団法人日本水道協会が定めたもの。
水利権	河川の流水、湖沼の水などを取水し、利用することができる権利のこと。河川法が規定する公法上の権利。
スマートメーター	使用量をデジタルで計測する、通信機能を備えたメーター。
制水弁	管路中の水の流れを制御する弁。
責任水量制	実際の使用水量にかかわらず、あらかじめ供給契約で決めた水量に基づいて料金算定する固定料金制度。
た行	
ダウンサイジング	水需要の減少等に伴い施設能力を縮小して、施設の効率化を図ること。
地域防災計画	災害対策基本法第40条の規定及び防災基本計画に基づき、埼玉県地域にかかる災害について、住民の生命、身体及び財産を保護するため、必要事項を定めた計画。
中継ポンプ所	水圧不足を補うために、送水管路の途中に設けられた増圧用のポンプ施設。
超高塩基度P A C	水道の浄水処理に用いられる凝集剤の一つであるポリ塩化アルミニウム(P A C)のうち、塩基度が70%程度のもの。 凝集剤注入率の削減、汚泥減容化、残留アルミニウムの低減等の特長がある。

用語	解説
デジタルトランスフォーメーション(DX)	デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。
トリハロメタン	メタン(CH ₄)の水素原子3個が、塩素、臭素、あるいはヨウ素に置換された有機ハロゲン化合物の総称。塩素消毒によって生成される物質のうち、クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルムの4物質の濃度の合計を総トリハロメタンといい、なかでも、クロロホルム、ブロモジクロロメタンはヒトに対して発がん性を示す可能性がある物質であると言われている。
は行	
PFI	公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に、民間資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。
ピコプランクトン	プランクトンのうち、大きさが0.2~2μm程度である極微小な生物群。非常に小さく、通常の顕微鏡ではその存在を確認しにくいいため、観察には落射蛍光顕微鏡や電子顕微鏡が用いられる。従属栄養性のピコプランクトンと独立栄養性のピコ植物プランクトンに分けられ、ピコ植物プランクトンの凝集沈殿処理での除去率は80%程度である。
変動供給	受水団体への水道用水の供給にあたり、定量で行う定量供給に対し、受水団体の需要に応じて供給量の変動する供給。
包括委託	浄水場は県の資産としたまま、浄水場施設の維持管理や運営を民間事業者に包括(とりまとめて一括的に)して委託すること。
ま行	
水安全計画	食品の安全管理に広く導入されているHACCP(ハサップ)の考え方を取り入れたもので、水源から給水地点までの全ての過程を通して、水質に影響を与える可能性(危害)を検討して、その対応方法を事前にマニュアル化した計画。企業局では、WHO(世界保健機関)の提唱に基づき、平成22年9月「埼玉県営水道水安全計画」として策定。
水総合管理システム	災害や水質事故時の危機管理対応の迅速化と浄水場の運転・水質管理の効率化、各浄水場間や受水団体との連携強化を目的とし平成30年度に運用を開始したシステム。県営各浄水場管理室で監視しているリアルタイムデータや受水地点の流量・圧力・弁開度データなどの水道情報と、国土交通省等の雨量や河川水位・河川流量データを端末やスマートフォンなどに一括表示・監視するなどの機能を持つ。
や行	
有収率	水道施設を通して送水される水がどの程度収益につながっているかを示す指標である。数値が高いほど良い。低い場合は送水途中での漏水の発生などが考えられる。

用 語	解 説
ら行	
レジリエンス	英語で、「強靭さ」を意味する言葉。地域においては、災害などの突発的な変化や平常時の重圧に対して、より着実に耐久し、適応するための能力とされる。
レベル2地震動	当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの。

※ 用語解説の一部は、日本水道協会発行「水道用語辞典（第2版）」から引用しています。



第5次企業局経営 5 年計画

編集・発行 埼玉県企業局

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21

TEL 048-830-7015

Fax 048-822-9609

<http://www.pref.saitama.lg.jp/c1301/90a00-5kanen/5kanen-top.html>